

平成29年第1回せたな町議会定例会 第1号

平成29年3月2日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 議案第1号から議案第11号、議案第36号から議案第40号を一括上程
〔平成29年度町政執行方針〕
〔平成29年度教育行政執行方針〕
〔平成29年度各会計予算案に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
〔着服事件の再発防止と町民の信頼回復に関する調査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 6 議案第12号 平成28年度せたな町一般会計補正予算（第10号）
- 7 議案第13号 平成28年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 8 議案第14号 平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第15号 平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 議案第16号 平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第17号 平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 12 議案第18号 平成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 議案第19号 平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第20号 平成28年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 15 議案第21号 平成28年度せたな町病院事業会計補正予算（第4号）

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 6番 梶田道廣君 |
| 7番 大湯圓郷君 | 8番 真柄克紀君 |
| 9番 平澤等君 | 10番 大野一男君 |
| 11番 熊野主税君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会委員長		田	井	重	久	君
農業委員会会長		原	田	喜	博	君
選挙管理委員会委員長		大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高	野	利	廣	君	
総務課長	原			進	君	
まちづくり推進課長	西	村	晋	悟	君	
財政課長	佐々	木	正	則	君	
税務課長	樋	口		靖	君	
町民児童課長	吉	崎	照	人	君	
保健福祉課長	福	士	裕	継	君	
農務課長	佐	藤	英	美	君	
水産林務課長	松	村		悟	君	
建設水道課長	丹	羽		優	君	
会計管理者	関		功	悦	君	
国保病院事務局長	横	川		忍	君	
総務課長補佐	高	橋		純	君	
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君	
財政課長補佐	神	田		昌	君	
税務課長補佐	佐々	木	正	人	君	
町民児童課長補佐	佐々	木	真	由	美	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君	
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君	
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君	
水産林務課長補佐	八	木	忠	義	君	
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君	
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君	
国保病院事務局次長	中	川		譲	君	
まちづくり推進課主幹	吉	田	有	哉	君	
財政課主幹	黒	澤	美	知	子	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君	

農務課主幹	河原泰平	君
農業センター副所長	沼口英樹	君
水産林務課主幹	手塚清人	君
大成水産種苗育成センター副所長	栄田武志	君
建設水道課主幹	久津間	智君
建設水道課主幹	上田一男	君
国保病院事務局主幹	伊勢千佳子	君
財政係長	尾野裕也	君
経理入札係長	小林朱央	君
国保医療係長	中山康春	君
社会福祉係長	竹内亜希子	君
障がい福祉係長	松原孝樹	君
保健推進係長	古守亜珠	君
保健推進係長	垣本利子	君
包括支援係長	今川勇吾	君
地域支援係長	阪下克哉	君
農政係長	長内解人	君

《大成総合支所》

支所長	佐野英也	君
主幹	浜高正明	君
国保病院大成診療所事務長	古守幸治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	中村良則	君
次長	濱口喜秋	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野宏行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀英治	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古畑英規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成田円裕	君
教育委員会事務局長	高田威	君
教育委員会事務局次長	上野朋広	君
教育委員会事務局次長	杉村彰	君
北檜山幼稚園長	鎌田郁美	君
大成教育事務所長	杉村輝明	君
瀬棚教育事務所長	三浦孝史	君
総務係長	近藤智博	君

社 会 教 育 係 長 奥 村 大 樹 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 小 板 橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君

書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 横 川 洋 二 君

事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 横 川 洋 二 君

事 務 局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので、平成29年第1回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、8番、真柄克紀議員、9番、平澤等議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日から3月17日までの16日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3 諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告をさせていただきます。

職員の懲戒処分について報告いたします。1月17日に職員の公務による団体事務局の不適正な会計処理及び着服の事案が発生いたしました。内容は、せたな町家畜自衛防疫組合の会計事務において、不適正な処理により団体運営を停滞させ、なおかつ本組合預金を約440万円不正に

私的流用し着用したものであります。日頃から、職員の綱紀粛正、団体事務等の適正な運用について、徹底して指導してきたところではありますが、今回の事案が発生したことは、極めて遺憾であり、町民の信頼を大きく失墜させたものであります。関係団体をはじめ、町民の皆様から心からお詫びを申し上げます。

誠に申し訳ございませんでした。

当該職員の処分につきましては、1月30日付で免職処分とし、担当課長においては管理監督責任として1か月の減給処分、また担当係長を嚴重注意処分といたしました。

今回の事案を重く受け止め、再発防止策の検討を全庁的に行う組織として、せたな町不適正会計処理等再発防止検討委員会を設置し、事案の検証と再発防止策の検討を進めたところであります。なお町長、副町長にあつては、職員を監督する立場にあることから、共に処分をいたすことで、本定例会に給与の減額支給についての条例を提案いたします。

今後は、コンプライアンスの一層の徹底と、団体事務等に係るチェック体制の構築をはじめ、法令遵守の意識改革を進め、全職員が一丸となって再発防止に取り組み、町民から信頼される行政運営に努めてまいります。

工事発注状況それから町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。ご参照願いたいと思います。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 議案第1号ないし議案第11号及び議案第36号ないし議案第40号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第1号 平成29年度せたな町一般会計予算から議案第11号 平成29年度病院事業会計予算までの11件と議案第36号せたな町中小企業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例についてから議案第40号 指定管理者の指定についてまでの5件、合わせて16件を一括議題といたします。

最初に、町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 平成29年第1回せたな町議会定例会の開会に当たり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

私が合併間もない新町せたな町の町長として、町民の皆様への負託を受け、町政の舵取りを担わせていただいてから12回目の春を迎えました。私はこれまで、町民の幸せを第一に考え、町民が安心して暮らすことができるまちづくりの実現に向け、一生懸命取り組んでまいりました。この間、多くの課題を解決してこれたのも、ひとえに町民の皆様をはじめ、議員各位の温かいご理解とご支援の賜物であります。改めて皆様に感謝とお礼を申し上げます。さて今年には日本初の公認女医である荻野吟子女史が明治30年に瀬棚の地に荻野医院を開業してから120年目の節目に当たります。私は、わが国の医学界に女性進出の道を切り拓いた先駆者である女史の功績に敬意を表し、本年をせたな町健康元年と位置づけ、町民一人ひとりが自身の健康を意識し、その大切さを再認識するきっかけの年とし、各種事業を展開してまいります。

国を挙げて取り組んでいる地方創生については、せたな町総合戦略を軸に、地方創生推進交付金を活用し、交流人口の増加を目指して新規及び継続事業を推し進めてまいります。現行の町総合計画が平成29年度で最終年を迎えるため、平成30年度から10年間の計画期間とする第2次せたな町総合計画の策定に向けて取り組んでまいります。平成29年度せたな町予算については、国の予算編成方針や地方財政計画の考え方を踏まえ、予算編成に当たったところであり、

はじめに、一般会計予算について申し上げます。予算額は90億3,841万5,000円となり、前年度比7億7,211万3,000円、9.3%の増となっております。

歳出の主なものは、継続事業では町有施設解体工事、大成総合支所及び瀬棚総合支所の改修事業、移住定住促進住宅奨励事業、小中学校のICT機器導入事業など。また、新規事業では瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業、農業、漁業チャレンジ等支援事業、生涯学習センター整備事業などの予算を計上いたしました。

一方、歳入では、全体の6割を占める地方交付税については、普通交付税では、前年度より1,487万7,000円増の46億1,475万2,000円、特別交付税は、前年度より5,000万円増の6億円をそれぞれ計上いたしました。地方債では、適債事業7件のほか、財源不足を解消するための臨時財政対策債の借入れを見込み、前年度比38.3%増の11億5,320万円を計上いたしました。

次に、特別会計予算であります。9つある特別会計の予算総額は、39億3,175万9,000円となり、前年度比1,062万1,000円、0.3%の減となっております。

病院事業会計では、収益的支出が13億1,098万3,000円、資本的支出は、5,697万3,000円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に健やかに暮らせる福祉のまちの推進に努めます。はじめに、保健、福祉、介護施策について申し上げます。人口減少と少子高齢化が進み、住民のライフスタイルが変化する中、誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、保健、医療、福祉、介護の各分野が連携を図り、更なる充実に努めてまいります。保健施策については、子どもを望む方が子どもを授かり、安心して産むことができるよう、引き続き不妊治療費や妊産婦健診などの交通費の助成を実施するとともに、安心して子どもを産み育てることができるよう訪問指導や健診などを通じ、母子保健事業の推進に努めてまいります。各種がん検診及び特定健康診査については、健康元年を契機として、より多くの方に受診してもらえるよう、各種がん検診の一部自己負担の軽減を図り、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、健康相談や健康教育など個々の生活習慣に合った保健指導と、健康に関する正しい知識の普及を实践し、町民の健康づくりの推進に努めてまいります。

地域福祉、高齢者施策については、高齢者保健福祉計画、第6期介護保険事業計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、住み慣れた家や地域で安心して生活できる環境づくり、権利擁護などの相談、生活支援体制の充実に努めてまいります。介護人材確保、育成支援事業については、昨年度に引き続き実施し、質の高い介護サービスの安定的な供給が計られるよう努めるとともに、本年4月から地域包括支援センター内にせたな町生

活サポートセンターを開設し、支援が必要な高齢者に対して住民ボランティアによるサロン活動や訪問による生活支援を行うことで、在宅での生活が維持できるよう、新たな介護予防、日常生活支援総合事業にも取り組んでまいります。また認知症になっても住み慣れた家や地域で安心して生活できるよう、せたな町認知症初期集中支援チームが認知症の初期に関わり、各専門医療機関との連携など、支援体制の充実に努めてまいります。瀬棚養護老人ホーム三杉荘については、平成30年度開設を目指し、本年度から改築工事に着手いたします。

障がい福祉施策については、第3次障がい者計画、第4期障がい福祉計画に基づく事業を展開するために、保健・医療・福祉などの関係機関と連携し、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供してまいります。また障がい者雇用への理解を深めるため、障がい者を雇用する町内事業者に対して引き続き支援し、障がい者の就労と社会的自立の促進に努めるとともに、障がいを持っている人も不自由なく気軽にせたな町の観光を楽しんでもらえるよう、引き続きバリアフリーレジャー事業を実施してまいります。

子育て支援については、せたな町子ども、子育て支援事業計画に基づき各種事業の推進を図ってまいります。まず就学前児童の教育、保育の一体的な提供を行う認定こども園については、平成30年4月からの開設を目指し、本年度はこども園園舎の建設を進めてまいります。乳幼児保育や留守家庭の放課後児童対応を必要とする保護者への支援対策として、保育所及び学童保育所の継続運営と併せ、子育て支援センターによる育児相談や子育て情報の提供、保護者同士の交流を図りながら、子育て家庭への支援に努めてまいります。また子どもの医療費助成、妊産婦医療費の一部助成についても継続して実施し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

国民健康保険事業については、平成30年度から北海道と市町村が共同で国保を運営し、保険者機能の強化を図っていく仕組みに変わります。本年度はこの準備期間となることから、道と連携し円滑な移行に努めてまいります。また医療費の適正化への取組として、特定健康診査と特定保健指導の実施により生活習慣病の予防対策を講じるとともに、健診受診率の向上に努め、被保険者の健康増進を支援してまいります。

後期高齢者医療制度については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携しながら、被保険者が安心して医療給付を受けられるよう円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。人口減少と医療保険制度の変化、医療に対するニーズの変化により、地方の公立病院を取り巻く環境は一層厳しさを増し、国保病院においても厳しい運営状況となっております。とりわけ、医療スタッフの確保は難しさが増しておりますが、今後も医療スタッフの充実に努め、診療所との連携のもと、救急告示病院として救急医療、初期医療、慢性期疾患などに対応する体制を堅持してまいります。医科においては、常勤医師5名のほか、循環器科・神経内科などを専門とする応援医師により、外来、入院診療の充実に努め、24時間、365日の救急医療体制を維持してまいります。医療機器などの整備については、経年劣化した自動散薬分包機や多項目自動血球分析装置を更新するほか、年次計画で電動ベッドを導入し、入院患者の療養環境の充実に努めてまいります。両診療所を含めた公的医療体制を今後も維持、継続するために、経営の健全化や医療の改善を図る必要があるため、北海道地域医療構想を踏まえ、本年3月策定する新公立病院改革プランを基に、病院運営の充実に努めてまいります。救命救急

については、運航3年目を迎え、その有利性が認識されてきた道南ドクターヘリを有効活用し、緊急性のある患者を3次医療圏へ迅速に搬送し、救命率の向上に努めてまいります。

第2に活力に満ちた産業のまちの推進に努めます。

本町の産業を取り巻く情勢は、依然、厳しい状況にあると感じております。このような状況下で、これまで町と議会、各産業団体とが一丸となって反対してきたTPP交渉については、新米大統領就任により環太平洋経済連携協定からの離脱を宣言し、事実上発効は困難となりました。しかし、米国ではアジア太平洋地域との貿易協定を2国間交渉に軸足を移す動きがあり、予断を許さない状況にあります。一次産業を基幹とする本町にとっては、今後の進展次第では農業を中心に大きく影響を受けることから、産業団体の意見を聞き、農林漁業者が安心して経営に取り組むことができるようしっかりと対応してまいります。また一次産業の持続的な発展を図るため、産業団体との協働による施策の展開と併せ、産業後継者等への支援を引き続き行い、将来のせたな町の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。

農業振興については、農業者や関係機関、団体の総意として策定した、せたな町農業振興ビジョンを基本に、喫緊の課題である担い手確保対策として、新規就農に結びつく研修生の受入などに支援するほか、5年目を迎える農業塾の更なる充実を図り、農業青年の育成に努めてまいります。また国の農業行政の先行き不透明感により農業生産現場の将来が懸念されていることから、農業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取組や農業経営基盤の強化を図ろうとする農業者に対し、農業チャレンジ等支援事業を創設し、支援してまいります。

農業センターについては、農協や各生産部会からの要望を踏まえ、各種作物の栽培試験やブロッコリーの種苗提供など、農業後継者を対象とする農業技術研修制度を引き続き実施し、指導機関と連携して担い手の育成に努めてまいります。

畜産については、肉牛や乳用牛の素牛価格は過去にないほど堅調に推移しているものの、依然、飼料価格は高止まり傾向にあり、畜産農家にとっては省力化や飼養コストの低減が大きな課題となっています。このような状況から町営牧場の利用促進を図り、草地及び乳牛等の適正な管理に努めてまいります。また、3期目となる優良家畜導入事業に対しても継続して支援を行い、生産性の向上と農家負担の軽減を図り、昨年台風被害の反省を踏まえ、発電機や牛舎などの配電設備の整備費用を支援してまいります。

次に、農業、農村整備事業について申し上げます。生産基盤の整備については、町が事業主体である農業基盤整備促進事業により農地の暗渠排水や区画拡大を引き続き実施し、生産性の向上と作業の効率化に努めてまいります。また、がんび岱地区農道整備事業では防雪柵の設置を継続して実施いたします。農業水利施設管理については、大富地区排水機場のオーバーホールに向けた長寿命化計画策定のための調査のほか、豊岡幹線排水路の機能回復事業も引き続き実施するとともに、新たに西兜野排水機場で水位遠隔監視装置をはじめとする小規模改修を行い、農業排水の効率向上と防災対策に努めてまいります。

次に、林業について申し上げます。

森林の整備・保全については、せたな町森林整備計画を基調に取り組んでまいります。また昨

年町内の森林に大きな被害をもたらした台風10号による被災箇所については、森林被害の復旧計画に基づき国や道の補助を活用し、早期復旧に努めてまいります。一般民有林については、国の未来につなぐ森づくり推進事業や森林整備地域活動支援交付金を活用し、除間伐、下刈、作業路などの造林事業への補助による森林所有者の負担軽減を図るとともに、新たに間伐材などの搬出経費についても支援を行い、計画的な森林整備の促進を図ってまいります。町有林については、松岡地区において復旧造成工事を行うとともに、標準伐期齢に達した立木の伐採工事を実施することで、人工林の適切な管理と循環型森林整備に努めてまいります。

有害鳥獣による農林水産物などへの被害は増加傾向にあることから、ハンターの確保と担い手育成のため、狩猟免許取得に対する助成や捕獲奨励金の継続を図るほか、関係機関と連携した効果的な対策を講じてまいります。

次に、漁業施策について申し上げます。

前浜資源の確保を図るため、檜山漁業振興基金を活用し実施してきたウニ種苗購入事業や深淺移植事業については、基金事業が終了したことから、新たに町単独事業として実施してまいります。檜山管内広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流についても引き続き支援してまいります。また道が策定した日本海漁業振興基本方針を基に、漁業者が取り組む先進的な増養殖事業に対しても道と連携し、持続可能な漁業振興を図って行くとともに、これらの成果を基に企業化に向けて規模の拡大を行う漁業者の取組を支援するため、漁業チャレンジ等支援事業を創設し、新技術の定着促進を強力に推進してまいります。

水産種苗育成センターについては、町内の漁業者から要望の強いアワビ、ナマコの種苗生産体制を強化し、前浜資源の確保と経営の安定に向けた支援に努めてまいります。

また漁業者自らが行なう藻場の保全活動などの環境保全に対する取組に支援するほか、漁業資源を守るための密漁対策についても、町密漁防止対策協議会が中心となり、取締機関と連携して対策を講じてまいります。

漁港、港湾については、関係機関、団体との連携を図りながら瀬棚港修築事業や漁港整備をはじめとする施設の適切な整備と維持管理に努めてまいります。また貴重な漁業資源である日本海沿岸のサクラマス増殖を図るためには、河川環境の整備が極めて重要であることから、既設砂防ダム等の堤体の切り下げを関係機関に粘り強く要望してまいります。

次に商工観光について申し上げます。

商工業の振興及び商工会の適正な運営を支援するため、中小企業経営安定資金融資事業や商工会への運営補助を引き続き実施いたします。観光振興については、観光協会と町が連携して取り組むことが重要であり、引き続き役場庁舎内に観光協会事務局を置き、事務局職員に地域おこし協力隊を配置いたします。滞在型観光の推進を図るため、レンタカー利用者が町内の宿泊施設に泊まった場合に助成する新たな事業を実施してまいります。北渡島檜山4町地域連携による食と観光の取組や、3大イベントへの助成は継続して実施し、また新たな取組として地域おこし協力隊による特産品の開発や磨き上げ、販路拡大を推進し、せたなブランドの確立に努めてまいります。

指定管理者制度による温泉ホテルきたひやまと国民宿舎あわび山荘については、お客様へのサ

ービス向上と経営努力、経費縮減を図り、適正な運営と施設の維持管理に努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進については、西大里地区で民間事業者による大規模風力発電事業が平成31年度中の運転開始を目指して工事が進められており、今年は送電線網の整備が着工となります。建設業のみならず商業や宿泊業などへの経済効果も大きいことから、町としては可能な範囲で支援してまいります。

第3に自然と共生する安全なまちの推進に努めます。

快適な日常生活を送るうえで欠かせない上下水道事業について申し上げます。水道事業については、簡易水道事業特別会計を企業会計に将来移行することを見据え、引き続き水道施設の固定資産台帳システム構築に係る経費を計上しております。今後も適正な維持管理に努め、安全で良質な水の確保、安定した水の供給、健全経営を念頭に努力を重ねてまいります。下水道事業については、引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施するほか、大成区において未整備地区に係る汚水管の新設工事を実施いたします。また、下水道等処理区域外における合併浄化槽の普及促進を図るため、設置費の補助を継続して実施してまいります。ミックス処理施設を併設している北檜山下水処理場においては、長寿命化計画に基づき機械電気設備等の更新工事を実施し、常時安定した汚水処理に努めてまいります。

環境衛生については、循環型社会を目指した取組として、ごみの減量化や不法投棄防止などの啓発活動を実施するとともに、町内各団体との共同による資源ごみ回収の推進、小型家電リサイクルなど再資源化の推進を図ってまいります。また町内2カ所の火葬場については、適正な施設管理に努めてまいります。

次に、消防、防災体制について申し上げます。まず消防については、昨年度から消防組織を統合し業務を進めておりますが、災害等への迅速な対応により被害の拡大を防ぐことが出来るよう更なる充実強化に努めてまいります。防災については、新たに後志利別川に係る洪水浸水想定区域が指定され、また、道が日本海沿岸の津波浸水想定を発表したことを受け、津波や大雨による災害時にいち早く安全な避難が行えるよう、避難場所や危険な区域等を掲載した防災マップを町民へ配布し、災害時における被害の軽減に努めてまいります。大規模災害発生時には役場や消防など関係機関による公助の対応能力をはるかに超える被害が予想されます。有事の際、地域住民が助け合い協力して地域を守る「共助」の力が重要となることから、せたな町地域活動等推進事業補助金の活用を奨励し、自主防災組織の設立と活動の推進を図ってまいります。

次に、河川の整備について申し上げます。

1級河川後志利別川の内水被害対策として本流の河道改修が実施されるほか、2級河川太櫓川などの改修工事についても継続して実施されますが、これらの事業が早期完成となるよう今後も国や道に対して強く要請してまいります。また、過去に内水被害をもたらした2級河川の真駒内川、鹹川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であり、ほかの河川の早急な対応についても関係機関に引き続き強く要請してまいります。

次に交通安全・防犯・消費者対策について申し上げます。

交通安全の推進については、交通安全運動に対する関係機関の取組や町民の意識向上により、昨年10月には交通事故死ゼロ1,000日を達成しました。引き続き交通事故撲滅に向け、関係

機関、団体と連携し、街頭啓発の実施、交通安全教育などの取組を推進してまいります。防犯運動の推進については、学校関係者や地域の方々と連携し、子どもや高齢者に対する安全確保に努めてまいります。特に、巧妙化する特殊詐欺の被害防止のため、町内事業所と連携し、全世帯へのハガキによる啓発など、広報啓発の強化に努めてまいります。

次に、町有施設の解体については、周辺環境に配慮すべく老朽化した旧小川小学校体育館や大成青少年会館、島歌母と子の家などを解体することとし、今後も年次計画により実施してまいります。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家等の対策として、特別措置法に基づく空家等対策計画を策定し、空家等の解体などに対し助成してまいります。

第4に多様な交流を生むにぎわいのある快適なまちの推進に努めます。快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興を推進するとともに、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

国道の整備については、渡島半島における交通網の整備は地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路渡島半島横断道路及び国道229号の美谷防災などの整備促進について、関係機関に引き続き強く要請してまいります。道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所改良や越波対策の事業推進をはじめ、八雲北檜山線の線形改良については緊急時に2次及び3次医療圏への搬送を迅速に行うためにも、早期完成を関係機関に引き続き強く要請してまいります。町道の整備については、橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、北檜山区北岸1号橋の修繕を実施し、新規事業では町道公園通3号線の改良舗装工事に着手いたします。

また、継続事業として都市計画区域内の街路において、道路照明の更新事業を実施いたします。

町道は町民に身近な道路であることから、引き続き舗装の修繕、除草、除雪など維持管理に努めてまいります。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、既存町営住宅の適正な維持管理に努め、町営住宅長寿命化計画に基づき、政策空家としていた豊岡下地団地1棟5戸及び貝取潤団地1棟6戸を解体いたします。

公共交通については、地域公共交通の活性化に関する法律に基づく法定協議会を設置して、町内の公共交通のあり方について協議し、地域公共交通網計画の策定に取り組みます。

第5に豊かな人間性と文化を育むまちの推進に努めます。子どもたちは、本町の未来を創る力であり、次世代へ繋げる希望でもあります。この子どもたちが、心豊かにたくましく生きる力を育み、自立した社会人となれるよう、自然や歴史、文化、地域の人材などの教育資源を生かし、学校と家庭、地域が一体となった教育を推進するため、教育委員会や関係機関との連携のもと、基礎学力の定着をはじめ、ICT機器を活用した教育や英語、道徳教育、文化、スポーツ活動の推進など、子どもたちが夢と希望を持ち、自ら学ぼうとする意欲が育まれるよう支援に努めるとともに、生涯学習環境の整備を図ってまいります。

また潤いと活力あふれる豊かな人間性と文化を育むまちづくりを進めていくために、生涯学習の理念に沿って、町民が主体的に学べる環境づくりを進めてまいります。

第6にみんなで作るまちの推進に努めます。町民主体によるまちづくりを推進するため、自主的に行うコミュニティ活動に対し、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施いたします。

町内の防犯灯につきましては、昨年度、LED化改修工事を実施し運営経費の軽減を図ったところであり、引き続き電気料金の助成と修繕料については町が負担することとし、町内会活動を支援してまいります。また各区において知恵と創意工夫により自ら考え、実践し、町内会活動の自主性と活性化を促進するため、新たに「地域連携事業」を実施いたします。

広域連携事業では、2次医療圏域にある北渡島檜山4町の繋がりが深いことから、各町の特徴あるまちづくりを生かし、観光、物産に係る事業展開や誘客促進キャンペーン、スポーツ、文化交流などの取組を進めてまいります。また今金町との2町連携事業では、婚活イベントの開催による出会いと交流の場の確保と2町のPRに努めてまいります。檜山地域の活性化を図るため、管内7町と東京都大田区との連携事業では、食と観光フェアや観光モニターツアーなどを引き続き実施し、都市部との交流人口の増加に取り組んでまいります。

以上、平成29年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために、町民の皆様、町議会の皆様の、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 次に教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 平成29年第1回定例会の開催にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

昨今のグローバル化、少子高齢化が進展する社会状況や情報通信技術の発達などにより教育を取り巻く環境が変化しております。こうした状況の中、これからの教育には、子どもたちがふるさとを愛し、お互いに支え合い、未来を切り拓き心豊かにたくましく生きる力を育むことはもとより、家庭、地域の教育力向上や生きがいをもって学び活動できる環境づくりなどが求められているところであります。平成29年度においては、5年計画の3年目を迎えるせたな町教育推進計画のもと、町民が夢と希望をもって明るい未来を切り拓いていくことができるよう、児童生徒の学力の定着をはじめ、体力向上、豊かな心とたくましく生きる力の育成、生涯にわたって学び、ふれあいを拡充できる環境、本町の歴史・自然・文化を生かした魅力ある教育など、本町の教育課題を踏まえ、学校・家庭・地域社会とより一層連携・協力を図りながら総合的な教育行政を推進してまいります。

それでは、主な方針について申し上げます。はじめに学校教育についてであります。

各小中学校においては、学習指導要領に示されております生きる力を育むことを理念とし、基礎、基本を確実に身につけ、よりよく問題を解決する資質や能力を内容とした確かな学力、自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心を内容とした豊かな心、たくましく生きるための健やかな体、この三要素がバランス良くとれた子どもの健全育成に取り組むとともに、心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを学校教育の重点目標に掲げ、その達成に向けて努めてまいります。

1点目は、地域と歩む信頼される学校経営についてであります。

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化する中、複雑、多岐にわたる教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を持ちながら育てていくことが大切であります。そのため子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる

家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともに、学校評議員や学校運営協議会委員などの外部の声を学校運営に反映させ、地域に開かれた学校づくりが推進されるように支援してまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。

小中学校においては、学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程をバランスよく編成するとともに、学力、体力向上に向けた取り組み、ICT教育、本町が有する豊かな自然、歴史、文化を学ぶふるさと教育や職場体験などを通して、自分の生き方や進路について考えるキャリア教育を推進してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。

確かな学力の育成については、児童生徒の発達段階に応じた指導やICT機器を活用するなど、子どもたちが学ぶことに興味や楽しさを感じながら基礎、基本の学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めるとともに、思考力の育成、学ぶ意欲の向上、学習習慣の定着などを図ってまいります。学力向上については、全国学力、学習状況調査結果をもとに、各学校においては学力向上改善プランを作成、活用するとともに、北海道教育委員会が実施するチャレンジテストへの参加、わかりやすい授業の工夫、改善の取り組みが途切れることのないよう、適切な支援を行ってまいります。また、家庭と連携し、学習時間の確保、学習習慣の定着を図るなど、家庭学習習慣を育む取り組みを推進してまいります。各学校においては、授業や学習発表会、文化祭などで実物投影機などのICT機器を積極的に活用しており、児童生徒が授業に集中している様子が見受けられるなど、授業などでの工夫、改善がなされております。また3か年計画で実施しておりますICT環境の整備につきましては、平成29年度をもって完了となりますが、授業での更なるICT機器の活用を図るため、せたな町ICT推進指定校であります北檜山小学校にタブレットを導入し、タブレットを活用した授業の改善や指導方法の研究を行い、ICTを活用した授業改善の推進や教育の質の向上に努めてまいります。

外国語学習については、ALT、外国語指導助手の活用はもとより、一層の充実を図るため、町独自で配置しておりますJ-ALT、英語指導助手を活用し、児童、生徒の英語力の向上に努めてまいります。また総合的な学習の時間を活用し、自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育を推進してまいります。

4点目は、道徳教育についてであります。

道徳教育推進教師を中心として、特別の教科、道徳の全面実施に向けた校内研修の充実を図り私たちの道徳を活用して学校の全教育活動を通じた道徳、教育に取り組むことで、命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断など豊かな人間性と社会性を育ててまいります。また、家庭地域とともに子どもたちの道徳性を育てる視点から、参観日などでの道徳の時間の公開授業を推進してまいります。

5点目は、生徒指導についてであります。

生徒指導については、全教職員による生徒指導体制を確立し、管理職のリーダーシップのもとに組織的な対応を図るとともに、家庭訪問、北海道教育委員会が実施するスクールソーシャルワーカー活用事業やスクールカウンセラー派遣事業を活用し、保護者や関係機関との緊密な連携の

もとに生徒指導が効果的に機能するよう教育相談の充実に努めてまいります。いじめや不登校などへの取り組みについては、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、実態把握に努めるとともに、児童生徒に関わる現状や問題点などを真摯に捉えて、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。近年、増加傾向にある携帯電話やスマートフォンなどのネットトラブル等については、関係機関と連携を図り、危険性について子どもたちに指導するとともに、保護者への啓発、連携に努めてまいります。

6点目は健康・安全教育についてであります。

児童生徒の健全な育成には、規則正しい生活と運動習慣が基本となります。そのため、家庭との連携のもとに、早寝、早起き、朝ごはんの励行、テレビやゲームの視聴時間の見直しなどの生活習慣の改善に取り組むとともに、道内の公立小、中学校の児童生徒が種目ごとの記録に挑戦する、どさん子元気アップチャレンジや北檜山小学校の体育専科教員を活用し、学級担任との連携による授業づくり、運動習慣の定着などの取り組みを進め、児童生徒の体力向上に努めてまいります。

食育については、学校での給食指導、学校栄養教諭による食に関する指導や、家庭への啓発、連携などを通して食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、7月から10月までは、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設けるなど、地元食材による給食の提供と食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者や交通事故などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう、警察など関係機関と連携を図り、交通安全教室など各種教室を開催し、危険予測・危険回避能力などを身につけさせる安全指導の充実に努めてまいります。

7点目は、特別支援教育の充実にについてであります。

特別支援教育の充実のためには、保護者との共通理解を基盤に保育所、幼稚園や小学校、中学校、高等学校、せたな町教育支援委員会並びにせたな町特別支援教育連携協議会などの関係機関連携のもとに、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、適切な支援、指導に取り組んでまいります。また、幼稚園、小中学校の普通学級において特別な支援を必要とする幼児、児童生徒に対しては、特別支援教育支援員や学習支援員を配置し、それぞれの発達段階に応じた支援、指導に努めてまいります。

8点目は幼児教育についてであります。

幼児教育については、幼児期は将来にわたる人間形成の基礎を培うための重要な時期であります。教育に当たっては、園児一人ひとりの発達段階や特性を踏まえ、幼児期にふさわしい楽しい生活が送れるように自然とのふれあい、遊びを通しての指導を中心として、思いやりやいたわりの心など、生涯にわたる生きる力の基礎を培う教育活動の推進に努めてまいります。また幼稚園から小学校への学びの連続性を考慮し、主に年長児を対象とした小学校体験入学や交流学习を年間指導計画に位置付け、幼、小の連携を推進してまいります。

せたな町立認定こども園については、教育及び保育を行うことを踏まえ、幼保連携型認定こども園への円滑な移行に向けて保育所との連携を図ってまいります。

9点目は、教職員の資質向上についてであります。

教職員一人ひとりの資質能力を高め、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、北海道教育委員会等が実施する研究会や研修会への派遣を促すとともに、町教育研究会や各種研修会などへの積極的な参加を促進してまいります。

教職員の服務規律の保持については、これまでも機会あるごとに注意を喚起してきたところがありますが、学校においても交通違反が続いており極めて遺憾な状況にあります。町民に対する信頼回復のためにも、教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

10点目は、教育環境の整備についてであります。

平成29年度は改修工事として、瀬棚中学校屋上防水改修工事や北檜山中学校水道管改修工事、北檜山中学校バリアフリー化工事等を予定しております。

また、計画的に整備しておりますICT教育の環境整備については、中学校3校の校内無線LAN工事などを予定しております。このほか、緊急性や重要性などを考慮しながら安全な教育施設の維持、管理に努めてまいります。

次に、社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人ひとりが自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。また社会教育委員、スポーツ推進委員や文化財保護審議委員を対象に研修機会の場を設け、資質の向上を図ってまいります。

1点目の幼児教育についてであります。

関係課や関係機関との連携協力によるブックスタート事業や、ボランティア団体の協力による、絵本、紙芝居などの読み聞かせ事業の推進を図ってまいります。また親子のふれあい事業や子育てに関する保護者等を対象とした学びの場を提供してまいります。

2点目の少年教育についてであります。

本町の恵まれた自然環境を活用した動植物の観察や農漁業体験などの野外での体験活動や、もの作りを通して豊かな感性を育むアート教室を実施するとともに、青少年芸術鑑賞事業として音楽コンサートを開催し、青少年の豊かな感性を培ってまいります。また様々な場面で檜山北高等学校と連携し、異年齢交流や高校生のボランティア活動を通したリーダー育成を進めるとともに、放課後や休日における体験活動の充実を図ってまいります。

3点目の青年、成人教育についてであります。

青年、成人教育においては、自らが主体的に学ぶことや地域づくりの中核にあるという自覚を持ってもらうことが重要であることから、趣味、教養に関する学習機会を提供するとともに、個人やグループの学習ニーズに対する支援体制の充実を図ってまいります。また地域における諸課題の解決に向けた学習機会や、子どもを地域で育てることを目的とした学習機会を提供するとともに、学校支援事業などを通じたボランティア活動を活発化させ地域教育力や家庭教育力の向上に努めてまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。

高齢者が健康で元気に生きがいを持ち、社会活動に取り組むために、学習活動の拠点として各区に高齢者大学を開設し、多様な学習機会を提供するとともに、異世代交流事業や合同事業等に

よるふれあいの場の提供など、生きがいにつながる学習活動の充実に努めてまいります。

5点目の芸術、文化についてであります。

文化講演会や人形劇など、身近で芸術、文化を鑑賞できる機会の充実に図るとともに、文化協会との連携によるサンデーカルチャー事業や町民文化祭など誰もが参加できる機会の充実により芸術、文化の振興に努めてまいります。

6点目の文化財の保護についてであります。

本町の貴重な文化財等については、郷土資料館等において適正な維持管理を図り、調査研究を深めるとともに、情報発信に努めてまいります。また新たに学芸員を採用し、文化財の保護、活用を進めるほか、郷土資料施設の充実や文化財に関する学習機会の提供に努めてまいります。

7点目の国際交流についてであります。

広く世界に目を向け、グローバルな視点をもって国際理解を深めていくために、世界の異文化に直接触れる機会の充実が必要です。ALT、外国語指導助手による地域での英会話教室、姉妹都市交流推進協議会によるピアノコンサートを継続してまいります。

なお、姉妹都市であるアメリカ・ハンフォード市との交流事業については、ハンフォード市側の体制が整わず、派遣受入れ事業ができない状況が続いていたため、ハンフォード市との調整も継続しながら、諸外国への派遣事業や国際交流全般に関する事業の推進について、協議会と検討してまいります。

8点目の読書活動についてであります。

生涯にわたって本に親しむことを目的とし、読書を身近に感じ気軽に本とふれあう機会を提供する図書館d eカフェなどの図書館事業を充実させるとともに、レファレンスなど日常的なサービスの提供に努めてまいります。また子どもの読書活動の促進を目的に、各学校に学校図書室支援員を派遣し、子どもたちの最も身近な読書環境の整備を図ってまいります。図書館システムについては、更新時期を迎えていることから、インターネット上で管理するクラウドサービスに移行し、新たに学校図書室との連携を図り、利便性の向上に努めてまいります。

9点目の生涯スポーツについてであります。

誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。

幼児期に必要な多様な動きや体力、運動能力の基礎を培うための運動教室事業を拡充するほか、幼稚園等への訪問指導、保護者・保育士等を対象とした講習会など、楽しく体を動かす学習機会の提供に努めてまいります。

少年期については、学校、スポーツ少年団と連携したスポーツ実技教室や、北海道のプロチームによるスポーツクリニック事業など、技術のレベルアップに関わる学習機会の提供に努めてまいります。

健康志向への高まりに対応するため、身体のケアに関する健康づくり講座や気軽に取り組める軽スポーツの普及事業を実施するとともに、近年、ニーズが高まっている水泳教室については、幼児から一般まで対象別に実施してまいります。

また、スポーツ指導者等を対象とした研修機会を提供し、スポーツ指導の環境整備に努めてま

います。

10点目の海洋スポーツについてであります。

海洋スポーツについては、水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムの対象学校を拡充し、各区において身近な教育資源を活用した学習を推進するほか、着衣泳、ライフセービングなど水辺の安全に関する体験機会を充実させるとともに、B&G海洋クラブや指導者会との連携を図り、海洋スポーツの普及に努めてまいります。また本年度はB&G北海道ブロックリーダー養成講習会が本町で開催されるため、多くのリーダーを養成し、指導体制の充実に努めてまいります。

11点目は社会教育、社会体育施設の整備についてであります。

平成29年度は旧瀬棚商業高等学校を活用し、瀬棚郷土館、瀬棚図書センター、瀬棚学童保育所などを集約した複合施設せたな町生涯学習センターとして改修し、ふるさと学習や図書活動の促進などを図ってまいります。このほか緊急性や重要性を考慮しながら社会体育施設の適切な維持、管理に努めてまいります。

以上、平成29年度の教育行政執行に関する主な方針について申し上げます。変化の激しい社会の中で、町民の負託と父母の願いに応え、町民の自主的な参加を促進し、活力あるふるさとづくりの一翼を担うことができるよう、教育行政の推進に誠心誠意取り組んでまいります。

町民の皆様並びに関係各位の特段のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます、教育行政執行方針といたします。

○議長（菅原義幸君） ただ今から11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

議案第1号から議案第11号までと議案第36号から議案第40号まで16件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） まず、予算の方ですけれども。この資料をご覧くださいながら提案理由を聞いていただければいいのかなというふうに思います。

それでは、上程にありました、議案第1号から議案第11号までの、11件の予算概要を、一括してご説明を申し上げます。議案第1号、平成29年度せたな町一般会計予算案の総額は、90億3,841万5,000円であります。歳出予算に計上した主なものを申し上げますと2款総務費では昨年に引き続き、町有地設解体工事費や、地域振興基金積立金、荻野吟子「荻野医院」開業120周年記念事業費、地方創生推進交付金事業費等に係る経費について計上をいたしました。3款民生費では国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計等への繰出金などのほか、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築工事費について計上いたしました。4款衛生費では町民の健康を守る各種検診経費やインフルエンザワクチンなどの予防接種経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計への繰出金などについて計上をいたしました。5款労働費では、渡島檜山北部通年雇用

促進支援事業などの雇用対策費について計上いたしました。6款農林水産業費では、中山間地域と直接支払交付金や優良家畜導入支援事業補助金のほか新たに農漁業チャレンジ等支援事業補助金、松岡町有林復旧造成工事費などについて計上いたしました。7款商工費では、商工会や観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉施設の指定管理料のほか国民宿舎あわび山荘煙突改修工事費などについて計上をいたしました。8款土木費では、町道と排雪業務委託などの道路維持費、橋梁長寿命化補修事業や、町道の補修舗装などの地方道改修事業費、港湾建設費、公共下水道事業特別会計予算への繰出金などについて計上いたしました。9款消防費では檜山広域行政組合消防費負担金のほか、引き続き災害対策費として、防潮水門管理費などについて計上をいたしました。10款教育費では、義務教育、幼稚園、社会教育、保健体育に係る経費のほか生涯学習センター整備に係わる工事費などについて計上いたしました。11款公債費では、長期債元金、医師の償還金などを計上いたしました。12款職員給与費では特別職3人、一般職149人分の給料、諸手当などについて、計上をいたしました。一方これに対する歳入であります、自主財源の町税や地方譲与税のほか、地方交付税では、国の地方財政計画に基づき、普通交付税及び特別交付税の合計で52億1,475万2,000円を見込み計上いたしました。町債につきましては、臨時財政対策債や合併特例債など8件の借入れを計上し収支の均衡を図ったものであります。

次に議案第2号平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は16億7,422万8,000円で保険給付費や共同事業拠出金などの経費を計上しております。議案第3号、平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億3,308万8,000円で後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上しております。議案第4号平成29年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は10億3,215万8,000円で保険給付費や地域支援事業費などの経費を計上しております。議案第5号平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は4,508万8,000円であります。通所介護サービス事業費や、介護予防事業費などの経費を計上しております。議案第6号平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は3億6,142万1,000円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備工事などのほか公営企業会計への移行のため固定資産台帳システム構築業務費を計上しております。議案第7号平成29年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は3,260万9,000円で営農用水道等施設の維持管理経費や施設の改良経費等を計上しております。議案第8号平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額は5億9,243万1,000円で、施設の維持管理経費や下水道新設工事費などの経費を計上しております。議案第9号平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は660万3,000円で、漁業集落排水施設の維持管理経費等を計上しております。議案第10号平成29年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は5,413万3,000円で風力発電施設の維持管理経費や償還金などを計上しております。議案第11号平成29年度せたな町病院事業会計予算の総額は収益的収支の支出が13億1,098万3,000円、資本的収支の支出は5,697万3,000円を計上したものであります。

以上が一括上程になりました議案、予算議案11件の予算概要説明であります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に議案その3をご覧いただきたいと思います。議案第36号せたな町中小企業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例についてであります。せたな町の中小企業者に対し経営基盤の強化及び事業活性化の促進のため本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第37号指定管理者の指定についてであります。温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

議案第38号指定管理者の指定についてですが、国民宿舎あわび山荘の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

議案第39号指定管理者の指定についてですが、せたな町障害者グループホームのぞみの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものであります。

議案第40号指定管理者の指定についてですが、せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者の指定をするものであります。

以上、議案の提案理由のご説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第1号から議案第11号までと議案第36号から議案第40号までの16件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第11号までと、議案第36号から議案第40号までの予算関連議案は、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。したがって、直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。ここで予算審査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後12時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

予算審査特別委員会委員長に真柄克紀議員、副委員長に平澤等議員が互選された旨、報告がありました。

以上で本日午前中の日程を終わります。昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 12時01分

再開 午後 1時01分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

皆さんにお諮りいたします。

実は、議案第12号平成28年度せたな町一案会計補正予算をめぐって議会側と理事者側の議を行っているところです。詳細につきましては、後ほどご報告申し上げたいと思いますが、なお調整のための時間的余裕を頂戴したいと思っておりますので、この後休憩に入って今しばらく調整を続けさせていただきたいと思っておりますが、ご了解願えますか。

よろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） できるだけ短時間に行いたいと思っております。それではご了承いただいたものといたしまして、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時08分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、着服事件の再発防止と町民の行政に対する信頼回復のために、委員会条例第5条第1項および第2項の規定により議長、議会選出監査委員を除く10名をもって構成する着服事件の再発防止と町民の信頼回復に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって議長、議会選出監査委員を除く10名で構成する着服事件の再発防止と町民の信頼回復に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上休会中の継続審査とすることに決定いたしました。ここで、着服事件の再発防止と町民の信頼回復に関する調査特別委員会は別室において正副委員長の内選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時28分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

ただ今、着服事件の再発防止と町民の信頼回復に関する調査特別委員会から委員長、副委員長の内選結果の報告を受けました。委員長に大野一男議員、副委員長に真柄克紀議員が内選された

旨報告がありました。以上でございます。これから1時間、2時半まで追加議案の調整のための休憩に入ります。再開は2時30分といたします。

休憩 午後 1時29分

再開 午後 2時30分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解きまして会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議案第12号の差し替えの作業が、実はまだ継続しております。そこで休憩の再延長の措置をとらせていただきたいと思いますと思いますが再開の時間について責任のある数字を副町長からご提案下さい。

高野副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案は今、印刷しております。丸ごと差し替えということで、今印刷中であります。若干15分かからないと思えますけど15分間休憩をお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） いかかがですか。それでは2時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時45分

◎日程第6 議案第12号

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして、会議を再開いたします。

江上恭司議員から早退の届け出がございました。それではこれより議案審議に入ります。

日程第6、議案第12号、平成28年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） ただいま、お配りしました議案その1、一冊全部差し替えとなっております。それでは議案第12号、今回ご提案いたします補正予算については、現在の歳入歳出予算の総額から1,505万4,000円を減額し、補正後の予算総額を89億9,928万7,000円とするものでございます。その主な内容ですが各種事務事業の執行による予算精査のほか、病院の不採算経費分などに係る病院事業会計への操出金、瀬棚中学校暖房整備改修工事、北檜山中学校トイレ改修工事のほか、行政執行上当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。

また、予算に合わせまして繰越明許費の設定11本と債務負担行為の追加1件、廃止1件、地方債の変更6件をそれぞれお願いしております。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それでは、最初に繰越明許費につきまして説明をいたします。お配りしました議案その1、6ページでございます。第2表繰越明許費の設定でございます。翌年度に繰り越しをお願いいたします事業は記載のとおり、11事業でございます。国の平成28年度補正予算などに伴うものでございます。次に7ページ、第3表債務負担行為補正の追加でございます。追加となります中小企業経営安定資金融資利子補給につきましては、平成28年度借入れをいたしました中小企業経営安定資金融資に対する利子補給でございます。平成29年度から償還終了年度までの債務負担をお願いするものでございます。また、保育所給食業務につきましては廃止をするものでございます。次に、8ページ。第4表地方債補正の変更でございます。認定こども園新築事業につきましては新築工事実施設計業務の精査に伴い減額となるものでございます。ほか記載の事業につきましては事業完了などによる精査でございます。起債の方法、利率、償還の方法などにつきましては変更ございません。次にお手元に、お配りしてございます平成28年度せたな町一般会計補正予算第10号補足資料で、補正予算の内容の説明を申し上げます。これも一括で差し替えとなっております。主な歳入歳出につきまして説明を申し上げますが、年度末を控えての補正でございますので執行経費及び執行残の減額精査につきましては、その内容を省かせていただきたいと思いますので、これをご了承をいただきたくよろしくお願いを申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。4ページでございます。2款総務費1項総務管理費6目基金管理費2,116万2,000円の追加をお願いするものでございます。議案書では26ページでございます。25節積立金では産業振興基金に2,129万4,000円を追加するもので、その内訳でございますが檜山漁業振興協会出損返還金2,136万円の追加、利息6万6,000円の減額でございます。13目諸費では616万8,000円の減額でございます。議案では27ページでございます。1節報酬では行政連絡員225人の報酬534万9,000円は、19節負担金補助及び交付金で措置されてございます。町内会連絡業務事業交付金を振替えるものでございます。行政連絡員を報酬につきましては町内会連絡協議会の総会におきまして直接報酬後、支払うべきとの意見がございまして協議結果に基づき振替えるものでございます。同じく19節負担金補助及び交付金におきましては北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金600万円の減額でございます。平成27年度予算繰越明許費に予算計上をしたことによるものでございます。瀬棚区バス運行事業補助金80万円の追加につきましては、乗車密度が1.5人を下回ったことによりまして、北海道から運行事業者に対する補助金が交付されないことから赤字分を補助するものでございます。3款民生費1項社会福祉費、1目社会福祉費では1,090万5,000円の追加をお願いするものでございます。議案では29ページでございます。28節繰出金におきまして国民健康保険事業特別会計繰出金2,646万4,000円の追加は保険基盤安定繰入及び事務費などの精査によるものでございます。

次に5ページでございます。同じく1項社会福祉費、3目老人福祉費では331万1,000円の減額でございます。議案では29ページから30ページでございます。19節負担金補助及び交付金におきまして介護保険居宅サービス（通所介護）事業補助金276万7,000円の追加で

ございます。5目障害者福祉費では136万8,000円の追加でございます。議案では30ページから31ページでございます。20節扶助費、自立支援医療給付費は、入院及び通院日数の増しなどによりまして、230万円の追加をお願いするものでございます。6目福祉施設管理費109万2,000円の追加でございます。議案では31ページでございます。富磯生活館集会室床改修工事をお願いするものでございます。次に4款衛生費、1項保健衛生費1目保健衛生総務費では1億2,667万7,000円の追加をお願いするものでございます。6ページになります。28節操出金におきまして病院事業会計操出金として1億4,299万円の追加でございます。議案では34ページから35ページでございます。その内訳でございますが、基金年金分ほかといたしまして557万5,000円を減額、不採算分1億4,577万5,000円、出資分279万円でございます。4目環境衛生費では27万6,000円の減額でございますが大成火葬場焼却炉解体工事をお願いするものでございいます。議案では35ページから36ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費3目農業振興費では41万8,000円の減額でございますが、農業者の視察研修のため、農業担い手研修事業補助金22万2,000円をお願いするものでございます。財源につきましては、担い手育成基金繰入金でございいます。議案では37ページでございます。5目農地費では、1,951万9,000円の減額でございます。議案では37ページから38ページでございます。15節工事請負費では、農業基盤整備促進工事で680万8,000円の減額精査でございいます。繰越明許費につきましては先ほど説明を申し上げましたが農業基盤整備促進工事、豊岡幹線排水路改修工事につきましては繰越明許費となるものでございます。また、真駒内ダム整備改修工事につきましては遠方監視装置の更新をお願いするものでございます。19節負担金補助及び交付金におきましても、それぞれ記載のとおり減額精査でございますが、がんび岱地区農道整備事業負担金につきましては繰越明許費分181万2,000円をお願いするものでございいます。

次に7ページでございます。7目農業施設管理費では修繕料として54万6,000円をお願いするもので、瀬棚ふれあいセンターボイラー修繕などでございます。議案では38ページから39ページでございます。次に7款1項ともに商工費1目商工振興費では96万1,000円の減額でございますが、中小企業経営安定資金融資利子補給費補助金33万9,000円の追加をお願いするものでございます。本補助金につきましては、債務負担行為の設定となるものでございます。議案書では42ページでございます。次に8ページでございます。8款土木費4項港湾費3目港湾建設費では4,052万6,000円の減額でございまして、国費配分額の減額によるものでございます。瀬棚港修築事業負担金の減額でございいます。ただ、本負担金につきましても、繰越明許費として525万円をお願いするものでございます。議案では45ページでございます。9款1項1目ともに消防費145万4,000円の減額でございます。議案では47ページでございます。補正の内容でございますが別冊で配付をしてございいます、檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけますが人件費の精査、消防庁舎の光熱水費などについてお願いをするものでございいます。10款教育費2項小学校費3目学校施設整備では、瀬棚小学校グラウンドフェンス補強修繕29万8,000円の追加をお願いするものでございいます。

次に9ページでございます。3項中学校費3目学校施設整備費9,786万3,000円の追加

をお願いするものでございます。11節需要費では修繕料として173万1,000円大成中学校給水管修繕ほかでございます。15節工事請負費では、瀬棚中学校暖房設備改修工事及び北檜山中学校トイレ改修工事を追加するものでございまして繰越明許費としてお願いするものでございます。議案書では51ページでございます。同じく、5項社会教育総務費3目図書館費では74万9,000円の追加でございます。大成区図書館照明器具LED化工事の追加でございます。議案では52ページから53ページでございます。次に11款1項ともに公債費1目元金では、繰り上げ償還によりまして405万9,000円の減額、2目利子におきましては利率の見直し及び同じく繰り上げ償還に伴い長期債利子1,407万を減額するものでございます。議案ではそれぞれ55ページでございます。次に14款災害復旧費2項農林水産業施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費では4,969万2,000円を減額精査いたしますが3,208万7,000円を繰越明許費としてお願いをするものでございます。

これらに係る主な歳入でございますがページ戻りまして1ページでございます。1款1項ともに町税、1目個人町民税から4項町たばこ税まで合計で2,853万3,000円の追加でございます。9款1項1目ともに地方交付税につきましては2,131万8,000円の追加でございます。11款分担金及び負担金1項負担金2目農林水産業費負担金270万4,000円の減額でございますが、基幹水利施設管理事業受益者等負担金85万円の追加につきましては真駒内ダム設備点検管理費用の精査によるものでございます。次に2ページでございます。13款国庫支出金2項国庫補助金5目土木費国庫補助金では住宅・建築物耐震化等防災安全交付金475万円の追加で川沿団地2号棟の屋上防水工事に係るものでございます。6目教育費国庫補助金では学校施設環境改善交付金3,952万8,000円の追加は瀬棚中学校暖房整備改修とそれから北檜山中学校トイレ改修工事分でございます。14款道支出金2項道補助金1目総務費道補助金では地域づくり総合交付金として1,109万7,000円の追加をお願いするものでございます。記載の事業を含めまして8事業に充当するものでございます。

次に3ページでございます。15款財産収入2項財産売払収入1目不動産売払収入では142万1,000円の追加をお願いするものであります。町有林の流木、立木でございます。17款繰入金1項基金繰入金5目公共施設整備基金繰入金につきましては、財政精査の結果5,388万5,000円の減額でございます。19款諸収入4項1目ともに雑入では5,935万9,000円の追加をお願いするものでございます。1節総務費雑入において2,555万4,000円の追加は雑入でございますが内訳といたしましては、養護老人ホーム三杉荘食材費不当利得返還訴訟の請求事件解決2,000万円ほかでございます。4節農林水産業費雑入におきましては、森林国営保険補償金1,300万円でございます。これは台風10号の被害を受けました、北檜山区松岡地区町有林の保健保証金でございます。次に檜山漁業振興協会出損金返還金2,136万円につきましては歳出でも説明を申し上げましたが、産業振興基金に積み立てるものでございます。20款1項ともに町債につきましては、それぞれ事業精査に減額でございます。なお、歳入につきましては議案その1の11ページから23ページまででございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。最初に歳出全款について質疑を許します。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） ページ数で26ページですか。補正予算ですのでほとんどが事業精査とそれから、執行残という形の中での予算精査は理解できるんですが、この企画費の中で負担金及び補助金、地域おこし企業人交流プログラム推進事業負担金、これを350万。この理由が事業中止による減ということになっているんですが、これは奇しくも去年の予算委員会の中で、提出された説明資料にも新規事業の目玉事業として挙げられた事業でございます。それで先ほどより財源振替えとか精査でなくて、この事業が、新規でありながら中止された理由についてご説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） まちづくり推進課吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） この地域おこし企業人交流プログラム推進事業につきましてご説明いたします。これにつきましては当初、地方創生事業において三大都市圏でまちのアンテナショップとして居酒屋せたなのオープンを目指しまして、交流企業でこの事業を活用しながら、オープンを目指してきましたが、相手側のワタミさん側のほうから現実のせたな町で、居酒屋をオープンするのはちょっと厳しいというお答えをいただき、更にはこの派遣につきましても1人送るというのは、今の現状では厳しいという回答をいただきました。それにおきましてこの事業につきましては、一応、今年につきましては断念せざるを得ないという形をとりましたが、この企業人交流をしなくても、連携、協定はしていましようということで期間限定のせたなフェアでありましたり、三大都市圏にあります居酒屋を活用し、まちのPRパンフレットを配置していただいたり、ワタミさんが参加するイベントブースでの共同のPR事業の展開は行いたいということで、今年度はこれを継続して事業を実施してきたところでございます。この企業人交流プログラムにつきましては、今年度については残念ながら断念せざるを得ないという状況でございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） これは相手方の都合だということですが、当初からきちっと立案して予算付けしたということは最低限実行できるという確信がない中で予算付けしたんですか。各担当も含めて予算の範囲の中で、しかも完全にこれ、一般会計の中の目玉となっている事業ですよ。途中で見直しなりなんなり総務委員会の中で議論したりして精査したことはあるんですか。今まで、何も出来なかったということで理解してよろしいですか。この事業は1円も執行されていないですけど。

○議長（菅原義幸君） まちづくり推進課西村課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） ただいまの真柄議員のご質問にお答えいたします。先程、まちづくりの主幹から答弁申し上げましたとおりでございますが、真柄議員からこの事業については28年度の目玉だったという意見を頂戴いたしまして、まさにそのつもりでございます。予算計上をさせていただいたところでございますが、相手方の事情でそれを断念せざるを得なかったというのが事情でございますが、この経過につきましては、昨年2月になります当時の総務課にありましたまちづくり推進室、当時の室長がワタミさん側と交渉いたしまして、それで出来ればせたなの食材を使った、そういう居酒屋をです。ワタミさんの現在ある居酒屋をせたなの食材を

使ったそういった居酒屋に変えていきたいということで申し入れをしております、そのためにワタミさん側からは人材を派遣していただき、そういう流れをつくっていきたいという趣旨で行なったものでございましたが昨年の5月19日なんですが、ワタミさん側の代表取締役さんが本庁に見えられた際に色々話を煮詰めていったんですがせたな町の思っているイメージと向こうのイメージが合っていないという点もありましたし、せたな町以外に道内で企業交流プログラムを実施したいという自治体もあったと伺っておりますが、実際はそちらの方に派遣をしたというのは後々に伺っておりますけど、真柄議員先程ご意見頂戴いたしましたけれども何もやっていないで、この350万の執行額を出したわけではございませんというところですね、5月にその打ち合わせをまずしました。それから、8月にもですね打ち合わせもした結果やむなく出来なかったというのが実態でありますのご理解頂きたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 対外的にこれとは違う形で色々活動をしたけど1回目の質問では色々な形でやっているからと話ししましたよね。いま、いらっしゃらない室長が持ってきた提案に対して担当課の中でこれをきちっと執行出来るという、ある程度の裏付けない中で予算措置したんですか。相手側が言ったからって予算組むかっていう話にはならないでしょ。結果として出来なかったけどこういう理由だよという形、どうしても出来なかったこと仕方がないは仕方がないと思いません。新規予算を組んで、ほとんどそれに手を全くつけないで最終的に年度末の補正予算で説明されたら何やってるんだって話になるでしょ。総務委員会に途中でこういう形でこういう結果だっていう説明とかしてるんですか。してれば総務委員会で揉んで違う財源に出来るかとか色んな話も出てくるんじゃないですか。総合的な企画だっていう形で無理くりな形じゃないですけど、そういう総合的、断続的に機能させるのがまちづくり推進課になったんですよ。この事業を展開出来なかったことっていうより予算の組み方含めて、他の担当は予算欲しくても取れなくて我慢してる課だってあるわけですから、せめて目玉のものくらい途中で出来ないなら出来ないなりに所管の委員会に説明する必要があるし、そこから知恵をもらって財源運用していくのが良かったんじゃないか。もうひとつ分からないんですが、地域おこし企業人交流プログラム推進事業って担当課で考えたんですよ。プログラムの名前もそれなら裏付けってあるもんなんじゃないんですか。まとめた形で答弁ください。

○議長（菅原義幸君） まちづくり推進課吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） この事業につきまして、この企業人交流プログラムにつきましては、350万落とさないで今日まで来ましたが、実は創生事業の方を活用しましてそのワタミさんとの連携事業を組んでます。そちらの事業費を活用して、ワタミさんとの連携を図って、事業は展開をしたんですけどもこの350万を今日までなぜ、落とさなかったのかというのは、あくまでも5月にお話をし、8月にもお話をしましたが、まだいけるんじゃないかという思いです、一応残してはきたんですけど、結果的にですね1人の派遣は無理だと最後で断念せざるを得ない状況になったということが、今日まで引っ張ってきた原因となっております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 課長の方から補足ございますか。理事者から補足の答弁ありますか。
まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） 補足説明を若干させていただきます。先程、議員からは350万、総務厚生常任委員会の方にも報告していたのかというご指摘もございましたが、実は総務厚生常任委員会の方には350万が執行出来ておりませんという報告はいたしてございません。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 関連なんですけれども、真柄議員から言われたとおり政策立案して新規予算でよね。あくまでも。新規の場合は相手もいることだから中止になっても可能性はあるにしても、やはり3年計画だとか4年計画の中で、3年目にこれがちょっと出来なかったとかだったら許せるけども、新規でやってそのやってる事業が全く出来なかったということになればそれまでの間の相手との交渉なり、やっぱり綿密に交渉して予算組んだということだと自分も思ってます。そういう中できちんと相手と話し合いが出来たのかどうかということと、また先ほど言ったように途中で断念せざるを得ない状況それからまたさらに今日までもししたら、そういう話なのかなという答弁なんですけれども、まあそれであれば相手方と交渉したりそういうものが必ず相手のあることですからね、口頭でやってるわけじゃないですから。どのくらいの交渉してどういう内容で話したか、もしあるのであれば、提出していただければその内容を持って、本当に真剣になってやったんだけども、この事業は出来なかったという判断材料にもなると思いますんでとりあえず、それであればそういう資料あれば提出してみてください。

○議長（菅原義幸君） 資料あります。吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） 当初の5月に今、打ち合わせした結果ですとかそういうのは資料残ってございます。そのあとはメールでやりとりしたり電話でのやり取りになりますんで、その都度の処理はあるかと思えます。

○議長（菅原義幸君） 1回目の追加、2回目ですか。細川議員。

○1番（細川伸男君） 1回目の継続にしてもらって、今の話を聞くと5月の時点では話しして、その後は電話連絡をはやっていますけども具体的にそういうものがないということになると、我々から質問を受けて答弁するときにこういう事情で駄目になりましたと、けども我々は相手方とこういう交渉をしていますよと。交渉したんだけども9月、10月まで頑張ったんだけどもやっぱり駄目だったというのと、ただ電話連絡で事業が出来なかったというだけでは、議員皆さん聞いてどう思いますか。逆の立場だったらどう思いますか。これは町のお金だし使ったって余ったら余ったらでいいやという姿勢でいけば、結局何の事業をやったって要するに真剣にそういうものに取り組んでいくという姿勢をきちんと出して、そして我々の話を聞いて実際こうやっていますよということで資料を出したりして認めてもらうという流れが普通の流れだと思うんだけども。議長こういう言葉ちょっと悪いかもしれないけど逆に言ったらこれ、杜撰というかね、この貴重なお金を使うのに、せっかく新規でまちづくりでもって目玉でもってやろうとしてやっていたら、もう少し目に見えるような駄目なら駄目でもいいから、どうしてもこういう質問がでた時には色んなことをやったけども駄目だったという、こういうものをやっぱり記録として残してお

いて説明するのが普通の町の立場だと思うんで、その辺もう一回それに関してどう考えてるかお知らせください。

○議長（菅原義幸君） 吉田主幹。

○まちづくり推進課主幹（吉田有哉君） この企業人交流につきましては断念せざるを得なかったと先ほどからお伝えしておりますが、その間にですね6月19日にはワタミさんと連携して東京都の方でPR活動と一緒にっております。さらには、8月21日においても大阪においてワタミさんのブースをお借りしまして共同でワタミさんと連携を図りながら、一緒にPR活動を実施しております。PR活動を実施する中におきましてせたな町の魅力をもっと知って頂くために11月から12月まで函館市にある北海道みなとまち酒場わたみん家という場所があるんですけども、そちらにおいてもせたなフェアを開催していただいております。それにつきましてもワタミさんが全額負担で実施していただいている事業でありまして、この企業人交流プログラムには至りませんでしたけれどもワタミさんとは連携を密にしながら今日まで来た、というのが今現実であります。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） それはそれとしてこの予算は予算ですから、これもあれも一緒にしてしまったらこっちは別なものでやってるからそれはそれでいいんだと。この予算は取ったけども使わなかったら使わないでいいとか、そういう発想にはをちょっとならないと思います。他の人に聞いたって、町民に聞いてたら今の答弁でいくと何を言ってるんだろうと思いませんか。逆の立場になったら、だからやはりこういうことがないように予算取った以上は何でもやればいっていいことじゃないにしても。目玉商品でせつかくまちづくり委員会も作って、それは総務課所管だから総務課だよと。それは総務委員にも連絡して、こういうわけだけでも総務委員会で議論してくれないとか何とか良い方法ないとか、そういう姿勢を見せないで先程聞いてたら総務委員会に報告していないと、こういうお話ですよ。じゃあ、委員会いらんないじゃないですか。自分方が出来ないから総務委員会にも頼まない。どうするんですか。誰がやるんですか。検証にしても何しても。最後の補正で提出して終わりと、こういうふうにはならないじゃないですか。せつかく総務委員会メンバー揃ってるのにお願ひもしないでどこでやるんですか。町長やるんですか。そんなことないですよ。もうちょっとこれ真剣に考えてやるべきだと思うし、29年度予算もこれからやってくるんですから29年度予算もみんなそうなんだべやと。適当にやってもやらなくてもっていうふうな誤解を招かれるような感じになっちゃうんでね。もうちょっと真剣に考えた方が良くないじゃないですか。

○議長（菅原義幸君） これは町長もしくは副町長からご答弁お願いいたします。

副町長。

○副町長（高野利廣君） まさに今の真柄議員さんと細川議員さんのおっしゃるとおりかと思っております。この地域おこし企業人のプログラムについては色々なメニューがたくさんあったわけでございまして、消化したのも当然ございましてけれども、この交流プログラムについては相手方があったわけでございまして、結果として断念せざるを得ないということでございます。

しかしこれにつきまして、当初は目玉事業、新規の目玉事業だということは間違いございません。我々としてもアタックといたしますか、ワタミに対して積極的に働きかけるべきだったのかなというふうには思っております。また、総務厚生常任委員会の方にもご相談しながら、協議を進めると良かったなど今反省をしているところでございます。いずれしても今回こういう形になったということでご理解をいただきたいというふうに思っております。申し上げます

○議長（菅原義幸君） 細川議員。もう1問権利ありますけれどもよろしいですか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 真柄議員と細川議員から質問があつて答弁があつたんですけど。予算委員会の中で質問した記憶があるんですね。質問をしたときには少し勘違いをして逆にそちらから丁寧な答弁をいただいたという記憶があるんですけど、話を聞けば当時あの総務課のまちづくり推進課の室長が交渉をして恐らく立案して、当時の総務課長が決裁したと思うんですね。細川議員が資料として要求して説明があつたんですけど、立ち上げたときの相手方とのやりとりが分かるような資料があるのであれば提示していただきたいと思います。立案して、相手方との交渉があつて、ある程度目処がついた時点で決裁が上がって予算化されたと思うんですよ。質問したときの記憶がないもんですから詳細がわかるような資料があれば、ぜひ提示していただきたいと思います。どうでしょう。

○議長（菅原義幸君） 西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） 資料のほう後ほど提出させていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 林務の方ですね。有害駆除事業の精査の件でお伺いします。事業補助金としての減額と資格取得に対する補助の減額がございまして、金額がどうのこうのではなく報奨金に関しては思った以上に害がなかったというふうに理解してよろしいのかということと、もうひとつ、前から町内で課題となっておりますけど、今言うところの有害鳥獣ハンターの育成ということで町でも急務だと、中々なり手がいないという中で応援することになっています。この進捗状況、どのくらいの形で補助金使いながら増やしているのか、現状を聞きたくて質問しました。

○議長（菅原義幸君） 松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村悟君） 真柄議員のご質問にお答えいたします。1点目の有害鳥獣捕獲員出動報償金の関連でございまして、一昨年の熊の捕獲頭数は9頭でございました。今年度につきましては22頭の捕獲をしております。今回、出ております熊が出没しているときの緊急出動に係る報償金の部分でございまして、出動の回数が思ったより少なかったということで、報償金の額が減っております。

それともう1点目、狩猟免許の取得補助金については町としましても機会あるごとに町内会要望の時も皆さんに取っていただきたいということでPRに努めております。今年度につきましては2件申請がございましてお二方が免許を取られて捕獲鳥獣員として任命にされております。と

いうことですので、なかなかですね鳥獣のハンターということになりますと、どうしても本人が獲りたくてもですね実は、ご家族のご理解が一番必要だと。家の中に銃があるということもありますし、お子さんのいらっしゃる家庭ですとか、そういうことも非常にネックになっていますので皆さんのご家族のご理解も得る必要もあるのかなと考えておりました、被害の状況と、あと丁寧な説明とご理解いただくような仕組みも考えていきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） その数字のそういう形で去年、良かったなといったら悪いですけど。2人増えたことは非常にありがたいことで、私もちょっとあっちこっち行ってお話しすると、ある程度山間部に住んでいる方の中でもやっぱり制度を含めて、そういうのあるんですかという方もいらっしゃいました。ですから、強制的にどうこうではなく絶対数は多いとは言えないんですよ。安心した形でということだったら、まだまだということでしょうから、これは、もうちょっとお互いの中で啓蒙とかそういう形の中で、若い方々に後継者として残ってきてる人も結構増えてきているので、その辺についての努力をしていただきたいなど。これだけに限ったことではないですけど早め早めにそういう形のお願いという形で進めていっていただきたいなと思います。補助とか応援する制度があることを知らない方もいらっしゃいます。お知らせも含めてそこに着眼点持っていただくような形を、今やってるのはわかっていますけど、今以上にちょっとお願いしたいということをお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村悟君） 今、真柄議員からご指摘ありましたように担当課としても町民の皆さんにご理解いただくような努力を続けてまいりたいと思いますので、ご支援のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。細川議員。

○1番（細川伸男君） 消防費なんですけど最終的に光熱水費220万円ですか、原因はということになれば今年初めて消防庁舎が出来たんでどのくらい電気代が掛かるか分からないというコメントも書いてありましたよね。その中で多分消防関係であれば、建てる前には設計して電気の数から蛍光灯の数、例えばポンプでもなんでも施設に使うものについては電気の使用に対するアンペア数だとか、1時間あたり相対でどのくらいで電気代が掛かりますよとか当然設計でやりますよね。そういう中でもって初めて建てたもんだから予算が思ったより掛かりましたというコメントなんだけども。なんの施設でもそうなんだけどもそういう努力なりなんりの場合はとりあえずは使う分のマックス×何パーセントっていう形でもって余分な電気ですから、100のもの100使っちゃうとブレーカーが落ちますので、必ず余分にプラスアルファで設計はしてるとは思います。その中でもって初めてだから電氣量がどのくらい掛かるか分からなかったの、たまたま使ったら増えてきちゃったと。補正してますよね。これから建物を建てていく中で最初から電気代がどのくらい掛かるか分からなかったとか分からない部分は分からない部分で、例えば健康な人が病院に入ったとかこういうものは別だけども。ランニングコストの中で皆さん方もそうなんだけどもきちっとやっぱり計算されて出てきたら、アバウトで7割みるのか8割みるのかそういう中でもって光熱水費を当初見てて思ったより掛かったという判断しているのかお聞か

せ下さい。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原進君） まさに細川議員が言われたとおりなのですが、当初電気代、新庁舎、本庁の分ですが、旧庁舎の分で消防の方は積算してるということで来てました。冬期間になって暖房電気等、今年雪も少ないし電気代食うとも思ってなかったんですけど、いざ請求してみると思ったより掛かったとその原因については何なんだということで、町の方も節電に努力するよう指示を出しているところです。1年経過した中で使い方については議員おっしゃるとおりだと思います。やっぱり節電に気をつけて、なるべく掛からないように考えて行きたいと思います。積算根拠にしては旧庁舎の部分をそのまま見させていただき、今回補正する部分は電気代ということでご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 課長の話を知ると旧庁舎で見てたというけど、あの旧庁舎の面積と新庁舎の面積とそれから動力、電気相対含めて、使ってるものが旧庁舎と新庁舎の見方で、そういう発想になるんですか。どう考えても、施設を造って予算を組むときに、例えば軽四輪の車持ってましたと3,000CC買いましたと予算は軽四で見てたと、とんでもなく掛かると当然掛かるのは当たり前のお話ですよ。そういう発想になるんですか。理解に苦しむんだけど消防担当者もいることだから調べて課長が答弁してるんだと思うけども町の担当者としてもそれでよしとして、今後気をつけると、ただそれだけの話で済むだけでなく、次から消防じゃなくて次から次って建物建てていくんだから、そうしたら前の建物も極端な話、公民館のものでいいやとかこれ見ましようとかこっちで見ましようとかってならないんで、必ず今回もいろんな形で請求出てますので設計を見てるとマックスで何アンペア、3,000なら3,000、6,000なら6,000で数字が出るんだから出た数字に掛ける1アンペアいくらっていうのはデータで全部出てますから、これを拾って例えば7掛けで見るとか8掛けで見るとかで予算を組んで思ったより少なかった思ったよりちょっと掛かったとかでこれは天候にも左右されるし天気が悪ければ燃料も掛かるし、冬であれば暗いし事務所の電気も朝から晩までつけてなかったらないとかはわかりますよ。当時の見積もりをその段階で全く規模も違う大きさも違うものと、電気ばかりじゃなくて他の掛かる部分であれだけの面積違うんだからみんな狭い中で予算組んでるわけじゃないしよ。これだけはこっちで見ました他の方はちゃんと見ましたっていうことになれば整合性が出てこなくなるんで、あんまり言いたくないんだけども。こういうことないようにきちっとしていかないと。なぜこんなこと言うかという、消防の場合、江差行って質問しても必ず地元で質問して下さいと広域では受けませんと、だけどこの予算全部広域に行ってるんですよ。管理費からなにから。広域では質問できない、じゃあどうすんだ。地元でやる。地元でここでやるんだけども結局総務課長が対応する感じになりますよね。消防の担当者が来て説明するわけでもないし答弁は課長がすることになるから、実際の話聞こうとしても聞けない部分はあるものだから、言葉には荒いところも出るけども、我々もどかしさがあるんで、必ず今度議会の時、待機してもらいますよと、それであれば答弁は誰がするんだ、ということであれば消防の長が来て答弁するというんであればしてもらいたいし、あくまでも答弁は総務課長が答弁するものですから中々、質問するのも大変な

んだけども他の施設についてもそういう部分がでてくるんで気をつけて、古い方で見てましたよという話はするべきではないし新しいところで見ただけども思ったより掛かったんだということであれば納得もできる部分もあるので全部含めて答弁お願いします。

○議長（菅原義幸君） 細川議員に私の方からお尋ねしますが今回の議案書のどの部分を指してお尋ねになってるんです。消防費は分かるんですが、消防費の中のどの数字、どの項目なんですか。

○1番（細川伸男君） 光熱水費。

○議長（菅原義幸君） 議案本体ですか。それとも追加説明資料ですか。

○1番（細川伸男君） 補足資料です。補足資料の8ページの消防費の中の説明の中です。

○議長（菅原義幸君） 消防費の中のどこなんですか。

○1番（細川伸男君） 説明の中の光熱水費っていうところです。

○議長（菅原義幸君） 220万他と。この部分を指してお尋ねになってるということなんですね。節款流用で普通クリアできるものもあるんです。節款流用はご承知のように議決対象になってませんから、相対の枠を組んでれば流用は執行者の裁量でやってるわけで、その都度ペーパーで議会の方には情報としてお示しいただいている。尚且つ答弁求めますか。積算についてはおっしゃるとおりだと思うんです。去年実績で積算してるんで足りなくなって色々数字を載せたりひっばてきたりしてるじゃないかと。ご説明のとおりだと思いますが重ねて答弁いたさせますか。だいたいご指摘については十分理解できたかと思うんですけど。

（「分かります」という声あり）

○議長（菅原義幸君） ご本人、いいですよおっしゃってますが担当課長の方から答弁があれば。

原総務課長。

○総務課長（原進君） 細川議員おっしゃったとおりでございますので、今後十分検討して予算を取っていきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 先程、原課長の答弁のなかで消防業務というのは特別なわけですか。24時間体制で常時構えてますんで救急車なんかもエンジンを温めてるわけじゃないですけど保温してる。同じような形で節電、節約ということには単純にはならないと思いますのでご理解していると思いますので現場に支障がないようにご指導いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原進君） 十分、そのへんも考慮してやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 全款ですか。

○議長（菅原義幸君） 歳出全款についての質疑を許してます。なければ次に歳入全款について

質疑を許します。

○5番（石原広務君） 補足資料の3ページ、雑入の中で三杉荘食材費不当利得返還訴訟請求事件解決金2,000万ほかと上がってるんですけど、以前から入居者、家族から職員からもおかずに関しては不満が出てて苦情が出てる中で今回訴訟に発展して、結果解決金ということで2,000万ながしがまちに返還されたわけですけど、検討課題として例えば今の入居者始めご家族それで退去された方もいらっしゃると思いますけど苦情を言ってた方になんかの形でお金を返すということにはなりませんけどそういう形でお考えがあるかどうかだけ聞かせていただけませんか。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原進君） 議会ともご協議させていただいた中でご迷惑を掛けた部分も確かにあると思います。その部分についてまちの方からお金を返還するだとかいうことは考えてはございません。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） お金とは言ってないんですけど。その他でということで答弁もらってないんですけど。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原進君） 今後こういうことがないよう、業者さんをきっちり指導して検食等もしていますので三杉荘では当然そういうようなことには十分注意していきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今後の課題としては、原課長説明したとおりのことだと思うんです。過去に入居にあたっての負担金が発生したなかで苦情が出ていたわけで、お金を返して下さいということではないんですよ。中にはもしかしたら折角お金を払ったのにこういうおかずを食べさせられてたんだよねという方がもしかしたらいらっしゃるのかな問い合わせがある中で何かしらの対応を町でお考えですかということで伺ったんですけど、どうでしょうか。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原進君） 不当利得の範疇のなかでは期間内においてはそのような苦情はなかったということで考えております。苦情が出たとき時というのは直営から裁判やってる相手方へ変わった時の質が落ちたということですので、その方たちに何らかの手当をしようということは考えてはございません。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 原課長の答弁を聞くと、また別の質問をしたくなるんですが、以前に苦情があったなかで当時の三杉荘の所長が計算をした上で訴訟問題に発展したわけですよ。当時、苦情があった中で仮に問い合わせがあったり、あるいは該当の方々に働きかけて何らかの対応策をお考えですかということで単純に質問したつもりなんですけど、苦情がないと言われてしまうと別な思いが浮かんでくるもんですから。答弁願います。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原進君） 過去のことは過去のことでして今後はそういうような問題を起こさない

ように十分注意していきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

平澤議員。

○9番（平澤等君） 分からないところあるんで聞こうと思うんですが、20ページ説明資料は3ページですか。補足資料は3ページになります。繰入金の扱い方について教えていただきたいと思うんですが、文書によりますと公共施設設備基金繰入金となつてございます。説明の中で電話交換機更改業務充当、ICT機器導入事業充当と書いて下の括弧に財源精査による減と書いてございます。他の費用の中で充当できたから基金からの繰入れすることがなくなったのか、この事業自体を中止したのかそれによってこの部分が全て0になったのか、また0になったのであれば今回説明に書いてるような内容でもって充当するという事は新年度どこかに含まれているのかなと、これについて教えていただきたいと思ひます。

○議長（菅原義幸君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） お答えを申し上げます。平成28年度の予算編成につきましては合併算定替えの縮減が始まるようなこともあり、国政調査により人口減で交付税が減ることがございまして非常に厳しく普通交付税の算定をしました。事業をするためにどこに財源を求めるといふことの一つに公共施設整備基金繰入金でございました。充当先は記載のとおり電話交換機更改業務とICT機器導入事業でございまして、1年間事業執行した中で予算の内容の説明でも申し上げましたが、執行残精査が出てまいります。一般財源が浮いてまいります。そのほかに、歳入といたしまして、税収が伸びてございます。こういった財源が出て参りましたので、当初、繰り入れとして見ておりました5,388万5,000円を全額、減額させていただきたいと、要は貯金を少しさかせてくださいと、こういうことでございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤等君） よく分かつたんですが、早く言えば交付税の多くきた、もしくは事業執行残があつたからとそつちのほうで、この説明に書いてる事業はちゃんとしっかり遂行しましたよつていふことで、この基金からの繰入れはしなかつたということですか。確認です。

○議長（菅原義幸君） 佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） お答えを申し上げます。そのとおりでございます。

（「分かりました」という声あり。）

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。なければをここで再度歳入歳出全款の質疑を許します。ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

ただ今か4時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時10分

○議長(菅原義幸君) それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第13号

○議長(菅原義幸君) 日程第7議案第13号せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 議案の59ページからでございます。今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から9,448万2,000円を減額し、補正後の予算総額を16億9,683万円とするものであります。その主な内容ですが、保険給付費などの精査、国保病院や診療所の施設運営費などについて国道から特別調整交付金として受入れた補助金に係る国保病院事業会計への繰出金などであり、これらについて補正をお願いするものでございます。内容につきましては担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) 議案書は66ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費では60万8,000円の減額、人件費及び事務費の精査によるものでございます。2款保険給付費1項療養諸費から68ページの4項出産育児諸費までの各補正額についてはそれぞれの給付実績に基づき精査したものでございます。5款老人保健拠出金では10万円の減額、28年度の拠出金が発生したことによる減額でございます。7款1項ともに共同事業拠出金1目高額医療費共同事業医療費拠出金及び3目保険財政共同安定化事業拠出金の補正額は本年度拠出金の確定によるものでございます。8款保健事業費1項1目ともに特定健康審査等事業費121万5,000円の減額は特定検診受診者数の減などによるものでございます。

70ページ11款諸支出金2項他会計繰出金では2,520万4,000円の追加です。内容は国保病院及び診療所の施設運営費や施設整備費に係る国庫補助金の確定に伴い病院会計へ繰出をしたものでございます。これに対しての歳入は戻りまして63ページをご覧ください。3款国庫支出金1項国庫負担金1目の療養給付費等負担金で5,400万5,000円の減額、2目の高額

医療費共同事業負担金10万2,000円の追加、3目の特定健康診査等負担金で3万8,000円の追加、いずれも実績による精査や額の確定によるものでございます。2項国庫補助金1目財政調整交付金では991万円の減額、普通調整交付金が減額となったものでございます。2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金30万2,000円の追加は平成30年度からの新たな運営体制に移行するための国保システムの改修に対し交付されるものでございます。

4款療養給付費交付金では410万7,000円の減額、退職者医療交付金の変更による減額でございます。6款道支出金1項道負担金1目高額医療費共同事業負担金で10万2,000円の追加、2目特定健康診査等負担金で3万8,000円の追加、2項道補助金1目財政調整交付金で1,741万9,000円の減額は実績による精査や額の確定によるものでございます。7款共同事業交付金の4,591万1,000円の減額は高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴う減額でございます。65ページ9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2,646万4,000円の追加、1節の保険基盤安定繰入金から3節の一般会計繰入金まで額の確定に伴い精査したものでございます。10款1項ともに繰越金2目その他繰越金では984万8,000円の追加、前年度繰越金の1款被保険者療養給付費の財源として充てるためのものでございます。ただ今ご説明した内容により国保会計歳入歳出補正予算の収支の均衡を計ったところでございます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第14号

○議長（菅原義幸君） 日程第8議案第14号平成28年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から45万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億3,258万5,000円とするものでございます。その主な内容ですが事務費精査のほか後期高齢者医療広域連合に対する保険料

等負担金の減額などであり、これらについての補正をお願いするものであります。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） それでは議案書は75ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費1項総務管理費で7万4,000円の減額、2項徴収費で3万9,000円の減額は事務費精査によるものでございます。2款1項1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金で27万5,000円の減額、保険料調定額が見込みを下回っていることによる減額でございます。76ページになります。3款1項ともに保険事業費1目疾病予防費で7万1,000円の減額、健康診査受診者数が減となったことによるものでございます。これに対する歳入は74ページをご覧ください。1款後期高齢者医療保険料27万5,000円の減額は保険料調定額が見込みを下回っているため減額をするものでございます。3款繰入金1項1目ともに一般会計繰入金11万5,000円の減、歳出の事務費等の精査により減額をするものでございます。5款諸収入3項1目ともに雑入で7万1,000円の減額、健康診査事業などに対して広域連合からの受託料が減額となるものでございます。以上の内容により後期高齢者医療特別会計補正予算の収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第15号

○議長（菅原義幸君） 日程第9議案第15号平成28年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回、提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から4,294万2,000円を減額し、補正後の予算総額を10億3,809万2,000

円とするものでございます。その主な内容ですが、保険給付費では各種介護サービス給付費や予防サービス費の精査、地域支援事業費では各種サービス事業費などであり、これらについて補正をお願いするものであります。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 今回の補正につきましては、年度末の事業実績精査による減額が主な内容でございます。1款総務費1目一般管理費並びに3項の2目認定調査費につきましては自主的による精査による減額でございます。2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス給付費2,770万円の減額につきましては施設介護給付費などの介護報酬の減による精査でございます。2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費74万円の増につきましては、介護予防住宅改修費負担金など増加傾向にありますことから追加をお願いをするものでございます。3項その他諸費4項高額介護サービス等費5項高額医療合算介護サービス等費6項特定入所者介護サービス等費につきましては実績による精査によるものでございます。次に3款地域支援事業費1項1目ともに介護予防事業費、交付金対象分につきましても実績による精査、さらに2目一般財源分の減につきましても同様に実績による精査でございます。2項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業費では662万円の減でございますがこれは職員の人件費の精査等によるものでございます。2目任意事業交付金対象分同じく3目一般財源分につきましてもいずれも実績による精査による減額でございます。

4款基金積立金1項1目ともに基金積立金では利息といたしまして9,000円の増。5款公債費1項公債費1目利子では借り入れ見込みがないことから全額減ずるものでございます。これにともなう歳入でございますが戻りまして81ページからでございます。歳出での減額にともないまして1款保険料3款国庫支出金4款支払基金交付金5款道支出金については所要の減額をするものでございます。6款財産収入1項財産運用収入1目利子等配当金につきましては基金積み立てで遺族分として9,000円の増でございます。7款繰入金及び9款諸収入につきましては所要の減額を持ちまして収支の均衡を図ったものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第16号

○議長（菅原義幸君） 日程第10議案第16号平成28年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題と致します。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から6万3,000円を減額し、補正後の予算総額を4,558万1,000円とするものでございます。その主な内容ですが、介護職員処遇改善加算交付金の追加のほか、給与費の精査などについて補正をお願いするものであります。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 議案の95ページ歳出からご説明をいたします。1款サービス事業費1項通所介護サービス事業費1目デイサービスセンター事業費8万1,000円の増額につきましてはせたなデイサービスセンター電気料の追加及び利用実績による介護職員処遇改善加算交付金の増でございます。3項1目共に介護予防支援事業費では14万4,000円の減でございます。これに伴います歳入ですが、94ページであります。1款サービス収入1項介護給付費収入1目通所介護サービス事業収入で12万9,000円の増。2目介護予防サービス計画費収入で76万6,000円の増でございます。利用者の増により計画策定件数が増えたものでございます。2款繰入金1項1目ともに一般会計繰入金では118万3,000円の減。3款1項1目ともに繰越金で22万5,000円の追加をもちまして収支の均衡を図ったものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第17号

○議長（菅原義幸君） 日程第11 議案第17号平成28年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から35万5,000円を減額し、補正後の予算総額を2億9,684万1,000円とするものでございます。その主な内容ですが各施設の維持管理経費や基金への積立金の追加、施設整備事業費の精査などについて補正をお願いするものであります。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） それでは議案書の101ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用1項営業費用1目総務費で補正額215万7,000円の減でございます。これにつきましては、主なものは13節委託料の入札執行残の精査、27節の公課費で消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費補正額が563万6,000円の減でございます。各節の精査でございますが主なものといたしましては、13節委託料の各業務に係る事業精査及び入札執行残。102ページになります。18節備品購入費の水道メーター器購入に係る入札執行残の精査によるものでございます。3目委員会費については6万9,000円の減でこれも各施設の精査でございます。次に、2項営業外費用1目支払利息補正額85万1,000円の減でございます。これは23節の長期債利子の減によるものでございます。2目基金積立金で906万7,000円の増これは簡易水道事業基金積立金でございます。

103ページでございます。2款資本的支出1項建設改良費1目施設改良費補正額が9,000円の減でございます。主なものといたしましては11節需用費の修繕料の増と修繕料が当初見込みより多かったことによります。13節委託料15節工事請負費につきましては入札執行残に係わる減でございます。次に2項簡易水道事業費70万円の減でございます。これにつきましては15節工事請負費の入札執行残によるものでございます。100ページ歳入でございます。1款事業収入2項営業外収入1目利息及び配当金、補正額2,000円の増でございます。これにつきましては基金利息で簡易水道事業基金運用収入でございます。次に2目他会計繰入金補正額195万2,000円の減で一般会計繰入金の減でございます。

次に4目その他営業外収入補正額171万5,000円の減で。簡易水道事業基金繰入金の減でございます。次に2款資本的収入1項1目ともに他会計出資金補正額832万4,000円でございます。これにつきましては、一般会計出資金の減でございます。次に2項1目ともに繰越金補正額792万3,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。次に3項諸収入1目雑収入補正額371万1,000円の増でございます。これにつきましては雑収入で、消費税及び地方消費税の還付金でございます。以上歳入歳出からそれぞれ35万5,000円

を減額いたしまして補正後の額を2億9,684万1,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第18号

○議長（菅原義幸君） 日程第12議案第18号成28年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に20万円を追加し、補正後の予算総額を3,091万9,000円とするものでございます。その主な内容ですが、各施設の維持管理経費や基金への積立金の追加、施設整備事業費の精査などについて補正をお願いするものであります。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） それでは議案書の109ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用1項営業費用1目総務費、補正額5万6,000円の減でございます。主なものは27節公課費の消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費補正額130万2,000円の減でございます。各施設の精査でございますが主なものにつきましては、12節役務費の水質検査手数料の減、13節委託料の各業務に係る入札執行残の精査でございます。次に2項営業外費用2目基金積立金、補正額207万7,000円の増でございます。これにつきましては積立金で営農用水道等整備基金積立金の増によるものでございます。

2款資本的支出1項建設改良費1目施設改良費補正額48万2,000円の減でございます。主なものは15節工事請負費の入札執行残精査に係る減でございます。次に2目営農用水道事業費補正額3万7,000円の減でございます。15節工事請負費の入札執行残精査に係る減ござい

ます。108ページの歳入でございます。1款事業収入2項営業外収入1目利息及び配当金補正額1,000円の増でございます。これにつきましては営農用水道等整備基金運用収入でございます。次に2目他会計負担金、補正額91万1,000円の減でございます。これにつきましては一般会計負担金の減でございます。次に2款資本的収入1項1目ともに他会計補助金、補正額は78万2,000円の減でございます。これにつきましては一般会計補助金の減でございます。

次に2項1目ともに繰越金補正額192万9,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。次に3項諸収入1目雑収入補正額3万7,000円の減でございます。これにつきましては檜山振興局発注の西大里地区の防雪柵設置工事の精査に伴います配水管移設補償費の減でございます。以上歳入歳出それぞれ20万円を追加いたしまして補正後の予算額を3,091万9,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第19号

○議長（菅原義幸君） 日程第14議案第19号平成28年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては現在の歳入歳出予算の総額から1,800万3,000円を減額し、補正後の予算総額を5億4,937万1,000円とするものでございます。その主な内容ですが、施設の維持管理経費の精査、下水道整備費の精査などについて、それをお願いするものであります。また予算に合わせまして繰越明許費の追加1件、地方債の変更2件をお願いしております。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） それでは最初に繰越明許費につきましてご説明を申し上げます。

113ページでございます。第2表は繰越明許費です。2款資本的支出1項建設改良費、事業名が北檜山下水処理場建設工事委託事業で8,628万円でございます。これは国の事業調整に伴います交付金事業の増によるものでございます。続きまして、114ページになります。第3表地方債の補正についてご説明いたします。起債の目的、下水道事業（公共）につきましては北檜山区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては限度額9,170万円を190万円を減額し、8,980万円に変更するものであります。変更理由につきましては、歳出予算にあります議案書の119ページの2款資本的支出に係る13節委託料15節工事請負費の起債対象事業が事業精査及び入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率償還の方法については変更ございません。

次に下水道事業（特環）につきましては大成区瀬棚区の下水道整備に係るものでございます。限度額が280万円を250万円減額し、30万円に変更するものであります。変更理由につきましては先ほど説明いたしました理由と同様であります。なお起債の方法、利率償還の方法については変更ございません。次に118ページでございます。歳出について説明いたします。1款1項営業費用1目総務費で補正額684万4,000円の減でございます。各節の事業精査と27節公課費の消費税及び地方消費税納付額の減でございます。次に2目管渠費補正額192万3,000円の減でございます。主なものは13節委託料に係る入札執行残と14節使用料及び賃借料の清掃車両借上料減によるものでございます。次に3目処理場費補正額245万2,000円の減でございます。主なものは13節委託料で事業精査入札執行残による減額でございます。次の119ページ目にまいりまして、2項営業外費用1目支払利息補正額106万7,000円の減でございます。これは償還金利子及び割引料で長期債利子の減によるものです。

次に2款資本的支出1項建設改良費1目下水道整備費補正額562万7,000円の減でございます。主なものは13節委託料及び15節工事請負費で入札執行残の精査によるものでございます。116ページでございます。歳入でございます。1款事業収入1項営業収入2目その他営業収入補正額181万6,000円の減でございます。主なものにつきましては2節負担金で北檜山下水処理場でミックス処理しているし尿、浄化槽汚泥量が、当初見込んだ数量より少なかったことによる、し尿等の処理に係る負担金の減でございます。次に2項営業外収入で2目他会計繰入金補正額、2,563万2,000円の減でございます。これにつきましては、一般会計繰入金の減でございます。次に2目その他営業外収入補正額878万3,000円の増、これにつきましては雑収入で消費税及び地方消費税の還付金でございます。次に2款資本的収入1項1目ともに町債で補正額440万円の減でございます。これにつきましては、地方債で、公共、特環、下水道事業に係る下水道事業債の減でございます。

次に2項1目ともに他会計出資金補正額3万7,000円の減で一般会計出資金の減でございます。117ページでございます。3項1目ともに補助金、補正額187万9,000円の減でございます。これにつきましては国庫補助金で公共特環下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減でございます。次に4項1目ともに繰越金、補正額628万9,000円の増で前年度繰越金でございます。次に5項分担金及び負担金1目分担金補正額45万1,000円の増でございます。これにつきましては前年度分担金の増でございます。次に、2目負担金補正額23万8,000円

の増でございます。これにつきましては北檜山区に係る現年度負担金の増でございます。以上歳入歳出からそれぞれ1,800万3,000円を減額いたしまして補正後の予算額を5億4,937万1,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第20号

○議長（菅原義幸君） 日程第14議案第20号平成28年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から15万円を減額し、補正後の予算総額を638万5,000円とするものでございます。その主な内容ですが、施設の維持管理経費の精査について補正をお願いするものであります。内容につきましては担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） それでは議案書の127ページでございます。歳出からご説明いたします。1款事業費用1項営業費用2目管渠費、補正額35万円の減でございます。これにつきましては、14節使用料及び賃借料で清掃車両等借上料の減でございます。次に3目処理場費、補正額20万円の増でございます。これにつきましては11節需用費の修繕料で北檜山区太櫓第三処理施設に関わる水処理ポンプの修繕でございます。次に、前の126ページに戻りまして歳入でございます。1款事業収入2項営業外収入2目他会計繰入金、補正額が24万8,000円の減でございます。これにつきましては一般会計繰入金の減でございます。次に2款資本的収入2項1目ともに繰越金補正額9万8,000円の増で前年度繰越金でございます。以上歳入歳出から、それぞれ15万円を減額いたしまして補正後の予算額を638万5,000円とし収支の均衡を

図ったものでございます。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
討論を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
お諮りいたします
本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第21号

○議長（菅原義幸君） 日程第15議案第21号平成28年度せたな町病院事業会計補正予算を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 今回、提案いたします補正予算の主な内容ですが給与費の精査や経費及び材料費の追加などについて補正をお願いするものであります。また、資本的収支の収入ではせたな町立国保病院に係る財源の精査、資本的収支の支出では、大成診療所救急玄関カーポート設置工事費の精査であり、これらにつきまして補正をお願いするものであります。内容につきましては病院事務局長に説明いたさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

国保病院横川事務局長。

○国保病院事務局長（横川忍君） それでは議案書137ページ、せたな町立国保病院の収益的支出のほうから説明をさせていただきたいと思っております。医業費用の給与費は精査が主なものです。3節、4節、賞与引当金繰入金、賃金につきましては、年度途中で採用となりました職員の賃金の精査でございます。それから138ページに移りまして、2目材料費でございます。これは実績による増額でございます。診療材料費518万8,000円です。3目経費です。主なものを説明させていただきます。13節委託料の内容ですけれども、9月に再開されました、眼科診療業務のために350万円の増額をお願いします。次に病院給食業務でございますが、食数等の実績によりまして220万6,000円の増額、看護師派遣業務の275万3,000円の内容でございますけれども、当初、看護師派遣ということでお願いしておりましたが、雇用形態の変更がございまして、身分をせたな町立国保病院の臨時職員として採用する応援ナースという形態になりました。つきましてはこの金額に関しては、15節手数料と賃金に振り分けまして同額としてお

ります。4目から特別損失の災害による損失までは、執行残及び内容の精査によるものでございます。収入の説明をさせていただきます議案書135ページでございます。収益的収入の入院収益は5,600万8,000円の減額、外来収益は3,329万5,000円の減額でございます。いずれも実績に伴う減額でございます。その他医業収益につきましては、救急医療確保経費負担金が3万3,000円の減額、国保事業補助金といたしまして救急患者受け入れ態勢支援事業分といたしまして225万8,000円の増額でございます。136ページ他会計補助金、これは557万5,000円の減額でございますが、これは内容の精査によるものでございます。3目負担金交付金の1億1,380万8,000円の増額は、不採算地区病院運営費負担金を増額していただき、これをもちまして収支の均衡を図ろうとするものでございます。続きまして143ページ、瀬棚診療所分について説明を申し上げます。144ページの支出のほうから説明させていただきます。医業費用の2目材料費につきましては、これは実績によりまして360万円の増額をいたします。内容は薬品費でございます。収入でございます。外来収益につきまして1,466万3,000円を減額いたします。2目その他医業収益としまして、国民健康保険へき地直営診療所運営費等補助金といたしまして652万1,000円の増額でございます。医業外収益といたしまして、2目負担金交付金で不採算地区診療所運営費負担金を1,200万円をお願いいたしまして、収支の均衡を図ろうとするものでございます。続いて、大成分の説明をさせていただきます。大成診療所分の収益的支出の方でございます。医業費用の111万2,000円の減額でございます。これは給与等の精査によるものでございます。ページ戻りまして145ページ外来収益3,553万9,000円の減額でございます。これは実績にともなう精査でございます。その他医業収益といたしまして、国民健康保険へき地直営診療所運営費等補助金1,442万7,000円の増額でございます。2項の医業外収益としまして交付金、不採算地区診療所運営費負担金といたしまして2,000万円をお願いいたしまして収支の均衡を図るものであります。大変申し訳ございません。せたな町立国保病院の資本的収支のご説明を飛ばしてしまいました大変申し訳ございません。ご説明申し上げます。ページは142ページでございます。資本的支出の補正はございません。資本的収入のみ説明をさせていただきます。企業債の60万円の減額は建設改良費の執行残の精査によるものでございます。他会計出資金の284万9,000円の増額は医療機器の購入分でございます。4項負担金返還金は奨学金の貸付金の返還金でございます。5項1目他会計補助金は199万8,000円の増額、これにつきましては医療機器の購入に関する国民健康保険直営診療施設整備補助金の確定による増額でございます。このことによりまして、収入的収入が収入的支出を不足する1,212万2,000円につきましては損益勘定留保資金にて補填をさせていただきます。説明が前後して申し訳ございませんでした。

これで説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎延会宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

以上で、本日の会議はこれで閉じ、以後の議案審議は3月13日一般質問後に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本日の会議はこれで閉じ、延会することに決しました。

なお3月13日午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

長時間にわたりご苦勞様でした。

散会 午後 4時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月16日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 真 柄 克 紀

署 名 議 員 平 澤 等

平成29年第1回せたな町議会定例会 第2号

平成28年3月13日（月曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 一般質問
- 2 議案第22号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 3 議案第23号 せたな町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例について
- 4 議案第24号 せたな町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 5 議案第25号 せたな町税条例等の一部を改正する条例について
- 6 議案第26号 せたな町長子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について
- 7 議案第27号 せたな町長健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第28号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第29号 せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第30号 建設工事委託に関する協定契約の変更について
- 11 議案第31号 町道の路線変更について
- 12 議案第32号 新たに生じた土地の確認について
- 13 議案第33号 せたな町の町の区域の変更について
- 14 議案第34号 新たに生じた土地の確認について
- 15 議案第35号 せたな町の町の区域の変更について

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 6番 梶田道廣君 |
| 7番 大湯圓郷君 | 8番 真柄克紀君 |
| 9番 平澤等君 | 10番 大野一男君 |
| 11番 熊野主税君 | 12番 菅原義幸君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長 高橋貞光君
教育委員会委員長 田井重久君

農業委員会会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員	残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高	野	利	廣	君
総務課長	原			進	君
まちづくり推進課長	西	村	晋	悟	君
財政課長	佐々	木	正	則	君
税務課長	樋	口		靖	君
町民児童課長	吉	崎	照	人	君
保健福祉課長	福	士	裕	継	君
農務課長	佐	藤	英	美	君
水産林務課長	松	村		悟	君
建設水道課長	丹	羽		優	君
会計管理者	関		功	悦	君
国保病院事務局長	横	川		忍	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	神	田		昌	君
税務課長補佐	佐々	木	正	人	君
町民児童課長補佐	佐々	木	真由	美	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	西	田	良	子	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
水産林務課長補佐	八	木	忠	義	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
まちづくり推進課主幹	吉	田	有	哉	君
財政課主幹	黒	澤	美知	子	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課主幹	河	原	泰	平	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
水産林務課主幹	手	塚	清	人	君

大成水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課主幹	久津	間		智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千佳	子	君
財政係長	尾	野	裕	也	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
国保医療係長	中	山	康	春	君
社会福祉係長	竹	内	亜希	子	君
障がい福祉係長	松	原	孝	樹	君
保健推進係長	古	守	亜	珠	君
保健推進係長	垣	本	利	子	君
包括支援係長	今	川	勇	吾	君
地域支援係長	阪	下	克	哉	君
農政係長	長	内	解	人	君

《大成総合支所》

支所長	佐	野	英	也	君
主幹	浜	高	正	明	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸	治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	中	村	良	則	君
次長	濱	口	喜	秋	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏	行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	高	田		威	君
教育委員会事務局次長	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局次長	杉	村		彰	君
北檜山幼稚園長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝	史	君
総務係長	近	藤	智	博	君
社会教育係長	奥	村	大	樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 小 板 橋 司 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記 長 原 進 君

書記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局 長 横 川 洋 二 君

事務局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局 長 横 川 洋 二 君

事務局 次 長 丹 羽 小 百 合 君

事務局 書記 原 田 翔 太 君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただ今の出席議員12名で定足数に達していますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 一般質問

○議長（菅原義幸君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問、答弁は簡明をお願いいたします。

それでは、通告順に順次発言を許します。

6番梶田道廣議員。

○6番（梶田道廣君） 議長よりお許しをいただきましたので、先に提出しております件について質問をさせていただきます。

今回は高齢者の交通支援についてです。全国的に高齢ドライバーによる事故が注目されています。道内でも、昨年の交通事故死者158人のうち、28.5%、45人が65歳以上の高齢者の運転と言われ、対向車線へのはみ出しや一時停止の確認不足によるとみられる事故が目立ち、更に歩行者では事故犠牲者の7割を高齢者が占め、その安全対策も大きな課題となっています。統計では、平成27年度に道内の高齢運転者が起こした人身事故は2,541件で、平成18年に比べて3割近く減りましたが、事故に占める高齢運転者の割合は12.8%から22.8%に増加しています。その主な原因は、車が普及し免許取得者も増えた世代の高齢化で、運転免許を持つ65歳以上の人口はこの10年で1.6倍となり、道内の高齢者ドライバー比率は20.3%となっています。道内の場合、車なしでは生活が困難な地域が多く、実際に車の運転を続けている人が多いのが実情です。せたな警察署管内では免許証所有者が8,617人、そのうち75歳以上の方が1,012人います。そして去年1年間の事故数は物損184件、人身事故が6件発生しています。高齢者の物損事故が何件なのかはわかりませんが、人身事故は1件発生しています。こうした状況を考えると高齢化が急速に進む現在、まちとしても町民の安全を守るという観点から対策を講じる必要があると思います。その一つとして免許証の返納があると思うのですが、その場合免許証を返納しても生活に支障をきたさない、もしくはそういう支援があるなら返納しようと思えるような支援策が必要だと思います。今多くの自治体ではタクシーやバスの割引券や商品券などを配布するなどの支援をしていますが、車がないと生活すること自体厳しい地域に住む高齢者に対して一時的な支援ではなく、免許証を返納の有無にかかわらず継続的な支援が必要だと思うのですが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 梶田議員の質問にお答えをいたします。

高齢化を背景として、全国的に65歳以上の高齢者ドライバーが関与する交通事故が年々増加

傾向にあります。高齢者ドライバーのもっとも多い事故原因としては、身体の衰えや情報処理能力の低下があげられます。せたな町の高齢化率は、平成28年1月1日現在で41.3%となっており、これは道内でも21番目に高い数値となっております。当町における免許証所有者は、5,163人で、うち65歳以上の所有者は1,668人となっております。高齢者ドライバーの比率は3割を超える高い状況となっております。平成28年において、せたな町内で発生した交通事故件数は5件、そのうち高齢者が加害者となった事故は2件発生しております。このような中、平成10年4月の道路交通法の改正により自らの意志で運転免許を取り消すことのできる、運転免許証自主返納制度が設けられました。ご質問の免許証返納の有無に係らず継続的な支援が必要だという点については、議員おっしゃるとおりだと私も思っているところでございます。そのためまちは、平成29年度において町内全域を対象として、地域の現況や公共交通機関の状況などの現状を正確に把握し、利用者増加に向けた路線や停留所の見直し、乗合タクシーやデマンドバス、また地域間幹線に接続する地域内フィーダーなど、町民がどのような移動手段を望んでいるか、利用者ニーズを的確に把握することが必要であると判断をして、せたな町地域公共交通活性化協議会を新たに立ち上げ、持続可能な公共交通体系の構築を目的とした、せたな町地域公共交通網形成計画を策定することとしております。策定にあたっては、町の現状を踏まえ、せたな町に適した地域公共交通体系を構築したいと考えております。併せて高齢者の交通支援についても十分協議してまいりたいと思っておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） ただ今町長から前向きなご答弁をいただきありがとうございます。実は私のところに何件か高齢者の方から買い物に行きたいんだけどもとか、どこどこに行きたいんだけども、病院までの車はあるけれども、どこどこで降ろしてくれと言っても、それはなかなか叶わないというような相談を何件かいただいております。そういう中で何とかならないのかというところから始まった思いなんですけれども、昨日から始まった道路交通改正法の中の75歳以上の方の認知症検査等がありますけれども、特に大成の場合ですけれども、高齢化率は、ほかの地域でもかなり高いんじゃないかと思っております。そういう意味でまた大成の各地域の中でも限界集落と言われているような場所が多々あり、またそういうところに住んでおられる方々は、ほとんどの方が車をお持ちじゃないというような実情があります。そういう中で買い物等もなかなか厳しい状態であろうということは、何とかしていただきたい。その中に、例えばスクールバス、そして福祉バスそして病院の送迎バス、それぞれがあると思っております。その中で例えば病院の送迎バス等もう少し柔軟な対応していただいて、例えばどこかの商店の近くでということになると、まちの活性化にもつながっていくことじゃないかと思うわけです。今町長がおっしゃいました地域公共交通網形成計画、これ非常に期待するところなんですけれども、この話をちょっとしたときに今月の今金町の広報に予約バスルンルン号の運行というのが出ておりました。これは東ハイヤーに電話をして、予約をすることで、その予約した時間に各家の玄関まで迎えに来てくれて、目的地まで送り届けて下さる。そしてまたその逆もして下さる。費用的には200円ほど掛るそうですけれども、町民にとっては非常にありがたいサービスではないかと。また高齢者交通料金助成事業ということで、函館バスを利用するときのための助成券というんでしょうか、そういう

制度も合わせて行なっているというのを見ますときに、東ハイヤーはうちのまちでも、これはそういうノウハウを持っておられると思いますので、非常に今後、さっき言いました地域公共交通網の形成という上には、力になるものと思いますけれども、それが策定される前に、出来ればさっき言いましたように病院送迎バス等を利用した中で、できるだけ早くそういうものができる以前の対応をしていただきたい。高齢者はどんどんどんどん増えます。歳を取ります。明日、明後日という話ではないと思いますので、緊急にそういう対策をとっていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをいたします。議員からは、さまざまな例を上げられまして改善をとということでございました。まず病院、買い物などさまざまな部分において不便を掛けているということ、そこを何とか解決しなければならないなと思っております。またこの自治体におきましても、さまざまな先進事例がございます。そうしたことにも学びながら、しっかり計画を作っていくたいと思っております。また出来るところからというお話もございました。そういった意味におきましては、何が出来るのか早期に検討させていただいて、出来るものについては実施をさせていただきたいと思っておりますことで、ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 3番、江上恭司議員。

○3番（江上恭司君） それでは議長から許可がございましたので2点について一般質問を行います。ことしの2月9日に北海道新聞で、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会が北海道の日本海沿岸における津波浸水想定を公表しました。その中身を見ると南西沖地震の時に非常に津波が早かったと。これは日本海特有の地形によって早いのが明らかになったんです。というのは断層と陸地が非常に近く、地震が起きたらすぐ津波が出る。そういう問題点を抱えながら今は何が起きるかわからない時代。その辺の対策をどうとるか。そしてこの中で1番、北海道で大きな津波として日昼部あたりに26.9m、これは道内で最高、これらが出て来ます。そして更に重要なのは日本海沿岸津波浸水状況の見直し案では、せたな町が八つに分かれてて、1番先に到達するのが須築、2分で到達すると言われてるんです。だいたい調べたら、5分から10分、長いところで15分、これらの予想がされてる。そしたら2分や3分なら避難どころでないんです。どうやって人命を守っていく対策を取るかということが重要ではないでしょうか。須築で2分で第一波が近づいて、波の高さが最高24メートルというデータもこの委員会では作られているんです。それともう一つの危険性の問題として、3年前広島で宅地がごっそり集中豪雨で流されて多くの犠牲者が出た。その時から北海道では土砂災害警戒区域等を指定して、せたな町では194、これちょっと私が体悪くなる前に調べてみたら、その時点では194カ所のうち、対策を立てているのが14.4%くらいだったんです。檜山の中で1番進んでいなかったんです。これの問題はどこにあるかといったら、その危険な箇所に住民が住んでるんです。住んでないところあります。例えば、せたな町の中の沢、旧瀬棚町、瀬棚区だけでも27、北檜山区で37、大成区で30、これが危険箇所。土砂災害も同じような状況で人が住んでいる中での対策を立てるといことは大変なことだし、でも何か起きれば人の命に係わる問題であって、行政の責任が問われる。今はどのぐらいいっているかわかりませんが、これらの対策をどのようにしてやっていくのか、まず第1点お伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 江上議員の質問にお答えをしたいと思います。

本年2月9日に北海道で公表した北海道日本海沿岸の津波浸水想定の中で、最高津波水位については、当町の日昼部地区において、平成26年9月に国で公表した水位の23.4メートルより3.5メートル高い26.9メートルと驚きの数値でありました。その到達箇所は、国の公表とほぼ同じ位置にあたり、幸い人家のない崖地となっております。また津波の第一波到達、先ほど須築が2分ということでございましたが、須築では第一波5分でございます。最も速い大成区長磯地区におきましては3分とされております。津波のレベルの考え方といたしましては、比較的発生頻度の高いレベル1と最大規模を想定したレベル2の考え方がございます。レベル1の津波の発生頻度につきましては、概ね数十年から百数十年に1回程度で、津波対策の考え方につきましても人命保護、住民財産保護、地域経済活動の安定化などの観点から津波の高さに備え海岸保全施設等を整備する目安となっております。現在、町内沿岸部の津波対策は南西沖地震と同程度では、十分耐えられる高さで海岸擁壁等について整備済みであります。

今回の北海道から公表された津波浸水想定については、レベル2の最大クラスの津波を想定しており、発生頻度は、数百年から千年に1度程度を想定しております。この津波対策としてはレベル1と異なり、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を第一とした津波対策を確立する考え方であります。このことから、まちの対応といたしましては、津波の第一波も非常に速い時間で町内の各沿岸部に到達することが想定されることから、地震の際には沿岸部においての行動として、まず裏山や近くの高台に避難するということが自分の身を守る一番懸命な手段であることを改めて周知徹底を図ります。その上で避難経路や避難場所の見直しを含め、まちの防災計画の変更を行い、新年度予算で計上している防災マップに反映させ、早期に全戸配布するべく準備を進めたいと考えております。また津波の影響を受けて浸水する区域等をいち早く町民の皆様に周知するため、現在、町のホームページに北海道が公表しているデータを確認できるようにしております。

次に土砂災害防止法による警戒区域等の指定に係るご質問であります。江上議員がご指摘のように、せたな町における土砂災害危険箇所数は、土石流危険渓流箇所94、急傾斜地崩壊危険箇所94、地すべり危険箇所6、合計で194箇所があり、現在の防災マップに危険箇所として明示をしております。そのうち土砂災害防止法に係る区域指定済は、全体割合で11.3%の22カ所、更にすでに調査が終わりまして、指定する箇所が21カ所でございますので、近々43カ所となると思いますが、この区域指定につきましては、北海道が実施する基礎調査によりまして土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の2種類に分けられ、まちの役割としては、区域指定に係る住民説明会の準備、意見の回答、区域指定後の警戒避難体制の整備、防災マップ作成などがございます。今年度、新たに先ほど言いましたように21カ所については、3区で住民説明会を実施済みであります。新年度には43カ所の見込みであります。江上議員のご質問にもございますが、土砂災害警戒区域などの指定が進まない理由といたしまして、北海道が基礎調査を完了しないと指定が出来ないことから、北海道に対して基礎調査の実施を要望しているところでございます。北海道でも限られた予算の中で優先順位を付け実施しており、基礎調査を平成31年度

までに完了することで回答を得ておりますが、早期に調査が完了するよう今後も強く要望して参ります。またまちとしましては、区域指定のあるなしに係らず194カ所の危険箇所のすべて現在の防災マップに明示して、すでに危険の周知に努めているところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 2回目の再質問を行いたいと思っております。まず一つ目の津波の問題ですけど、南西沖地震の経験を踏まえてあの程度のあれはなんとか防災をやったと。レベル2になればまだその辺はいつてないけど、でも今の世の中、今の気象条件、千年に1回、数百年に1回といいますが、その数百年に1回がいつ来るかわからない状況です。今の気象状況の中で。それと私が道からもらった資料見れば、最高に速く着くのが須築の2分と。2分や5分では逃げられないと思うんです。高いところに登りなさいと言っても。お年寄りや体の弱い人、そういう点では最小限どう人命を守っていけるか。そういう対策、人との繋がり含めたそういうものをきちんとしないと、ただの防災マップでは、ここに逃げなさいでは、時間的に通用しないと思うんです。その辺のきめ細かな対策が必要でないかと思っております。それから災害の問題で私1番危険な194カ所あるうち人家があって、広島みたく集中豪雨、去年北海道も3つも台風直撃した問題を含めて、人家のあるところは早急に対策を立てて、犠牲者が出ないようなそういう対策、道が一つ一つ聞き取り調査するのはわかります。でもほかの町村では自分達で、江差なんかは結構進んでいるんです聞いてみたら。そういう問題含めてやっぱりきちんとした住民に対する説明、そして危ない箇所ですよということの対策を含めた、もし道が聞き取り調査が終わってなかったら、危なかったら町独自でも考えるべきだと思いますけど、その辺町長の考えをもう一度伺いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。まず土砂災害防止法の関係であります。議員ご承知のことと思っておりますが、土砂災害警戒区域に指定されても対策工事が優先的に実施されるというわけではございません。対策事業の根拠となるのは、砂防法、急傾斜地法、地すべり防止法、この3つの法律に基づき事業が実施されるということでございます。事業実施につきましても、採択基準というものがありますので警戒区域などの指定条件とは必ずしも一致していないということから、警戒区域などに指定されても事業が優先的に実施されるわけではございません。現在せたな町内に194カ所の危険箇所がありますが、危険なところからそれぞれこの事業に関連する3法に基づきまして、危険なところから順次整備が進められているところでございます。したがって、この警戒区域に指定されているところも、それから指定されていないところも含めて防災工事が進められているということでございます。私たちとしては、できるだけ早く、危険箇所すべてについて防災工事が図られるようこれからも要望してまいりたいと思っております。それから地震、津波の関係でございますが、これは確かに、せたな町沿岸部非常に長い距離がございます。住人もたくさんの方が住まわれているということからすると、議員おっしゃるように非常に短い時間で津波が到達するというところでございますので、これは大変なことだと私たちも思っております。国は先ほど説明しましたように、道、国は今回の大津波をレベル2

ということで、それを防ぐという考えはないようであります。逃げるということに重点を置いております。したがいまして私たちは、そうしたことを受けてどうしたら安全に避難を出来るかということに、これから考えていかなければならないと思っておりますが、これは公助といいますか、消防やあるいはその他の部分で時間的に対応できるというものではございませんので、やはりそれぞれの地域あるいは個人で避難をしていただく、そういった準備を今後しっかりと進めていかなければならないと思っております。そのためにも今まちで進めております各町内会でのそうした自主防災組織、これを早急に皆さんのご理解をいただきながら整備して、そうした準備を進めていくということにしなければならぬと思っておりますので、更に現在66団体町内会などございますが、その中で自主防災組織があるのはわずか8団体ということでございますから、やはりいつ来るかわからない、千年に1度と言いましても、明日その千年に1度が来るかわからないという状況でございますから、そうしたことを地域の町民の皆さんにも十分ご理解をいただいて、できるだけ早くそういう体制を作れるようまちとしても努力をしてまいりたいと思いません。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 簡単に3回目させてもらいます。まず津波の問題ですけど、短期間に来るという、私も道の資料を見て、こんなに早く来るのかと思っております、やはりこの辺の時間、場所含めた道の資料が公表してありますということで町民に徹底させる必要があるんでないかと考えてますので、その辺の対策をしていただきたい。それからもう一つ危険箇所の問題ですけど、実際に土砂災害危険箇所、瀬棚区では35カ所、北檜山区では20カ所、大成区では39カ所、この中で実際に住民がその危険箇所にいるというのは、どのぐらいあるか最後お聞きして終わりたいと思いません。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをさせていただきます。まず災害防止法に伴う区域指定の関係につきましては、これについては危険箇所にとどのぐらいの町民が住んでいるかという数字につきましては、これは今残念ながら持ち合わせておりませんので、これはあとで提出させていただきたいと思っておりますが、しかし大勢の方が住んでいるということは、これは間違いございませんので、そうした地域に住んでおられる方につきましては、今も既に災害防止法の指定に係らず、まちとしては既に危険な地域ですという周知をしているところでございますが、それらをこれからも徹底してまいりたいと思っております。またこの津波に関してであります、これは当然のこととして、それだけの大きな津波が短時間で到達する状況でありますので、これらしっかり防災計画の見直し、あるいは防災マップなどに浸水区域などをきちっと明記をして、そこに住んでおられる町民の皆さんにしっかり周知をしながら避難をする体制を十分地域の皆さんと協議をして準備を進めたいと思っております。ご理解いただきます。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） それでは2つ目の質問をさせていただきます。

高橋町政のまちづくり、合併して昨年で11年が過ぎても旧3町が一つのまち、せたな町が一体化した感じはあまり見受けられません。昨年、町長が第4回定例会で議員の一般質問で、まだ町

政は道半ばであり4期目出馬を表明されました。元々旧3町は財政が厳しくていろいろ論議した結果、合併に踏み切った。しかし合併に踏み切った時点でも実際に合併してみたら、更に財政が厳しくなってきた。それで財政非常事態宣言を出し、職員の人件費カット、人件費の抑制など、また町民にはいろいろな3町の基準を低い基準に合わせるなど我慢の政策が取られてきた。そういう中で、小泉内閣の時代に三位一体改革で地方が徹底的に財政厳しくなるような状況に追い込まれる。そういう中でこういう処置を取りながら、国の小泉さんが去ってから、国のばらまきのお金、これは3月補正予算で3年続いたんです。そういうのを使いながら何とか6年でこれを脱却していった状態だと思います。そして、ことしで合併12年目になりますが、高橋町政がどのようなまちづくりをしてきたのか、なかなか私には見えてきません。合併後に作られた。新町まちづくりプラン、それから平成25年に作られたせたな町の土台である第1次産業の問題、農業振興ビジョンこれらの計画が出されています。特に新町まちづくりプランはどのように、もう終わりましたけど検証し、今の新しい計画につないでいっているのか。この中で何ができて、何ができなかったのか含めて町長はやっぱり町民に知らせるべきだと思います。それから町長が4年前出した町民に約束、皆の笑顔で力を尽くそう未来につなぐまちづくりとこれによって1から6項目があり町民に約束しているんです。これがどのような形で推移しているのか、その辺お答え願いたいと思います。それから、せたな町の土台は第1次産業、第1次産業の施策がほとんど見えていないんです。ことしもチャレンジ農業くらいなんです。それも5,000万、そういう点では出来るか、出来ないか含めて町長の第1次産業に対する取り組み方、考え方含めてお伺いいたします。どうも今年予算見ても高橋町政のカラーが見えてきません。もう4期目突入するときには、ある程度の着地点含めた構想が出てこないと非常に厳しいと思いますけど、その辺含めて高橋町政のまちづくりをお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 江上議員の2つ目のご質問にお答えします。

私が合併間もない新町の町長に就任し、町政運営の舵取りを任されてから11年5カ月が経ちました。この間、町民の皆様をはじめ、議員各位の温かいご理解とご支援をいただき多くの事業を執り進め、山積する課題を解決してこれたと思っております。

1期目は、財政改革を最重要課題と位置づけ、徹底した歳出削減、事務事業の見直し、町債の繰上償還、職員給与の独自削減などを行い、行財政改革に取り組んだところであります。

2期目では、大成区水道施設整備や小規模特別養護老人ホーム雅荘の整備、北部桧山衛生センター最終処分施設整備など持続可能なまちづくりに取り組みました。

3期目では、大成診療所改築、保育料の引き下げ、高校3年生までの医療費の無料化、せたな消防署新庁舎建設、道南ドクターヘリ導入に向けた体制の整備、これら安心して暮らすことのできるまちづくりを推進してまいりました。一昨年は合併10年目の節目でありましたが、町民の発案による合併10周年記念事業や、記念式典を開催できたことは、感慨深いものであります。また私が3期目に掲げた政策であります、数にして合計30ございしましたが、ほとんどのものが実施できたと考えております。しかしまだ道半ばであるという思いから、昨年12月、第4回定例会におきまして4選を目指して立候補することを表明させていただきました。3期目の最終

年となる新年度は、新規事業として農業チャレンジ等支援事業を創設し、農業者の経営発展や所得向上に向けた規模拡大などの取組や、農業経営基盤の強化を図ろうとする農業者を支援してまいります。また水産業では漁業チャレンジ等支援事業を創設し、道が策定した日本海漁業振興基本方針を基に、育てる漁業などに取り組む漁業者に対して支援を行ってまいります。理想のまちづくりをどのように考えているかのご質問については、私は、まちづくりの主役は町民であると考えております。町民一人ひとりが、せたな町に住んでいて良かった、これからもずっと住み続けたい、そう思ってくれるような安全、安心なまち、産業が活気にあふれ活力に満ちたまち、町民同士の絆が深いまち、そんなまちを目指してこれからも町民の皆様の皆様のご意見を広くお聞かせいただき町政の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。ご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 2回目再質問させていただきます。1期目行政改革なり見直しを掛けて、いろいろやった。2期目大成の水道を完成させたとか。でもこれ行政として当たり前のことをやっただけなんです。それから町長が町民に約束したこのチラシほぼやったって言いますが、ほとんど私から言わせれば中途半端なんです。というのは日本一の子育てのまちを作る。でもやってきたことは、ほとんどほかの町村がやったようなこと以上のレベルはないんです。たいていそのところで止まっている。中途半端な関係。それと私最も重要なのは、せたな町新町まちづくりプランここでいろいろなことを書かれている。具体的に細かい内容もあるんです。だけど実際にそれがどこまで検証されて、どう今後に生かされているのか、その辺もう一度、例えば学芸員だとか、そういう細かいことを含めてまだ達成されてない面たくさんあるんです。その辺をきちんと町民に知らせて新しいプラン今作りだしているけど、やるべきじゃないかと私は考えます。それと町長は町民のためにやるのが一番だと。それは私の町政のまちづくりだと言われましたけど、その辺もどういう形でそれを町民に伝えていくのか、その辺もう一度お答えお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2回目の質問にお答えをさせていただきます。まず旧3町苦しい財政状況の中で自立を断念して合併による自立をしようということで合併をいたしました。ただ基本的に合併をただけでは、これは楽になるということではございません。むしろ交付税が一本算定ということで減少傾向にあります、こうしたことで歳入は当然減ってくるということではありますが、しかし合併をして効率のよい自治体運営を図るということで合併を選択したと私も理解しているところであります。したがって、まずはこの財政の健全化を目指したさまざまな取り組みをさせていただいたところでございます。財政の健全化をある程度、目途をつけてそれ以後順次このさまざまな遅れている本来まちがやるべきことをしっかり実現してきた。合併前は、議員は今やっていることは当たり前のことですのでございしましたが、しかしその当たり前のことが今までできてこなかったという、そういうまちであったように思っております。ようやく財政の健全化を達成して当たり前のことができるようになったということでございまして、これからしっかり更にいいまちを目指して、この取り組みを続けると、強化をするということが私にとって道半ばということでございます。せたな町の総合計画に沿って順次この作業を進

めておりますが、まだまだこれから智恵を絞り、汗を出しながら、この財源を確保しながら取り組んでいかなければならない事業というのはたくさんございますので、それらについて議員の皆さん方にもこれからもしっかりと説明をして、またお力をいただきながら町政運営を進めてまいりたいと考えております。学芸員につきましては、ようやく採用しまして4月から勤務という状況でございます。また第1次産業のお話も先ほどございました。十分1回目の答弁でお話をできませんでしたので、補足をさせていただきますが、せたな町はもちろん第1次産業が基幹産業のまちでございますので、これらの振興なくしてまちづくりはないと思っております。特別な思いで農業振興、漁業振興をやらせていただいているところでもあります。農家、農協を健全な形で維持をしていくことにつきましては、議員も農業者でありますからよくご存じと思いますが、一定の生産高を確保するという必要がございます。そうしたことを今の高齢化が進んでいる作業の中で、どうやって維持していくかということになりますと、当然、農家戸数は減少傾向ということは、これは目に見えておりますので、そうしたところを吸収しながらといいますか、若い人方に規模拡大をしていただきながら、まち全体としての農業生産、漁業生産をしっかり維持をしていく。あるいは拡大をしていくという取り組みが何といたっても必要と思っております。そのためには、各地域に中核農家、中核経営というものの複数戸しっかりと根付かせていくということが大事だと思っております。当然、まちの支援だけでは十分それらに対応できるというものではございませんので、これは国や道のそうした補助金あるいは事業なども取り込んで、しっかりそういった基盤の整備を行う。生産基盤の整備ももちろんそうではありますが、個々の経営基盤の強化というものも当然行なっていかなければなりません。そういったことを総合的にこれからはしっかりと取り組んで新町の産業の振興を目指したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 江上議員。

○3番（江上恭司君） 最後ですけど農業政策の問題、町長いろいろ話しました。これは私もいろいろな形で考えてます。次回の一般質問で町長との政策の問題点やっていきたいと思っております。いつも気になるのは、いろいろな計画作るけどそれがどのように検証されてるのか。だから平成25年に農業振興ビジョンでも、それでも25、26、27、28、29、5年も経っているんです。それが全然生かされていない。どう見直しをかけて検証しているのか。それからまちのプランも1回かやったことあるんですか。それを聞いて最後の質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをいたします。まちづくりプラン、農業振興ビジョンも含めてどのように検証しているかということであったと思っております。新町まちづくりプランにつきましては、合併前の平成16年に策定された新町の将来像を描いたものでございまして、具体的なまちの方向性を示した新町建設計画の基礎となるものとして策定をいたしました。計画期間は当初は10年間でありましたが、5年間延長して平成32年度までとなっているものであります。プランの6つの基本目標であります。総合計画の基本目標となっている総合計画の検証については、現在2次総合計画策定作業の中で今検証しているところでもあります。なお各課横断的に事務事業の見直しや、事務調整を毎年行い組織の合理化、事務の効率化などに取

り組んでおります。農業振興ビジョンについては、毎年、農業関係団体に進捗状況の調査を行い、主な成果や今後の方向性など取りまとめ、その結果を各団体にフィードバックしているところがあります。ということでご理解いただきます。

○議長（菅原義幸君） それではただ今から11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

10番、大野一男議員。

○10番（大野一男君） ただ今議長より質問の許可をいただきましたので、町長に質問をさせていただきます。

新エネルギーの地産地消への取り組みについて、当町において平成16年、日本で初めてのせたな町洋上風力発電所2基の運行が開始されたことをきっかけに民間事業者の参入があり、現在瀬棚区で風力発電6基が稼働し、更に16基の建設が進んでいる状況にあり、一大風力発電基地を形成しようとしております。北海道は本年度から5年間、風力、バイオマスなどの新エネルギーを導入する自治体や民間企業などへの支援事業を行う。平成33年度までの5年間、毎年12億円前後を確保して事業を行い、総額60億円規模で新エネルギーの普及拡大を図るとしてしております。支援の対象になる事業は、市町村が風力など地域にあるエネルギー資源を公共施設などで消費するエネルギーの地産地消のモデル事業などであり、支援する自治体や企業は、公募して決める方針である。新エネルギー導入加速化基金を設け、5年間、確実に事業に取り組むことを目指すとしています。更に知事は100億円規模の取り組みを行い、エネルギーの地産地消を全道に広げると述べ、将来的に基金を拡充する方針を示しております。またエネルギー構成について、多様な構成をすると共に、身近な自立的に確保できる資源を最大限に活用することが重要とも述べ、再生可能エネルギー普及のため、基金を活用する考えを改めて示しております。また北海道電力は風力発電の受け入れ枠拡大を5年ぶりに行う方針を固めたとしております。今回の増枠で、道北や道南など風の強い地域で大規模な発電計画が持ち上がる可能性があるとしております。せたな町としてもこうした北海道の意向、北海道電力の意向を踏まえて新エネルギーの地産地消への取り組みという視点に立って、町内経済循環型活用のさまざまな施策等の調査研究に積極的に取り組み、まちおこし振興策の起爆剤と捉え、当町の活性化につなげていくべきと考えます。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大野議員の質問にお答えをいたします。

日本におけるエネルギーの供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料がその8割以上を占めており、そのほとんどを海外に依存しています。加えて、化石燃料の利用に伴って発生する温室効果ガスの削減が重要な課題となっています。また平成23年3月11日に発生した東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所事故もあり、エネルギーを安定的かつ適切に供給

するためには、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの導入を一層進めることが必要となりました。そのような中、平成28年4月1日から再生可能エネルギーを含めた電力の自由化が開始されました。これにより、これまで一般電気事業者が独占的に電気を供給していた市場が開放され、地域住民にとっては、安い電力を購入したり、地域の電力会社から電気を買ったり、再生可能エネルギーに特化した電力会社を選べるなど、多様な選択が可能となりました。北海道は平成29年度から5年間、風力発電やバイオマスなどの新エネルギーを導入する自治体や民間企業などへ、公共施設などで消費するエネルギーの地産地消のモデル事業への支援を示しました。また北海道電力は、5年ぶりに最大56万キロワットに制限してきた風力発電の受け入れ枠を、新年度から段階的に広げ100万キロワット程度追加する方針を固めました。このことにより全道的に大規模な風力発電所の建設が進む可能性が出てまいりました。

せたな町においても現在、民間企業を誘致し、有効な風力資源を活用した発電計画が進められており、町財政や地域経済活性化に与える影響が大きいことから、これをチャンスと捉え、まちは可能な範囲で支援をしております。

ご質問の新エネルギーの地産地消への取り組みについてですが、期待されるメリットとしては、安価な電力の供給、地域経済の循環、雇用の創出、産業の振興などに効果があると考えられますが、安定した電力の確保が難しいという課題もございます。いずれにいたしましても、今後示される北海道の支援事業や北海道電力の受け入れ枠拡大の内容を判断しながら、調査研究に取り組みたいと考えております。私の所見としては、まったく議員と同じでございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問させていただきます。町長の答弁前段、この自然エネルギー、再生可能エネルギーの必要性ということについて述べていただきました。いわゆる低炭素社会をしっかりと見据えて、地球温暖化等の対策等も含めて、これからのエネルギー供給源、いわゆる石油とか石炭という炭素からクリーンエネルギーへ移行しようという動きがありました。その大きな期待値の中で原子力発電というものが、クリーンエネルギーの1つの有として進めてきたわけですけれども、いわゆる福島原発によってこのことの危険度というものも改めて認識されて、この原子力に特化した国策というものについて、黄色信号、下手をすると赤信号が出ている状況になってきているんだろうと思うんです。そこで国は将来のエネルギーの政策として、この自然エネルギーに力を入れて、更なる振興を深めていくということに自然的にそういう政策を進めていくという状況にもあるんだろうと思うんです。そういう中で北海道が自然エネルギー、再生可能エネルギーを生み出す一大生産基地として位置付けられているというの町長認識されているんだろうと思うんです。そういうことで北海道としても、この自然エネルギー再生可能エネルギーのポテンシャルの高さを生かして、北海道を一大生産基地として進めていきたい。この自然エネルギーの割合も将来、全体のエネルギー構想の中で4分の1、そして将来的には25から30という目標があるわけですが、私は将来展望の中でこの比率はますます高まっていくと考えてまして、北海道との位置付けの中で、その生産をする、電気を生み出すさまざまな場所として、せたな町というのは非常に有望な風力発電という実績があるということ踏まえると、やはり先ほど町長が言ったように、そういう背景を持って私たちのまちの風力発電をどう生かしていくかというこ

とに、まずとしっかり趣をもって政策を進めていく必要があるだろうと思うんです。先ほど町長、北電の風力枠拡大の話をされていただきましたが、くしくも3月8日の道新にその記事が載っておりました。新年度から10年間で100万キロワットの増加をする考えだと。再生可能エネルギー普及を目指す国に背中を押された格好で北電は判断をした。受け入れ枠拡大は新年度から2段階で行う。前段の4、5年は第1期に60万キロワット、後期に第2期に40万キロワット今、町長がお話したように総額で100万キロワットを増やす予定だと。現在56万キロワットで風力発電は制限しているわけですが、これを156万キロワットに引き上げる。3倍ほど北海道としても、北電としても電力供給の対象として考えざるを得ない状況に来ている。電源公社の比率は再エネの割合が2010年、平成22年度で10%程度だったのが、平成42年、2030年には22から24%まで国は引き上げるという方針でこの事業を進めようとしているということで、まさしくこの需要と供給からいくと、需要は高まっていく。供給はどこにするかと今お話したように北海道である。その北海道の中でせたな町はせたな町洋上風力発電所という先輩が作った起案によって、しっかりと先進地として位置付けられているということをしかり受けとめていただきたいと思います。町長、私前回もこの質問させていただいたときに、送電線網の構築が非常に問題になっているというお話をされています。その辺はいわゆる送電線網の実証については、道内、道北、送電線網というのは北海道と本州を結ぶ北本連携の整備というのが急がれています。資料によると平成31年までにはそれなりの整備をしていこうということで順次、その事業に取りかかっているということも見えてきています。それから風力発電によって安定的な電気が供給できないということを解消するために、大型の蓄電池に電気を貯めておくということが考えられてきて、この大型蓄電池を活用した再生可能エネルギーの節約量を拡大という課題も技術の進歩によって随分改善されてきているということで、そういうさまざまな今の技術革新の中で、こういう風力発電、いわゆる自然エネルギーというのは、今までいろいろ懸念されていたものは徐々に解消されつつあると捉えています。ですからまちとしてもぜひこういう北電の意向を踏まえて、いち早く手を挙げて条件が整えば更に増設を進めていくということも、私たちのまちの政策として位置付けて、しっかりアンテナを張って、その状況を見据えながら進めていただきたい。ただ自然環境への負荷等もありますので、そこは慎重に考えるところは考えるとして、しっかりと見据えてこの導入について積極的にアタックをしていただきたいと考えています。今あるのは2,000キロワットなんです1基がほしい。これ500基将来北電は作るということになります。100万キロワットとなると。ですから500基ほどの風力発電がこの北海道の中に、向こう10年で建設されるということがこの資料の中から物理的に読み取れるわけで、その中の何基、今せたな町にあるのは200キロワットですか。6基稼働してますが、それが500基将来、北電の政策の中で、企業の中でやろうという計画があることになりますから、その中の1割でも2割でも3割でも、私たちのまちに可能であれば、誘致をしていただきたいと思います。問題になるのはどのように場所を確保していくかという話になるわけですが、いわゆる農地転用というのはなかなか厳しい、農地法の縛りもあって厳しいんですが、ソーラーシェアリングという考え方がありまして、これは太陽光発電機の場合ですけれども、いわゆる農地に支柱を建てて、上部空間に太陽光電池等の発電設備を設置し、農業と発電事業を同時に行うという発想です。ソ

一ラーシェアリングこれは今福島原発のあとの中でこの事業が進んでおります。これは状況を見て特区として指定して進めている事業ということですが、こういう考え方も今後、農地ですから、農業に優先して使うのは当然ですけれども、仕組みとして私たちのまちで活用できないかということも、ぜひ研究課題にさせていただきたいと思えます。

それから地産地消ですが、1番モデルと言われるのが下川町の森林バイオマスエネルギー、いわゆる森林の事業です。これは町長も十分ご存じだろうと思うんですが、このまちは森林総合産業推進課というところに、バイオマス産業戦略室を設けてまちを挙げて将来のエネルギー活用を進めていこうと。下川がなぜ森林かということ面積の9割が森林だと。そういう背景を持って木質バイオマスを資源としてエネルギーに特化することでさまざまな事業を起こしていこうと。まさしく地産地消のモデル事業になるのかと思うわけですが、結果的にこういうものを作って、木質バイオマス、ボイラーを導入したり、それから小規模分散型再生可能エネルギーの供給システムの整備を図って、小学校周辺の熱供給のシステムを導入したり、中学校公共施設への木質バイオマスボイラーを導入する。そういったことで経済効果をやって、一説には1,600万ほどの経済軽減を図って、それを福祉等の他の財源としてまちの振興に役立てている。こういう例もあるわけで、ぜひそういった先進地事例もしっかり視野に入れながら、北海道が示しているこういう事業にいち早く乗っかっていけるように、まちとしてもしっかりアンテナを張って情報を収集して進めていただきたいと思います。町長に再度質問しますけれども、そういうさまざまな要件をこれから進めていくわけで、この事業は長期、短期、中期長期と将来的に渡ってまだ私、初々しい事業というか。始まったばかりの事業だという位置付けで捉えたいと思うんです。これからますます将来この事業というのは、国の政策の中でも、エネルギー供給の中でも大きな発展、進展を見る事業だと思えますので、まちとしても将来展望しっかり望んで、総合計画等に落とし込んで、そして将来の一つの私たちのまちの産業の核として位置付けて、引き継いで5年、10年、短期、中期、長期の中でこの事業を進めていくという視点に立ってしっかりと政策をし、絶えずせたな町の姿勢を発信して乗り遅れることのないように事業を進めていただきたいと思います。町長その辺のとらえ方についてもう一度質問させていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは大野議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。議員非常に勉強されておりまして、知識はむしろ私よりも随分上を進んでると思っておりますが、私の答弁できる範囲でお答えをしたいと思います。まずは風力でありまして、風であります。これはせたな町な有望な地域資源の一つと私も捉えております。これをどのように活用するか、利用するのかということですが、これは民間事業者などの参入も視野に入れながらしっかり取り組んでまいりたいと思えます。幸い北電100万キロの枠を追加するというようなことでもございまして、積極的に風力発電事業あるいは再生エネルギーを利用した発電事業ということが大幅に進むことが、予想されているところでございます。問題は議員もおっしゃっていただきました送電線網が非常に長い距離になるということ。あるいはまた風力発電であれば風の風力によって発電量が安定しない。あるいは太陽光であれば日照と随分関係ができて、晴天あるいは曇り、あるいは夜ということで発電が安定しないということがございますが、これらについては送電線

網で言いますと、国もようやくこのことについて腰を上げ、今、取り組みを始めてきたという状況にありますし、この安定しない発電につきましても、これは蓄電池の進歩によりまして随分改善をされてこうした課題が解消されつつあるという状況によります。バイオマスにつきましても下川での取り組みを紹介されましたが、これらも地域の資源を有効に使うというそうした発想と受け止めております。この再生エネルギーを利用した発電事業につきましても、これまで随分長い経過を辿っております。先人が大変苦勞されて、さまざまな機器の開発あるいは送電線であるとか、蓄電池だとかという、そういったものの開発を進めてこられたそういう経過を辿りながらようやく再生エネルギーを活用した発電事業というのが最近、見直されてきたという状況にあるわけでありまして。まちとしましてもこうしたまちが持っている有望な風力資源を利用しないという手はございません。したがって積極的に利用を促したいと思っておりますし、またその受け皿としての体制も整備をしていかなければならないと思っておりますのでございます。今回の北電や道の支援事業、あるいは北電の枠の拡大、枠の追加ということを受けまして、本町で予定している民間事業者もいくつかあります。したがって、そういったところでしっかりとウィンドファームを立ち上げていただくということが、まちの財政におきましても、雇用におきましても、地域経済にとりましても大変大きないい影響が出てくると思っておりますので、これは議員もおっしゃっていましたが、まちとしてもしっかりと取り組ませていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再々質問させていただきます。風力については町長からも前向きな答弁、状況がそういうことですから結構事業化して進んでいく環境は、やはり私たちの先輩の瀬棚町時代の瀬棚区が洋上風力を立ち上げて、資料を見ますと先進地事例にしっかりせたなの洋上風力が位置付けられています。行政の視察にも他町から来るくらい注目を浴びている。そういうことでせたなのまちはそういう意味でも認識されているということですから、それを土台にしっかりと風力発電事業に特化して、今後の推移、経緯を見ながらまちの一大産業として育てて行ってほしいと思っております。それは明解な町長の答弁もいただけるし、理解していただける分野だろうと思うんです。きょうのもう一つの課題であります地産地消の取り組みについてですが、町長からはその辺について具体的な文言で触れたものがないのかと思っております。これは風力を活用してまちの中にさっき言ったように公共施設の電気に使うとか。あるいは農業者の畜産の暖房やそういうものに使う、ハウスの暖房に使うというのは構想的に成り立つ話です。ただ仕組みとしていざということになれば非常に難しいクリアしなければならないコスト的な問題等も含めて、そう簡単なお話ではないというのは私も重々知っております。その中で再生エネルギーを活用する上において、いわゆる分散型電源というものが注目されています。これは風力や太陽光というものがあられるわけですが、いろいろな自然エネルギーの調達する方策があるわけですが、その一つに先ほど言ったバイオマスの木材、あるいはバイオガス、これは糞尿を活用する。それからもう少しくと少水力発電によって電源を確保する。地熱発電を利用する。いろいろな方策をとって小規模であるけれども、しっかりと電気が取れるという仕組みもあって、そういう分散型電源をひとつ地域で集約して、全体のエネルギーを確保していくという発想も見られて、導入してやろうとい

う地域もあります。先般の道新に札幌市が下水道の仕組みを利用して、少水力発電で電源をとってそれを地域の循環にしていこうという動きがある。下水で少水力発電、新設備年度末にも稼働、手稲水再生プラザの少水力発電のイメージ図が載ってました。こういう自治体でもそういうものに注目をして、この電源を得てそれを地域に循環していこうということが、現実的には進んでいるという事例もあるわけですから、私たちのまちもぜひそういうものをしっかり調査研究をして、そして出遅れることなくチャンスをしっかり生かして、先の長い事業であります。先ほど言ったように短期、中期、長期とこれは進んでいく。そしてますます需要が高まっていく。北海道という地域を挙げて生産基地にしていきたいという北海道の意向も見え隠れする。その先導的な役割、そして一大生産基地としてせたな町を位置付けて振興を図っていくということも私は大きな政策な柱に十分なり得ると思います。先ほども言いましたが、地域戦略室と部署設ける、あるいは総合計画に落とし込む、そういった積極的な実務の体制の構築ということも町長ぜひ念頭に入れて進めていただきたいと思います。その辺についても再度答弁を求めて質問を終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 地産地消についてでございますが、ご答弁を申し上げます。地産地消のメリットといたしましては、もちろん安価な電力供給、地域内の経済の循環、雇用の創出、産業振興さまざま期待されるところでありますが、しかし問題点も少なからずある。問題点につきましては安定した電力の供給というのは自前ではなかなか難しい。発電できない時間帯には北海道電力からの供給。この場合の電力単価これは契約外ということで非常に高くなるということがございます。また安定供給対策として発電された余剰電力、先ほど言いましたような蓄電池の設置費用も大変高額ということでございます。そういうことでその辺の解決をしなければならないということになります。また余った電力を売る場合につきましても、これはフィット法から外れることとなりますので安い売電価格ということになります。こうしたメリットあるいは問題点をよく精査をしながら取り組む必要があると思っております。また各家庭においてソーラーパネルなどの地産地消もございますし、議員おっしゃいましたようないろいろな再生エネルギーの活用の方法というのもあろうかと思えます。まちとしましても、そういったものにつきまして検討していく必要があるというふうにお聞かせをいただいたところでございます。いずれにしましても費用対効果も十分考えなければいけませんし、このCO2の削減ということにも気を配らなければならないということでございまして、まちがそうした範囲の中でどのようなことができるかということにつきましては、十分検討をさせていただきたいと思っております。今建設中の大型ウィンドファームにつきましては、平成31年完成の予定でございます。したがって、まちも全国風サミットをこれに合わせて31年誘致しようと思っております。これを誘致することによって町民の皆さんの風力自然エネルギーに対する理解、あるいは子供たちのそうした風力や、この再生可能エネルギーに対する学習の機会にしていければと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 大野議員にお伺いいたします。質問相当熱入ってますか。2問目。

○10番（大野一男君） 最初の質問だけでも上げて…

○議長（菅原義幸君） では状況を判断させていただきます。

大野議員。

○10番（大野一男君） それでは2問目教育長に質問させていただきます。

子供たちの体力向上への取り組みについてであります。教育行政において確かな学力、豊かな心、健やかな体を理念として、子どもたちの健全育成に努めることが求められております。2月23日付の道新に管内別結果が公表、体力テスト檜山が断トツ、小中男女が初の全国超えとの記事が掲載された。この中でせたな町の小、中学生の体力テストの結果は、いずれも全道、全国を上回ったとの報告であり、檜山全体の底上げに貢献したのではないかと感じているところです。まちも子どもたちの体力向上に向けて、様々な施策を講じ取り組んでいるが、学校、家庭、地域、行政が一体となって連携、協力を図り推し進めていくことが大変大事だろうと考えております。当町では、学校現場における体育授業での創意工夫、放課後の部活動への取り組みなどと共に、地域、父兄の理解、協力のもとスポーツ少年団の指導者等による野球、サッカー、陸上、空手、海洋スポーツ、バスケット、スキーなど多様な種目において熱心な指導がなされている実態があります。さらに全道、全国大会への出場の報告が顕著にあり、大変喜ばしくうれしく思っているところでもあります。また各種スポーツ教室の開催や駅伝、スキー大会が実施されており、子どもたちがスポーツにいそしむ機会となり、子どもたちが運動に親しむ環境づくりや運動習慣の定着につながっているのではないかと思います。

教育長は、本年度の執行方針で、どさんこ元気アップチャレンジや北檜山小学校の体育専科教員を活用し、学級担任との連携による授業づくり、運動習慣の定着などの取り組みを進め、児童生徒の体力向上に努めてまいりますと述べております。これまでの各施策を検証しつつ、今後も各種スポーツ大会の実施、スポーツ講演会の開催や必要とされる関連予算の確保、せたな町スポーツと文化振興基金の運用が潤沢に出来る基金の確保、スポーツ少年団、地域活動の支援拡大が図れるよう柔軟に対応が求められていると考えます。せたな町の子どもたちのスポーツ環境のより一層の充実を図り、せたな町の子どもたちの更なる体力向上が図られていくよう、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 大野議員のご質問にお答えします。

先月、報道がありました全道の2016年度全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果につきましては、議員ご推察のとおり、せたな町の子どもたちが檜山管内平均値の底上げに貢献しているところでもあります。本町の全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果であります。小学校においては、体格は男女ともに身長、体重どちらも全国、全道平均値を上回っており、体力においても、ほぼすべての種目で全国、全道平均を超えております。また運動が好き、体育の授業が楽しいと感じている児童も多いところでもあります。

中学校においても、体格は男女ともに身長、体重どちらも全国、全道平均を上回っており、体力では、男子は握力、持久走、ボール投げなどの5種目、女子は、握力、50m走、ボール投げの3種目でそれぞれ全国、全道平均値を超えており、運動が好き、体育の授業が楽しいと感じている生徒も小学校同様に多いところでもあります。各学校における主な体力向上の取り組みであり

ますが、久遠小学校は、毎週、水曜日、休み時間に7分間走に取り組み、若松小学校は、縄跳びや綱のぼり等に取り組み、大成中学校は、体育授業の中で筋力、持久力等の強化に向けた取り組みなどを行い体力向上につなげているところであります。また町内においては、野球、サッカー、剣道、陸上など8つのスポーツ少年団があり、小学生の加入率は約46%となっており、中学校においても、運動部の部活加入率は約70%となっております。

平成28年度においては、北檜山中学校野球部クラブの全日本少年春季軟式野球大会などの全国大会出場をはじめ、瀬棚フィリーズのスタルヒン杯争奪全道野球大会、北檜山ラウドネスのホクレン旗争奪北海道少年軟式野球選手権大会などで全道大会に出場しております。15件で610万円ほどの補助を見込んでいるところであります。このように学校と地域の指導者が熱心に取り組んできたことが、この度の全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果に成果として表れてきたものと思います。全国体力、運動能力、運動習慣等調査結果からも、せたな町の子どもの体力、運動能力が非常に高いことが分かりましたので、引き続き、全国平均値を超えるように、学校やスポーツ団体とより一層の連携を図り、子どもたちの体力向上に努めてまいります。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 再質問をさせていただきます。

教育長からさまざまな事例あるいは数値の公表をしていただきました。本当に裏づけられた物理的なものも背景にしっかりと現状のせたなの子供たちの状況が把握できました。また全国全道の出場の事例もお話をいただきました。本当にまちが元気になって大変うれしいニュースだということで、皆で喜びそして感謝をしているところです。これも教育長がお話されたように学校現場それから地域のスポーツ少年団の指導者あるいはさまざまな方が日々長年蓄積された活動が今日成果をもたらしてきたと思っております。昨日、きょうのことでこのような成果が上がると。いうことではなくて、長年の取り組みが今日大変うれしい結果をもらっていると感じております。スポーツ大会町内でいろいろ行われていますが、大成区では町民駅伝競走大会、これが第45回を数えています。それから北檜山区の水仙ロードレース大会これも第44回です。これは私たちの子供が走って、私も走りました。子供が走ってその子供が今走っている。孫が走っている。3代に渡って地域の中で延々と引き継がれている駅伝大会です。何を言いたいかといえば、そういう代々引き継がれていくものを子供たちがずっと見て地域のスポーツ文化として、自然と身につけているものがあるんだと思うんです。そういうことがこういう事業の背景にある。そしてこれを45回、44回、約半世紀に渡って続けてきたという営みに評価すべきであるし、その辺をもう少し検証して、今後しっかりと引き継いでいただきたいと思っております。それから私どもの話ですが、大成町でスキー大会が行われますが27回目を数えます。丹羽のスキー場の関係者、きょう大湯議員もいらっしゃいますが、ここは小学校でスキー学習をやりましょうというお話があった前後に、私たちスキー協会のメンバーが花歌のスキー場に就学前の子供、あるいは新一年生、特に声をかけて山に来ていただいて、授業が始まる前の冬休みの間に本当の基礎スキーを教えるんです。ハの字から始まって、ロープ棟に捕まって、そして上まで行って滑ってこれる。ハの字滑走ですけれども、子どもは大体1週間びっしり指導しますと身に付くんなんです。授業が始まると先生方授業の冒頭から子供たちが滑れるという。スキーを操作できるという前提で授業に入れ

る。これはやはり非常に効率のいい、そして子供たちがスポーツを楽しく思うという仕組みの一つの例として挙げていただきましたが、そういう地域の方々のさまざまな応援があつては今日の状況が生まれているということでもあります。それからスポーツ少年団の指導も、本当に私の子供のころからお世話なっているスポーツ団体もあります。そういう指導者の件についても、まちとしては、スポーツ少年団に対してそれなりの支援をしてるわけですが、ぜひこの全道大会の出場ということも加味して、いわゆるせたな町基金条例の中のスポーツと文化振興基金というのがあるわけですが、先ほど教育長からもその話ちょっと出ましたけれども、この概要を見ますと平成27年の全国全道参加奨励補助金の当初予算平成27年100万でした。27年の決算は582万となっているわけです。これは全道、全国にかなりの種目で参加したという結果です。平成28年本年はこれを受けて当初で300万予算を組んでますが、先ほど教育長からも話しましたが、この時点で620万ほどの補助の枠が充当されて執行される。約倍くらいこの執行が生まれてきてるわけで、こういうことを見ますとぜひ、当初予算等の査定ももう少し枠を増やして潤沢に、こういう応援ができる形を作っていただきたい。この不足分はスポーツ基金から充当してるということですが、平成27年の決算書を見ますと600万ほど出ていまして、総体的に500万ほど振興基金の残高が減ってるという状況が見えます。4,000万ほどまだありますから、今すぐ枯渇するという話ではありませんけれども、やはりこういったところにも都度潤沢なスポーツの基金の運用ができるように心得て、その都度しっかりと財源を充てて維持運営を図っていただきたいと思えます。それから一流アーティストを招いている講演会をやっていただいています。10月20日には陸上の銅メダリストの朝原さんが来て、中学校会場で指導したり、10周年記念では、ジュニアサッカー教室や野球教室で小早川さん、与田さん、奈良橋さんが来て子供たちに指導、ふれあいをしたと。それから日本ハムファイターズが当町の応援大使になったときには27年11月29日に斉藤選手と近藤選手が来町されて瀬棚小学校を訪問して子供たちと接している。こういう生の指導者を見ることが、いろいろな意味で刺激を受け。感化されてスポーツに対する情熱がさらに醸成されていくと思えますので、ぜひその辺しっかりと検証しながら今後も、まちとして先ほどの質問にもありましたが、予算等の支援、人的配置等々、意を配して今後もこの事業が成果を上げるようにしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

教育長に再度、その辺の今後の対応、それから姿勢について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 再答弁は午後からいたします。ただ今から1時まで昼食休憩に入ります。

休憩 午前12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 大野議員の再質問にお答えいたします。まず補助金についてであります。合併当初はスポーツ大会の補助は主に全道大会の補助ということもあり、予算額も今より少な目でありましたが、ここ数年は野球においてはスポーツ少年団が全国レベルの力を付けるようになりまして、全国大会出場も増えてきました。本年度は当初予算で300万円を計上しておりますが、全道全国大会の出場は勝敗しだいということもありますので、その都度不足が生じましたら補正予算で対応してまいりたいと考えております。

スポーツ施策の継続的な取り組みと体力向上に関する取り組みでございますが、まちの人口減少、少子化の影響もある中で我がまちせたな町の子供たちが全道全国大会で活躍している姿は誇らしくもあり、頼もしい限りであります。また学校の取り組みだけでなくスポーツに対して、保護者が非常に熱心なことや水仙まつりロードレース大会、駅伝大会、町内陸上競技大会などの練習を通じて体力向上を図っていること。加えて体育協会、スポーツ少年団、スキー協会、スポーツ推進委員など地域の指導者の皆さんが一生懸命に子供たちを指導してくれたおかげと思っております。このように学校、保護者、地域が相互にうまく連携ができていることが、子供たちの体力、運動能力向上につながっているのではないかと考えております。執行方針でも申し上げておりますように、体育専科教員を活用し町内の他の学校の協力の下で、子供たちが楽しく体育事業を行ったり、幼児期からの運動能力開発、一流アスリートによるスポーツ教室の年代に応じたスポーツ事業や水仙まつりロードレース大会、駅伝大会、町内陸上競技大会などを引き続き実施をいたしまして、これからも体力向上に努めて参りますことをご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 5番、石原広務議員。

○5番（石原広務君） 議長の許可をいただきましたので、先に通告していた質問を町長にさせていただきます。

国民宿舎あわび山荘改築整備についてであります。町長は、昨年12月の定例会一般質問の答弁の中で、限りある財源をうまく使い町民の要望に応えるには手腕が必要、初心に帰りしっかりとやっていきたいと述べ、まずは40年以上前に建てられた施設の改築整備からきちんとやると新聞報道もされました。3期12年の後半を迎える中で、道半ばと感じているとの言葉には、様々な批判的な意見もあり、憶測で期待をする声が出たのも事実です。26年4月30日に特別委員会の中で国民宿舎あわび山荘は廃止すると資料として出されました。そんな中いろいろな状況が変わった中で、いろいろなまちには老朽化した建物がある中、国民宿舎あわび山荘の改築、改修について、改めて町長の考えを伺います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 石原議員のご質問にお答えをいたします。

国民宿舎あわび山荘改築整備につきましては、町議会まちづくり計画調査特別委員会で調査してきた経過があります。その中の平成26年7月30日開催の第28回特別委員会において、国民宿舎あわび山荘の今後の在り方として町の方針を示しております。まちづくり計画調査特別委員会の調査報告としては、地域経済への影響など計り知れないものがあるので、まちと貝取潤温泉公社においては現時点で結論付けることなく、両者の方針を踏まえ、今後の推移を見極めながら十分協議されるよう望むものとされておりました。まちとしましては、現在、老朽化し

た施設が数多くございます。これらの整理統合と改築を進めている状況であります。あわび山荘については、これまで耐震改修をはじめ、給水給湯管改修工事や厨房給湯管等改修工事、非常灯取替工事を行いました。また新年度では煙突改修工事の予算もお願いしていることから、利用可能な限り使用していただきたいと考えております。

ご質問の改修、改築につきましては、公社の経営改善と法人としての資本の充実を一層図るなど、自立に向けた取り組みを進めていただきながら、今後の対応については、まちと公社において適宜検討してまいりたいと考えておりますことで、ご理解を願います。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 再質問させていただきます。

先ほど町長の答弁の中でも特別委員会7月30日に提出した資料のもと、特別委員会での結論というか公社との協議も今後していくようにということでの答弁でした。その中でその時点での考えでは、まちとしては国民宿舎あわび山荘は存続、継続をしないという考えが基本の中でいろいろ協議をした経緯があります。はっきりとした答弁が無い中でいろいろな協議をする段階では、今答弁の中にもありました、今しばらく利用可能な限り使っていただきたいということですが、10年は使えるんだと。昨年の町政懇談会でもあわび山荘に対して質問出た中で町長はあと10年は使えるんだという形でご答弁してました。じゃその10年使える根拠をいただきたい。26年7月30日提出の資料ですけど、26年度の出された当時26年度の廃止はしないとしてますが、27年度以降、累計修繕費が1,000万を超える見込みとなった場合は廃止すると明快に、会議録もありますが、答弁しているわけです。その中で山荘の理事からも矛盾してないかという話もしてあると情報として知り得てます。その中で先ほど答弁の中にありましたが、浴室の鏡の改修、配管等の改修、北海道から指示されたということで非常灯の改修それもこの出された資料からいくと矛盾が出てると現場も捉えてるわけです。老朽化した建物を山荘側から要望書も出されて、それもきちんと扱わない中で、であれば指定管理施設として何とか運営経費という観点から再三にわたってきちんとした積算根拠もきちんと示して、その上で指定管理料も本来の数字で出してくれという形でも、私たち当時の常任委員会もそうですが、山荘側、現場からもそういう要望も出てるわけです。でも一環として町長は指定管理制度それは赤字補てんだという形で認識を変えないでここまできてるわけじゃないですか。また指定管理制度あるいは改修、先ほど町長の答弁でもありました予算に出てる煙突の改修1,600万、それに関連しては、また予算委員会の中でいろいろ質疑させていただきますけど、そういう矛盾している状況の中で経営にもある意味影響してる。要はじゃらんかなんかでネットの時代ですから、ネットからロコミとかの情報でも、町長もご存じのとおり温泉、性質は最高だと、料理も抜群だと。ただしトイレが各部屋にないんだと。もう少し新しい建物だったらいいのという率直な意見もあるわけです。当時、今も基本的に変わらないと思うんですけど、民間参入を募るといふことでの基本的な考えを再三にわたって示していただけてますけど、一見民間参入、町長も協議されたと聞いてます。私もその申し入れをした民間側から個人的に話を聞いてくれと実は申し入れをいただきました。そのあとに担当課含めて町長の考えを間接的に聞いた時には、残念ながらその民間の考え方、基本的にはまちとしての考え方とかなり格差がある。全然違うということでは白紙撤回されたと聞いて

てましたので、あえて私は個人的な話を聞くというか。まあ接待とも思われるような言葉で持ちかけられたんですけど私は拒否させていただきました。そのあと残念なことに役場、退職されたOBの方も係ったようなんですけど、ことしのお正月、年明けてお正月に函館で同窓会があったらしいんです。その民間参入を申し入れた方が、大成からも何人か出られて行ったようんですけど、その席であわび山荘もうやんないよ。あの町長全然考えてないよという一方的な情報を流したらしいんです。それで内地にいる方からどうなっているんだという問い合わせをいただきました。その時点で私は今の状況だと町長は確かにこういう資料からいくと基本的には廃止ということしか考えてませんよということしか言えませんでした。で今回一般質問するきっかけになった12月の定例会の老朽化した建物、40年以上は経ってません。当時は26年でしたから38年あと2年ほどですけど、そういう意味ではもしかしたら可能性はあるのかと思い、山荘側は大成区民もかなり期待する声があります。今の段階では要望活動を陳情活動もするやに情報として聞いてます。今の段階でそういう動きに対する期待度も含めて再度明快にお答えいただきたいと思いません。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず整理しておきたいと思いますが、まちはあわび山荘の調査特別委員会の中で、今後のあり方として方針は示させていただきました。それを持って調査特別委員会の調査報告として先ほどもおっしゃいましたように、今後の両者の方針を踏まえ、今後の推移を見極めながら十分協議してくれという調査結果でありました。私としてはこれを尊重しているものであります。まちは老朽化した施設が昭和30年代から40年代にかけてかなりの施設がございます。まずこれらをしっかり見直す、あるいは改築をするというようなところを先行しなければならぬと思っております。今その作業を進めさせていただいているところでございます。議会にもお願いしている施設もございます。そうした施設側が一段落してはじめて昭和50年代の建物に手を付けるということになるのかと今のところを思っております。したがってまちは山荘が今後とも利用可能なように適宜、修繕をしっかりとまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いません。

指定管理の関係ですが、これは考え方が違うと思っておりますが、まちとしてはこれまでも説明してきたとおりでございます。指定管理はこの経営の改善を目指して今そういう一生懸命あわび山荘の経営されている皆さんにつきましても、一生懸命取り組んでいただいているところでございまして、随分一時から見ますと改善が図られたとうれしく思っているところでございます。引き続き取り組んでいただいてしっかりした経営がなされるということ私たちとしても期待をしております。一時民間という話もございまして手を挙げられた民間企業もございまして。しかしこれは最初からまち側が示している条件にはほど遠いという状況がございましたので、話し合いはまとまりませんでした。それだけの話でございます。それからまちとしましては、今この民間の旅館や民宿などもございまして、まちが関係している2つの温浴施設、温泉宿泊施設もございまして、けれども、これらの集客するための事業と申しますか、ことしも新たにレンタカー利用者宿泊推進ということで、これは今あわび山荘もそうなんですけど、本州からのお客さんが減っている。北海道内のお客さんは増えているという結果であります。したがって本州方面から新幹線やフ

ェリーあるいは航空機で来道される観光客を集客をするというそういった思いから、こういったレンタカー利用者に対する宿泊支援をするということを提案しております。これは宿泊業を営んでいるそれぞれの経営において積極的にこの集客ができるように努力をしていただければありがたいなど。制度を利用していただければ大変ありがたいと思っているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 町長、個人的なことかもしれませんが、特に3期目の舵取りをする町長の言葉の中によく議会で言っているから、特別委員会でそういうふうになってるからというような議会のせいにするとか、他人のせいにするというか。今私が町長に考えを示していただきたいというのはあわび山荘改築整備するんですか。そういう気持ちはありませんか。いろいろなその江上議員もおっしゃっていた財政非常事態宣言からいろいろ1期、2期、3期目への町長の選挙活動の言葉の中にすごく印象的な言葉があったのは2期目まではやることはできなかった。だから3期目はやるんだという言葉で、確かに勝手な解釈だったかもしれませんが。一部区民からはようやくあわび山荘改修してくれるんだねと単純に捉えた方もいらっしゃいました。当時、あわび山荘を廃止する改修できないの理由の中に瀬棚区は消防廃止するんだと。北檜山は保育園なくするんだと。だから大成なんか無くしなきゃいけないよ。それが山荘だってはっきりおっしゃってるんです。山荘理事者の方からもそういう証言をいただきました。お前そんなバカなことやっているのかと。議会でそういうことをやっているのかとかなりな口調で言われました。ただそれはその時の感情的な言葉かもしれませんが、ようは町長には3期目舵取りしてきた。せたな町の合併したまち3町が合併したまちの首長ですから、責任もった発言をしていただきたいと当時思いました。ようは明解な発言ないわけです。使えるだけ使うんだ。矛盾が生じてきたら当時と違って来たというのは、使うだけ使うんだ。改修はするんだ。今これにあった1,000万以上が超える見込みとなった場合は廃止する。即廃止するということでまち側から出された資料です。当時の特別委員会の正副委員長も何もわからないままこれ当時、当日配付でしたよね。そういうことからいくと、山荘側にしてみればある意味ありがたいです。でも以前から議会から出た、そんなに毎年毎年改修にお金かけていいのかと。であればコンパクトに建てかえたほうが今の経営も楽になるだろうし、財政的にも良くなるんじゃないかという提言もある中、こういう形でまち側から出されたわけです。ですから今は指定管理料のことも間接的に言わせてもらいました。建物が老朽化したのも間違いなく営業ということでは、影響が出ているのは間違いありません。その中で、であれば修繕も含めて改修あるいはいろいろな経費が掛る中で、せめて管理運営費という観点から、当たり前の助成をしていただきたいという形で協議をしている経緯もあると思います。その中で、それを再三常任委員会なんかでもいろいろ協議していただきましたけども、なかなか受け入れてもらえない中、ことしは指定管理料の部分については去年と同じ数字を維持しているようですが、経営努力、努力と町長おっしゃいますけど旧町時代から本当に給料も安い、賞与ももらえない。でなかなか雇用する場としてほかの福祉施設も大成に大きな雇用の場としてありますが、山荘もそういう位置付けてあるんですけど、なかなか募集しても働き手が無いという大変な状況の中で、事務職とはいえ細かい仕事もしてきてるわけです。布団の上げ下げしたり、掃除機持って掃除したり、そういうのも努力として見ていただいて何を根拠に向こうも10年、

先ほどは10年とおっしゃってませんでしたけど、今しばらく使えるという根拠をきちんと示していただきたいです。もう特別委員会が当時どうのこうのでないです。町長これせな町公共施設総合管理計画、28年6月発行です。先日もらいました。61ページいろいろなところがあるんですが、施設改善計画、いろいろな項目、いろいろな施設ほんとに頭抱えるような数あるのも十分承知しています。その中で国民宿舎あわび山荘、施設及び設備等の経年劣化による老朽化(改善検討)になっているんです。これ誰も知らない方が見るとこれ理事の方にも見せました。改修検討になってるだろう。おまえあまりガタガタ騒ぐなど言われたんです。この検討という言葉は町長がどう考えてるから、きちんと意見交換をしたことありませんけど、以前の去年の4月から機構改革で総務からまちづくり推進課には課がいろいろ増えてきてますけど、当時の総務課、総務課室長、その方がどういう認識の基かわからないですけど、NHKの協調アンテナのことで大成区の要望を受けてNHKの担当の方が出向いたらしいんです。その時点でその当時の総務課室長の話で、今の高橋町政、せな町の町政、検討、勉強は行政用語で出来ないということだという話をしてしまっているんです。そういうこともあるので町長自らの口できちんとした見解を述べていただきたい。町長、自分もいろいろ性格もでるのでおそらく議会や常任委員会いろいろな協議をする場の中でかなり感情的になってしまってる部分もあったと思います。ただその中で証拠も何もありません。資料もありません。会議録もありません。ただその中で当時、あわび山荘、特別委員会のまとめを受けて、町長がこちらから提言を受けて理事者側と協議をする席で指定管理料のことだったと思うんですけど、私も人間だと、町長おっしゃったんです。私も人間だと。余りにも委員会、議会からガタガタ言われたら感情的になってしまう。だから指定管理料を下げさせてもらうとはっきりおっしゃっているんです。感情的にさせた私たちにも責任はあろうかと思えます。でも町長、やはりそういう発言を本当に意識していただいて、やっていただきたいと本当にその時は思いました。私あえて反発はしませんでした。町長が人間だ。そういうことは言うな。そのあと言われたんです。おまえ町長も人間なんだと。あまりガタガタ言うなど。そこはあえて反論はしませんでした。でも町長、何を言いたいかという私たち当時の常任委員会で例えば指定管理料制度一つ、その認識を間違いだよと。制度というのはこういうもんだよという話で、いろいろ協議して当時の担当課ともいろいろ委員会以外でも話をさせていただきました。でも認識が違う、町長、副町長もそうだったと思うんです。認識が違うので私たちが提言しても担当課板挟みになってしまうんです。認識が違う間違いに合わせて役場職員皆さん動かないとならないんです。きょうはあわび山荘改修についてということで一般質問をさせていただきましたが、いろいろな認識の間違いも含めて、指定管理料もそうですけど老朽化が運営に経営に影響が出てるので、ぜひコンパクトでも改修してくださいということを要望させてもらってますし、それが叶わなければ、先ほど改修についてもいずれこの常任委員会なり議会なりにこれは訂正していただくと。具体的に1,000万以上じゃなくて、改修するんだという提言をきちんと改めてしていただきたいと思えます。それと併せていろいろな認識の間違い、誤りからいろいろなことをさせていただいて、去年、今時期ですか、定例会の終わったあとに、私の先輩でもありますある役場職員が自分と議会の中での先般の2人の席の座っている間に来て、2人には本当にお世話になりました。私はこの席で酒を飲まなきゃ退職できないと。先輩議員も言っていただきましたけ

ど、課長の言うことはわかるんだと。私たちは課長を攻めているんじゃないんだ。町長が認識間違いだとは十分わかってるんだと。だからそういう意味でも課長大変だったと思う。最後なんておっしゃったと思います。町長、副町長、誰がどうのこうのじゃないです議員さんたちわかるかい。犯人捜しとかでないですよ副町長。議員さんわかるかい。私たちは役場職員なんだよ。その一言にどういう意味が籠っていると思います。認識が間違っているように、町長が誤っているように私たちは従わざるを得ない。合せなければいけないというそういう思いなんです。もう二度とそういう職員を作らないでください。あとは本当に明快な答えになるかどうかわかりませんが、改修整備について改めてきちんとした言葉で、委員会がどうのこうのでない。今協議中だとかそういうことでないです。今の率直な考え、どう考えてるか。まあいろいろ考えなければならないでしょ。合併特例債の枠とかいろいろあるようですけど、そういうことから、どう先々考えるか。明快にお答えいただきたいと思います。

以上で質問終わります。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは再々質問にお答えをさせていただきます。いろいろと質問がありました。すべてメモできたかどうかというのはちょっとあれですから、もし答弁漏れがございましたらご指摘をお願いしたいと思います。まずあわび山荘を指定管理として受けている企業につきましても、これは私たちも大変経営に対して努力をされているという感じております。これは議員と全く同じでございます。そこで先ほども申し上げておりますが、まちとしましては、これは二度と財政が行きづまるようなことのないように、これはしっかりと行財政運営をしなければならないということは、議員も同じ意見だろうと思っております。そこで、これまで財政の健全化をして取り組んでまいりましたし、健全化をしたあとにつきましても、遅れていた公共施設について、随分、修繕や改築を進めてまいりました。これは、当然のことではありますが、古い施設から順番にとということでございます。当然、このあわび山荘につきましても、いずれそうした時期が来ると思っております。そのときは、これは公社とまちと協議をしなければならないと思っておりますが、そうした協議をする上でも、やはり健全な経営というものがなければ、なかなか議会議員の皆さん方のご理解をいただくことにはならないのではないかと考えておりますので、そういった意味で、これからもう少し時間がありますので、しっかり取り組んでほしいと思っております。指定管理の関係につきましても、これは議員お忘れかもしれませんが27年度の指定管理を決める場合も議会で十分審議をいただいて決定をしていただいたところでございます。それから、まちづくり計画で山荘の検討というのがございますが、これはそのとおりの理解をしていただいて、先ほど申し上げましたようにそのような時期が来た時には十分検討をしなければならないと感じております。いずれにしましても財政がまた元のような状況になるということになりますと、これはまちの持続も不可能でございますし、町政サービスについても現状を維持することができなくなるということは目に見えて明らかなことでもありますから、そういったことに陥らないように、慎重に財政運営、行政運営を進めていかなければならない。これは議会と私たち理事者、まちは皆さんの理解しているとおりの車の両輪ということでございますので、十分議論をさせていただいて、また検討させていただいてしっかり謝らないような方向性を見つけると。そういうこ

とに尽きるのではないかと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員に申し上げます。先ほど町長から答弁漏れがあれば指摘をしてほしいという発言がございました。その範囲の中で発言を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 特別な許可いただきましたので再度質問させていただきます。

せたな町公共施設総合計画、管理計画に載っているのはそのとおりだということで答弁されましたけども、であれば総合計画なり、地方総合戦略今のままだとメニューに乗らないと担当課から聞いてますし、今のままだったら絶対乗れないです。国の考えもありますから。だから総合管理計画が検討ということで、これが当然だというならそういう計画も出すべきですし、山荘建てれば財政非常事態宣言ももしかしたらしないとならないような、そういう答弁に聞こえるわけです。ほかの事業にもだからそういう理由がされるんじゃないかと理解されるわけです。指定管理がどうのこうのと町長おっしゃってましたけど、町長基本的に今あわび山荘、公社は一般財団法人としたわけです。そういう決まりでいえば2年連続300万赤字が続けばそれで切らないとならないわけです。ある意味それを待っているんですかと言う方もいらっしゃいます。だからそういうところにもきちんと補てんした中で、当時の資料からいくと1,000万超えると廃止というのも、おそらく先ほどそれは訂正させていただく、新しい提案をするという形で大きくうなずいていらっしゃいましたし、それに合わせて改修時期が来たら、来たらということですけどとっくにこちらとしては来ているという認識しかないんです。それは現場ともきちんと協議してください。その上で、近々きちんとした形でまち側からの提案ということで、提案されるもんなりと取れますけど、最後特別な許可をいただいて、その辺再度、訂正するところは訂正してきちんとした形で答弁をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長、補充の答弁をお願いします。

○町長（高橋貞光君） それでは今、改めてわかりやすい質問とありましたので、答弁をさせていただきます。まず考えてほしいのは、けして財政健全化を達成したから、今もう何でもできるという状況ではございません。当然古い施設から改修していくということになります。したがって、いずれ先ほど申し上げましたように、そうした時期が訪れるものと考えております。そうした場合にしっかりと検討をするというふうに答弁をさせていただきます。また指定管理につきましても、これは私たちとしては議員とは認識は違うんですが、そうした考えの下で経営改善を積極的に支援をするという考え方で取り組んでおります。また貝取潤温泉公社につきましても、そうした方向で一生懸命、経営改善の努力をしているところでございます。私たちとしてはそれをしっかり応援するという関係から、先ほど申し上げましたようにいろいろな事業を展開しながら側面から支援をしていくという姿勢でおりますし、それをどんどん取り込んで集客に努力をするということは山荘が取り組んでいるそういった状況ではないかと考えておりました、そうした努力に期待をすると考えております。

○議長（菅原義幸君） 8番、真柄議員

○8番（真柄克紀君） 発言の機会いただきましたので、先に町に提出してあります2点について町長の所見並びにまちの考え方についてお伺いします。

まず1点目の国民健康保険事業についてでございます。国保事業は平成30年から北海道と各市町村が共同で事業を運営する仕組みに変わるということになっております。町長の29年の町政執行方針でも30年からの共同で作業を起こすことによって保険者機能の強化を図るようするため、また今年度この予算措置もされております。そういう中でこの準備作業の中身というのは、どのような中身で、どのような作業をなされるのか。現時点でわかる範囲の中でお聞きしたいというのが1点でございます。

それからこのあとの今私の持っている数字、これ今置かれている国保事業の現状を町または町長と認識を共にするという意味で若干データお話させていただきます。厚生省によりますと2018年2月18日付で、これは少し遡りますが、2015年度の市町村国民健康保険事業の財政状況の発表がなされております。それによります事業の赤字穴埋めを目的とした市町村からの繰り入れ分を除く、実質収支の赤字額は前年比、全国ですが243億減の2,843億円の赤字額になっている。しかしこれにはちょっと減ったという形が見えますけども243億円の減は、この年に政府が15年にと1,500億円の財政支援を行なった結果の事業の赤字幅でございます。ですから実質収入はこのとおり大変なマイナス状態にあるということです。それからこの要素としては当町だけでなく全国各地、急激な人口減少をはじめ、または対象者がいる意味では社会保険等含めいろいろな形の保険に移行していくという現象も現れる中で、ますます対象者が減っていているという状態があります。その被保険者数の減少で収入が減る一方で、なおかつ今技術的にもそれから高度医療の要求とかの中で保険給付額はこれも全国的ですけど、2015年で2.1%増、ですから総額9兆5,540億円となって、最終的には赤字の市町村及び広域連合でやっているとありますが、広域連合含めた赤字の自治体は28に増加してる。996、全体の58%になるというのが厚生省の発表でございます。それで私はなぜこの数字を今しゃべったかということ、これと同じじゃないと言っても当町でも28年の最終補正によると、一般会計から1億数千万の繰出しをしてる。それで当然繰出しの金額の中には一定のルールの中でそうしたのもありますけど、いずれにしても大変厳しい状況だと私は思いますし、この現状について率直に事業を運営する立場からどのように考えておられるのか。まずこの2点についてお聞きして、1回目の質問にさせていただきますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 質問書は3点でございましたが、それでは一つ目、二つ目ということでご答弁をさせていただきます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の制定に伴いまして、平成30年度から北海道が道内市町村とともに国民健康保険の運営を担う体制へ制度改正されます。新たな体制においては、北海道は国保の財政運営の責任主体となり、市町村は地域住民と身近な関係の中で、資格管理や保険給付、保険税率の決定、賦課、徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うことになるところでございます。本年度はその準備期間となりますが、ご質問の第1点目、平成29年度予算に計上されている国民健康保険制度関係業務の準備事業費補助金は、これは広域化に伴う事務の効率化、標準化を図るための市町村事務処理標準システムの導入に係る経費でございます。

2点目の当町の国保事業に対する現状認識ですが、国民健康保険は必要な支出を保険税や国庫負担金などで賄い、当該年度の特別会計の収支を均衡させることが基本でありますことから、毎年度、保険税の軽減や決算補填を目的とした一般会計からの法定外繰入を行っている実態を鑑みれば、当町の国保事業の運営は非常に厳しい状況下にあると認識しているところでございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○8番（真柄克紀君） 今1回目の質問をしたとおり、私も思ったとおりの解答でございますので、それはそのとおりだと思いますし、ハードの面含めた中の事業であって、内部の中のいろいろな形の組織を含めた中で町独自の方については、それを併せて展開していくということだろうと思います。それと今のおっしゃるとおりの町長が言う厳しいと、この一言に尽きるわけですが、そこでなんで私今日の一般質問でこれを取り上げたかという、私たち議員としても特別会計等でこれを議論する機会はあるんですが、なかなかこれをきちっとした形で議論をするとなると会計の範囲の中では機会が無いということもあるものですから、きょう今のこの事業の新しい共同事業の形にかけて質問してるわけですが、それで町長、厳しいということと、それから今のいろいろな社会情勢それから地域情勢から見たらそれはそのとおりの話なんですけど、それで3点目の話ですけど、私もこの町長の言葉だけで、常に各分野から、また厚生省も言っている医療費の適正化への取り組み。これが必要だと。なおかつ健全化というのはその適性の取り組みがなくてはできないし、これ国からも大変、きついとは言わないけど、強い形でその適正化を求めるという通達がすでに来ていると思いますが、私もこの適正化ということと住民の考え方、それから医療に対する考え方、非常にナーバスな問題でして、これをきちんと町民に理解してもらわないと、なかなかこの適正化に向けた形での、一步、半歩が進んでいかないといったら悪いですけどそんな気がいたします。それでこれまちはどういう形で基準出してませんが、大体この適正化の…全然それ一般財源から一切出さなくても、応援しなくて自立できるの。これ1番いい理想だと言うものの、現段階の中で考えうる、このぐらいまでは行ってほしいという基準等を含めて、まちなほうでそんな形のシミュレーションというか、そういうものがありましたらぜひこの際ですから示していただきたいと思います。それと私がこの質問してることは先ほども言ったように町民とそれから国保の関係ナーバスとは言いながら、やっぱり町民自体が運営していくというスタイルだという形のを理解していかなければ、なかなか理解できない問題だと思いますので、その辺含めて、私はその町長の適正化の考え方を聞いたあとですけど、今やってる施策以外に、お金を掛ける、掛けないでなくて何がお互いに考えるのかということぜひきょうできれば町長の考えも示していただきながら、私の考えを述べたいと思っておりますので、その点につきまして私の意も汲みながら、適正化水準含めて答弁いただければありがたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは再質問にお答えをいたします。3点目の質問にかぶっていることとございますのでまず、3点目の医療費適正化の水準、どのような状態であると認識されているか。その水準に近づけるためにどのような施策が考えられるかということで最初に申し上げたいと思います。せとな町の医療費は全道的にも高い水準にあるという状況になっております。また医療費適正化への施策としては、特定健康診査受診率の向上や生活習慣病対策としての発症予

防と重症化予防の推進、後発医薬品の使用促進などの取り組みを着実に進めていくことが重要であると考えております。特に生活習慣病対策の土台となる予防行動に取り組む町民が増えることは極めて重要な課題であります。自分の健康状態を知らない、あるいは知りながらも放置している。適切な時期に医療機関を受診していないことが生活習慣病の重症化につながってくるものがあります。まちとしても、町民の健康への関心を高めて、予防行動に取り組むための対応はまだまだ不十分であると感じていることから、今回せたな町健康元年にあたり特定健診受診率の向上をはじめとした発症予防対策とともに、健康への意識高揚のための啓発活動を推進して参りたいと考えているところでございます。

国保事業における医療費の現状もお話しますと、27年度の実績であります。せたな町の1人当たりの療養諸費、これは43万6,934円、これは全道157団体中上から22位、檜山管内においては1位となっております。またこれに対する国民健康保険税、1人当たり調定額は10万5,745円、これは全道で157団体中、68位、檜山管内では2位、調定額が低い理由のひとつには一般会計から繰入れをして税率の上昇を抑えている。負担を軽減していると理解をしていただきたいと思います。当町の医療費が高い要因についてであります。これは入院診療において疾病と重症化による入院の長期化と高額な医療費を必要とする被保険者が多いということが主な原因であります。なお国保連合会による平成26年度一般国保医療対応状況調査というのがありますが、これによりますとせたな町は受診率が低く、1件当たり診療費が高いという傾向にあります。このことは入院が多いか、重症になって受診をすると、病院に行くということで高額疾病が多いものと考えられるところでございます。したがって病院に行くのが少ないという結果が出ておりますので、我慢しないで早期診療、早期治療をするというを励行できるような方策を講ずる必要がある。また特定健診や各種がん検診の受診率向上が必要であるということ。このようなことから取り組みを進めていかなければならないと。以前にもこのことで議員から質問があったように記憶しておりますが、26年、25年では非常に健康診断の受診率が低いということでございましたが、そうした取り組みを進めた結果、今27年度の数字が出ておりますが、受診率は40.2%というところまで上昇をいたしまして、これは管内で1番となったところでございます。ただ医療費につきましては、健診の受診率が上がったからすぐ医療費に反映されるということではございませんので、これはしばらく医療費に反映するまでには時間を要するというところでございます。

ご理解をいただきたいと思います。

(不規則発言あり)

北海道が示しているものがあるんですが、その北海道が示している保険料の削減目標がありません。

(不規則発言あり)

○議長（菅原義幸君） 真柄議員に申し上げます。不規則発言になりますので、もし答弁漏れがあれば、答弁漏れの中で処置したいと思います。

○町長（高橋貞光君） よろしくお願ひします。

○議長（菅原義幸君） 再質問に対する答弁漏れだということであれば、あらかじめその旨を発

言してください。カウントしませんから。

真柄議員。

○8番(真柄克紀君) それでは3回目質問の前にただ今議長よりご注意をいただきましたので、町長の私の言っているまちの持つる水準化の、具体的な水準でなくても考え方はきちっと後で示していただかないと話が進まないということで先ほどあの場所から言わせていただいたんですが、それについては次の形で、なければならないでいいんですけど、それで町長これはこの事業会計について…

○議長(菅原義幸君) 真柄議員待ってください。答弁漏れだということであれば、先に答弁をさせたいと思います。よろしいですか。

○委員長(真柄克紀君) はい。

○議長(菅原義幸君) 町長。

○町長(高橋貞光君) それではお答えをいたします。先ほども申し上げましたけれども、この当該年度の会計の収支が保険税や国庫負担金などで賄える状態というのが健全な状態と私たちも理解しておりますが、しかしなかなかそこまで行くということには難しいところがございます。北海道の医療適正化への取り組みということで、高齢者の医療の確保に関する法律というのがございまして、それに沿って今、進められております。それを適正な状況と判断するとすれば北海道の目標をクリアするということが全道的には適正というとらえ方もできると思います。

○議長(菅原義幸君) 真柄議員。

○8番(真柄克紀君) 町長今言われましたが私逆に聞きますけど、先ほど言ったように檜山と例えば釧路支庁とか地域で全道の標準、それがあれば指標だとしても、それは私ちょっと違うんじゃないかなという気がするんです。うちの現状から出る分析が上か下かではなくて、どの程度の水準、例えば具体的に表しようがないから、例えば一般財源から今の段階でこのぐらいだったらいいだろうとか。いいだろうではないけど、このぐらいまではこの運営上も含め、また利用者の負担も最低限に抑えられるという形の中で、そういうのをきちっと年度ごとに持っていないと、この議論のときに今みたいな話になるんじゃないですか。それともう一つ、これを共同作業を道とやりますと。じゃ具体的に、まだやってみなければわからないといったらそれまでですけど、入っていく以上は若干でもこの制度、今の町単独よりは改善される余地があるという確信は持たれてるんですか。その点についても再度伺います。それで今町長私が3回目に言いたいことは、今まちもいろいろな努力を保健福祉課はじめいろいろな作業そういう形の啓蒙作業、いろいろな形の中で受診率のアップが合併した当時、議会ともいろいろ言った一時受診率上がったとかありましたが、これも常にしつこく継続していかなければなかなかこれは続かない。これも事実ですから、これは事業者として根気のいる仕事だけど、あきらめずにというより根気よく展開をしなければならぬ。という中で私ですからこれはさっき言ったまちの水準がどうかというのはまだ形でませんけど、でも少なくとも事業者もそれから受益者も少しでも負担がなくなって、保険運用がスムーズにいくために考えられるこれが一つのこれからのまちの作業とした時に今うやっていることを着実にやることはそのとおりでありますけど、例えば、私はいま診療所を2つありますね。ここの保健福祉課の保健師、本当に夜遅くまでいろいろ活動してくれています。ただこうい

う3地区の中でいくと町長これどうなんですか、保健事業に一般財源から足りない部分を繰り込むというのも一つの方法だけども、逆に言うと今以上に、それをいうとまた人がいないとか、いるとかいうと、やっぱ保健師のあの世界の充実はこれからますます必要になってくると思うんです。私は何人とは言えませんが、ぜひこれはこの次、こういう言い方したらわるいですが、選挙あって誰が町長やるかわかりませんが、ただどうちのまちの最大の国保事業ばかりでなく、高齢化の中で行くときに今の財源にいろいろと次世代枠等のいろいろな縛りもあるかもしれないけど、特に保健師活動がこれから今以上に重点的に、私は施策に人員も増やして、ほかのまちに負けないような保健師を取ってきて、それを例えば平日であれば診療所開いてたら、瀬棚、大成の診療所にも1人おいて、健康相談にするとかそういうような形の考え方が、まちが持つていくべきだし、そういう考えが私はいいと思うんですが、そういう考え方についてまずどう思うか。それから福祉バス、患者バス走ってます。毎日対象者の保険者も乗って走ってます。走ってますよねバスに乗って。そのバスの中に私は変な意味の押しつけでないけど、今の医療制度、それから国保会計の現状を含めてPRなりなんりの形をあの空間の場所で私はすべきだと。今までも今いう町の広報とか、それでは出してますけど、もっと身近な中でポスターとか、そういうもの、それから福祉バス、患者バスなんですからその中にも張って、利用する方々の中でバスに乗りながら共同でそういう問題意識を話をしてもらって、お互いに認識を高めていく。これそんな私お金掛ることではないと思うので、そういうようなことを考えることが可能か、またやろうと考えるか。それからもう一つ、これはこの前具体的に町民からも言われたことですが、今の国の制度の下、医療費の通知義務の中でやっています。何人かの方がこれはその考え方ですが、やっぱり押しつけに取られちゃう。自分はそんな気もするのでその情報は情報でいいけど、そこにもうちょっといろいろな記事も含めて、若干金が掛ってもいいから、その辺の保険制度が認識とかその辺の、例えばすぐにできないと人も、こういうようなポイントだけ、こんな形の中でこういう経費が掛かってるといいうような情報を現実に自治体によってはそこまで情報を流して啓蒙とか意識を高めている自治体も出て来てるわけです。それで先ほど町長言ったように本当に情勢厳しく、なおかつ今保険料を払ってる方々もどちらかというと、言葉悪いですけど、そんなに経済的にゆとりがあるという方でない方も結構いらっしゃる場合に、この重税感というのはやっぱりあるんです。ただその重税感をその方々も含めて利用者もお互いに認識することによっては、ある程度緩和できるし、今いうところの一般財源からの持ち出しの中でそういう保健師活動を含めた措置の前向きな形の施策の施策に展開してくる可能性があるのではないかと思ってきょうはお話させていただいてるんです。ですから先ほどいいましたところの道と一緒にやることによって、まだやってみないとわからないといわれても困るんですが、ある程度効果というか、そういう形が今の段階であると考えられてるのが、まず一つの形で、わかるかわからないかしりませんが、それでないとやる意味ないと思うので、そういうことにこんなとこでメリットあるんですということをもう1回説明いただくのと、それとさっき言った水準に関しては、私は道の水準は必ずしもうちの地域に合致しているとは思いません。これはきょうでなくてもいいです。ある程度1回シミュレーションの中でどんなパターンがあるかというのは、ぜひ研究してもらいたいと思います。それと今言った最後は具体的な形の中でいかに互いの利用者と事業者が、こんなこと

をすれば今より少しでも私は改善になると思いますので、提言させていただきました。特に保健師の充実については、ある程度の予算が掛っても、ぜひやっていただきたいと思いますので、その点について答弁をお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 健全な会計にするためにはということになりますが、これは実は、せたな町の場合、全道今4つに格付がされておりまして、せたな町はA B C DとあるんですがAのとなっております。そのAというのはこれは受診率が低く1件当たり診療費が高いというグループです。もちろん悪い状況下にはあるということではありますが、これの原因としては、ようするに受診率が低く1件当たりの診療費が高いと。入院が多いか、重症になってから受診するというこのために高額疾病が多いと考えられる。これを改善するためには早期診療、早期治療が必要になりますというそういう中に、せたな町は入っております。そこで共同化をした場合にはどうなるんだという質問もございましたが、これはそういう状況に当町ありますので、共同化をした場合には、下がるということになると今のところ。正確にデータは出ておりませんが、今の私たちに届いている部分では軽減されることになっております。それで町民の健康を守るためには、保健指導いわゆる保健師は十分充足してるのかという質問もございました。これについては私たちも大変重要な部分と捉えて対応しております。ご承知かと思いますが檜山管内では保健師の数が多くなっておりますし、病院の体制、病院との連携も十分とは言えないかと思いますが、これら病院ともしっかり連携するように頑張っているところでございます。病院そのものの体制の整備と体制の強化ということも取り組んでおりまして、これらについても新年度に向けてそういう体制づくりを進めているところでございます。健康に対する広報活動でございますが、これは日常の保健活動の中でしっかりお伝えをするということに合わせて、せたな町の広報などでも国の方に関する保健師からこのさまざまな資料や原稿をいただいて町民にお知らせをすると、健康の大切さを知っていただくというところで努力をしております。福祉バスや患者バスの中ではどうかということの提言もございましたので、それらについては検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○委員長（真柄克紀君） 保健師を増やすか、増やさないかのことは全然、必要かということしか出てないです。

○議長（菅原義幸君） 答弁補充をお願いします。

町長。

○町長（高橋貞光君） 保健師の数は今年度1名増になります。これは保健福祉課全体としてでございますが、1名増となりますし、また保健師でございませぬが産休から戻られるものもありますので、全体としては28年度から見ますと体制は強化されると思っていいと思います。

○議長（菅原義幸君） 答弁漏れありませんか。

○委員長（真柄克紀君） 元に戻すということじゃなくて、増強する意思があるかないかと聞いているんです。保健師を今以上にパワーアップ、今の話を聞くと1人増やすと。定数は増えるんで

すか。

○議長（菅原義幸君） それでは14時25分まで休憩いたします。

休憩 午後2時15分

再開 午後2時25分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

真柄議員。

○委員長（真柄克紀君） それでは2点目の質問についてお伺いいたします。

せたな町の公的医療体制についてという課題名で提出させていただきました。瀬棚、大成、北檜山三町合併から10数年が過ぎ、合併当時1万1,104人いらっしゃった人口がことしの2月28日現在で8,411人まで約4分の1減少しております。今日まで公的医療体制については、せたな町立国保病院及び瀬棚、大成両診療所の体制を維持してまいりました。公立病院については地域の基幹的医療体制機関として重要な役目を果たしておりますが、大変厳しい運営が続いているということで、国は平成19年公立病院改革ガイドラインの策定を各関係自治体に支持し、当町においてもそれに即した形で平成23年度でせたな町立国保病院改革プランは終了しております。しかしながらその後も取り巻く大変厳しい環境の中、ことしの町長の執行方針でこの現体制を維持するために、北海道地域医療構想を踏まえこの3月に策定する新公立病院改革プランを基に運営していくと述べられておりますが、その煮詰まってあろう改革プランの主な内容は、どのようなものになるのか、ここで発表できる範囲の中でかまわないとか、それしかできないのか私まだわかりませんが、その中身についてのメニューを差しさわりのない範囲の中でお知らせしたいと思います。また公立病院を取り巻く一般的な厳しさと共に、町の運営体制等についても議論されていると思いますが、町長は現在の当町の公的医療体制の現状について、どのような認識を持っておられるのか、まずお伺いいたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは真柄議員の2点目の質問にお答えさせていただきます。

はじめに病院改革プランについてお答えします。公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、長く地域医療の確保のため重要な役割を果たしてまいりました。しかし依然として厳しい経営状況が続いております。せたな町立国保病院においても、医師、看護師をはじめとする医療スタッフの慢性的な不足は継続的な課題であります。また人口減少や少子高齢化も議員のおっしゃるとおり深刻であります。平成32年には、せたな町人口が7,677人、これ推計でございますが、減少する見込みである。医療を取り巻く環境は大きく変化していくと考えております。町民の生命や健康を守っていくためには、公立病院も継続して安定した医療を提供し、健全な事業運営が不可欠であることから、国は平成20年度に続いて再度の病院改革プランの策定を全国の公立病院に対して要請しました。当町においても、総務省が策定した新公立病院改革ガイドラインに沿って、新せたな町立国保病院改革プランを策定するものであります。本プランは、平成29年度から平成32年度までの期間を対象に、まず地域医療構想を踏まえた病院が果たす

べき役割を明らかにすることをはじめ、経営の効率化に向けた取り組みを明らかにすること。再編、ネットワーク化についての方針を出すこと。そして経営形態の見直しについての方針を示すと、この以上4点を明確にすることを目的としています。この趣旨を踏まえて改革プランの素案を作成し、せたな町医療等対策審議会に諮問をして3月8日、答申を受けたところであります。プランの詳細については、後日改めて議員各位に説明申し上げる予定としておりますが、ここでせたな町医療等対策審議会からの答申書として出された提言内容と、病院改革の概要について説明させていただきます。

1点目ですが、せたな町立国保病院の役割の明確化の観点からは、慢性的な医療スタッフの不足は理解しながらも、一次医療の提供と救急医療の提供体制の維持、終末期医療の提供を求められました。については医療スタッフの確保に努めるとともに、二次三次医療圏との連携、町内民間医療機関との連携を十分行い、一次医療、救急医療の堅持に努めるとともに、予防医療にも力を入れてまいります。

2点目は、経営の効率化についてであります。現在せたな町病院事業会計には診療所を含めまして2億円余りの基準外繰入をしております。今後の人口減少や普通交付税などの減少を考えたときには、経営の更なる効率化も必要と考えております。また交付税の算定方法の変更など医療環境も大きく変化することが予想されていることから、必要とされる病床数についても検討が必要であるということでございます。さらに慢性的な医療スタッフ不足もあり、病院、診療所を含めた柔軟で効果的な連携体制を構築してまいります。

3点目は、再編、ネットワーク化についてですが、人口の減少や財政難により将来再編やネットワーク化が必要になっても、町民の生命と健康が守られるような中核的機能と役割を守るよう、最大限の努力をしてまいります。

4点目として、経営形態の見直しについてですが、国は新病院改革ガイドラインで、現在の地方公営企業会計一部適用のほか、地方公営企業会計全部適用、指定管理、独立行政法人化など、いろいろな手法について検討するよう要請しております。今後の経営状況をみながら慎重にこれらについて検討してまいります。

最後に5点目として医療等対策審議会から、対応年数が過ぎているせたな町立国保病院の新築建替が必要との提言を受けました。建替にあたっては専門家の意見も取り入れながら、病院内部に専門部署を組織し、経営についても含めて慎重に協議していくことをご理解をいただきたいと思っております。

次に地方公立病院を取り巻く環境に厳しさが増していく中で、どのような姿勢で立ち向かうのかという質問でございますが、合併算定替えによる一本化、人口減少による交付金の減少に加え、税収の減少、また病院においても、入院患者の減少などが考えられ、厳しい状況であることは、議員ご指摘のとおりであります。病院運営については、地域に医療がなくなることは、地域としての形態をなさなくなることにもつながります。病院は道路、水道、学校などと共に町民の生活インフラとして最も重要な部分であります、病院の形態や規模は、今後の議論にゆだねたいと考えておりますが、せたな町内における一次医療の堅持及び救急医療の確保、この2点については、確実にやっていけるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えておりますのでご理解をください。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○委員長（真柄克紀君） 今町長から3月に原案が出来上がっているプランについての具体的な中身についてもお話いただきました。私も今、自分の気づく範囲の中で病院に関するいろいろな問題点等整理させていただきましたけど、この改革プランはまず町長、29年から32年まで、これは奇しくも今年は町長選挙ありますけど、このあと町政を担う町長が一番先にこれ最大で取り組まなければならない。しかもなおかつ限られた任期の中できちんと形を出さなければならないという大変大きなテーマを背負った問題だと私は思っております。そこで今の段階で立候補したいと意思を示したのは高橋町長1人しかございません。であればこの辺についても審議会が答申したということ以外に、もうちょっと一歩進んでこの執行方針の中にも書いてありますけども両診療所を含めた公的体制を今後とも維持するための、継続するための健全化医療の、それから充実を図る。この辺についての今いう公的に三つの診療所を含めた施設のあり方について再度、現時点で答申とは別に町長独自としてこれからどんな形で中で展開していくのかという思いがあればそれをまず伺いたいと思います。先ほど町長が言いましたように平成30年では6,800人ぐらいまで人口が減少する。それから先ほど審議会からも指摘されたといいますけど、国保病院が約50年近く経って、今でいうとこの近代医療の最低限のサービスを提供するのは大変困難な状態に陥っている。これも現実に指摘されたわけです。それから公立病院はその運営上、一定の一款一般会計からの負担は認めておりますが、先ほど町長がおっしゃったとおり、奇しくも最初の合併時ではルール外の財源1億という話だったんです。それはいくら状況変わったといえ、倍になっているんです。そのうち診療所分約8,000万もっていっております。そういった中で、今いう地域の方々の健康を守り、この行政の中心となっていく公的医療体制、本当にこのままで可能なのか。私は持続可能かと。私それ非常に心配して今お伺いしているわけです。今は道が求めている答申の中身若干聞きますと。これ見るとはっきり言って病床でも何でも稼働率悪いのは、どんどん合理化しなさいという話なんです。それもしかしたら道の財政等も含めて、今道立病院もやっていますけど、もしかしたらこれよりもっとまだ厳しい形の中で、要望もくるだろうし、もっともそういう形で今ある施設をきちっと顧みなければ、この当町の公的医療が維持できないという現状にあるんじゃないかと私は思います。そういうことからして、この4年間の中でといいますけど、4年間の最後までこういう形ですと矛盾をそのままにしておきながら、やっていけるのかどうかという非常にそういう疑問がありますし、逆に不安がございます。ですから私はきょう町長に町長独自の考えでもいいですけど、ただ4年間の中で方向付けするというのはゆったりとし過ぎているんじゃないか。町長が言うように現体制で今のサービスを維持するといのであれば財源的に、それから今いう道から何から含めた中で今の段階で維持できるという形の最低限の裏付けこんな考え方があるというものは示していただかないと、このあくまでも審議会の資料で、検討をするんだといってもそれはちょっとまた執行者としては若干私は無責任とはいいませんけど、今必至になってこれは答申でたらずぐにどうするんだという形で取り組まないで4年間で時間は間に合わないと思います。それともう一つこれは実際、あれしたわけでない。数字を見ますと、今国保病院には約4億円近い内部留保といいますか、投資できる財源が今のところはあやにも聞いておりますけれども、この病院の新築、改築についても相当早く手掛けていかない

と、この今取り巻く医療環境から言った時に、そういうもののほかの形の中で一般財源不足等とかで切り崩していったら、それはもう手がかりとなることが、あるべき姿の財源も失ってしまっても困りますので、新築とそれから今の医療体制の現状、答申が出ましたけど、現実今の段階で、これから何年間に渡って将来的にも現体制を維持できるかどうか。今の基本的な考え方を再度伺いたします。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 2回目の質問にお答えをいたします。当初新町の病院改革、医療改革で繰入1億というところで再編をして1病院、2診療所体制であります。当時1万1,000人の人口ということでございました。今9,000人を割り込んで8,000人代ということになっております。それで2億円の繰り入れという状況になっているところでございます。今回の病院改革プランにつきましては、これは29年から32年のプランでございまして、それ以降のプランではございません。これは今、病床数で交付税をもらっている状況であります、いずれ利用病床数に変わる可能性があるということになりますと、大幅な減収にもつながりかねません。したがってそういった対応を今から考えていかなければならないという状況になるわけでありまして。議員おっしゃったように今回9月改選でありますから、次に誰が町政を担当するとかということとはわかりませんが、私としては任期のある中では精いっぱいこの責任を果たしてまいりたいと考えているところであります。この改革プランを、まず具体化をしていくと32年度以降も視野にいれながら考えていかなければならないというのが、これは議員おっしゃるとおりだと思います。しかし大変それを進めていくためにはデリケートな部分の課題が非常に多い。やはりドクターの考え方も、もちろん無視できませんし、地域の皆さんの考え方、そしてまたまちの財源、こういったことも関係をしてまいりますから非常に重いプランになると思います。しかしこれは、まちもできるだけ先ほど言いましたように医療というのは、生活インフラの中で最も重要な部分ということは議員の皆さんも私たちも十分理解をしているところでございますので、そのぎりぎりのところでしっかりと住民の医療サービスの提供を行うということをしっかり考えていかなければならないと思っておりますので、これからいろいろ議員の皆さん方と協議をする場が出てくると思っております。そうしたさまざまな状況を考えながら、1番いい落ちつきどころというものをこれから求めていかなければならないのではないかと考えておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） 真柄議員。

○委員長（真柄克紀君） 町長、あとでもう1回答えてください。私は現段階で持続可能かどうかをどう思っているかということはまだ答弁もらってないですから。今言うとおりに総合的に考えて、勘案して、ただ私もこういう話をすると、私も結構、言う以上いろいろなプレッシャーの中でお話ししているのも確かです。地域もあります。それから支持者もあります。またその年齢層にあります。ただ今年のように今いう選挙の年であるし、こういうことはある程度理事者としても方向性という形ではひとつの発言があつてしかるべきだと思っております。私は今の全体の町長の今までのいろいろな経過、それからいろいろな事情等を考えたときに、この体制をそう長く維持するのは至難の業だと私思っております。だからその地域をどうこうすれと

いう話ではないです。だけどそのこのところは今すぐにでも取り組んでいかないと、これ現状の体制を維持しながら、それで私ちょっと調べさせてもらいましたけど、今回それと違う話の中で企画で何年も前から言っているんですが、やっと地域交通の審議会、これだって医療バスから何からもっと早く審議会立ち上げ、もう私だけでなく各議員も何回も言っている話です。やっと今回立ち上がりますけど、じゃそういうときにこの医療関係の足を含めた中でも総合的にもう取り組んで考えていかなければならない状態ではないかと思えます。それと調べましたが、これで見ますと北檜山町立病院の1月で、だいたい1日平均133人ぐらいの外来患者、その中には医師、歯科は1日当たりで13人ちょっとだということですけども、それから大成町立病院がだいたい39人、これは町から出ている数字ですから間違いのないと思うんですけども、それから瀬棚診療所が50.12人、だいたいそのぐらいの患者さんが外来。こういう数字を勘案しながら、そのほかにもせたな町立国保病院にも結構大成、瀬棚からもいらっしゃっているとことを含めても、そういう分析をしながら今すぐにどういう形の医療体制が、道が言うからあれが言うからでなくて維持するためにはどうなんだということは、町長の任期の間、今すぐにでもやっぱり検討しなかったらならないし、できれば作業的に、物理的にそれから財政的に難しいと思ったら難しいという発言もしておかないと、なんとかできるだけ頑張っ、そのときになったらという話にならないし、もうさっきいった町立病院の話も具体的にこの場で出た以上、それだって早く、早目早目に手を打たなければならぬと私は思っています。ですからしつこくは言いませんけれども、再度お伺いします。現段階で将来的に町長の執行方針に合うように現体制をずっと維持していくことは希望ではありますけども、なかなか私は難しいと思うんですけども、町長の今の率直な考え方を聞きまして3回目の質問とさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは3回目の質問にお答えをいたします。議員の考え方につきましては、今の体制を維持するのは至難の技だと。思い切って切り込んで改革をとという意見のようでございます。私の考えを申し上げます。今の1病院、2診療所体制、これは今2億円の繰入れを行なっているというこれは厳しい状況という認識はもちろん持っております。しかしこれを難しいから今すぐ改革をしなければならぬのかということにつきましては、まだ改善の方法はあるだろうと思っております。難しいけれども知恵を絞って今の体制をできるだけ維持をしていくと考えているところでございまして、そのためには皆さんの意見やそういったことをどんどん受け止めながら、やはり何回も申し上げておりますように、最も重要なインフラの一つとして維持する必要があるのではないかと考えております。これからいろいろと将来のあり方、病院のあり方、医療のあり方、提供体制等について議論が進むと思いますが、私の気持ちとしてはそういった気持ちで議論に入りたいと思っておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 9番、平澤等議員。

○9番（平澤 等君） ただ今議長から発言の許可ございましたので、先に通告してあったとおり教育長に質問いたします。先般の教育長の教育執行方針の中にも触れてございますが、題目は活力あるまちづくりに若者のサークル活動を養成、これがタイトルでございます。せたな町において合併以前の過去のことでございますが、町内各地域に若者による4Hクラブ、青年団などが

活発に活動し、地域行事、学校行事や祭典また盆踊りなどの催しに大きく貢献したほか、旧北檜山町においては、地区対抗の町民運動会、ソフトボール大会、また綱引大会など若者のサークルが中心となってイベントを盛り上げ、まちの活性化につながってきた経過がございます。現代の若い人はインターネットを通じた情報等の普及が著しく、屋内にすることが多く、また外出する機会の減少になっています。若者相互の交流に乏しい状況と認識しており、サークル活動は若者相互の研修、学習、情報交換、娯楽など、まちの活性化には、極めて有効な手段と思われまます。さらに出会いの場となる効果も期待されます。

以下3点について伺います。

①サークル活動などの中心これは核と言います。となる人材養成をまちが担うべきと考えますがいかがでしょうか。②サークル等の設立の支援や運営に係る費用の補助措置を実施するべきと思ひます。③若者たちへの交流、研修、学習、娯乐的要素を含めた活動の公共施設等利用を無償で利用できる配慮をどのように考えているのか。

以上3点をお伺ひします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 平澤議員のご質問にお答えいたします。

従前は各区の地域ごとに青年団やサークルなどがあり、青年団組織においては地域活動だけでなく、管内や全道規模の連合組織としての活動にも取り組んでおりました。しかし、時代の移り変わりとともに、団体活動から個人の趣味を大切にする方向に意識が変化し、若者のサークル活動や青年団活動は、かつての活発な時期から比べ今では数も少なくなり、その活動も地域に限定されているところであります。こうした現状を踏まえて、ご質問3点についてお答えいたします。

1点目ではありますが、せたな町教育推進計画において、青年教育の中にリーダーとなりうる人材の育成を推進項目としております。議員からのご提案もございましたので、サークル活動、サークル団体などのリーダーを養成するための青年リーダー養成講座を29年度に開催をいたします。

2点目ではありますが、サークルについては自主的に活動しており、補助を受ける場合は、体育協会や文化協会などの社会教育団体に加入していただくことにより、補助を受けることができます。その他に、地域住民が自発的にサークルなどの小グループで学習するための学習プログラム、講師派遣事業については既に実施しており、ハンドベル教室や丹羽地区の女性の皆さんによる家政学級などで利用されているところであります。ハンドベルについては、これからサークル化も期待できるとのことでございますので、こういった事業を活用していただいて、サークル活動の活性化を図っていただければと思ひます。

3点目ではありますが、体育協会や文化協会などの社会教育団体に加盟したサークルなどの公共施設の利用につきましては、主な公共施設の使用料の免除対象でございますが、地域の会館などでの取り扱いは異なっておりますので、全ての施設で減免できるよう今後、調整して参りたいと考えております。いずれにいたしましても、サークル活動などの活性化を図るためには、今の若者がどんな活動をしているのかを知る必要がありますので、北海道内の青年活動の実態把握をした上で、さまざまな職種の青年層の方と意見交換などを行い、本町における青年層によるサーク

ル活動の実現を目指して参りたいと考えておりますことをご理解願います。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） ただ今教育長からは極めて前向きな発言、そして実施するという答えがございました。非常に期待するものでございます。その中で1点、2点気になったことがございますのでその点についてお伺いいたします。教育長の答弁の中には、各全道規模からいって実践状態を把握した中で、その中でこの事業については取り進めたいというような意見がございました。私はここにサークル活動を早く作って、そしてまちの活力中になるためには、これは急がなきゃならない事業でないかと考えてるんです。確かにこれからはいろいろな情報等踏まえて各ほかの町村等の情報をした中で実施するの、そういうのは急がない。そしてまた活動等については、今これから暖かい時期を迎えて屋内、屋外ともに活動できる時期です。そういった時期にはこの事業については、少し前向きに取り組んでくれるのであれば早い段階で実施するように取り組んでいただきたいのでできれば、今の言葉の中ではこれから検討するよりはすぐ取りかかるというような表現をしていただくほうが効果があるかと思うんです。それからもう一つですが、私の2番目の質問したサークル等の設立の支援や運営に係る費用の補助措置との質問いたしました。これは実際問題、サークルが出来てからは、今、教育長が答弁されたような内容でいいと思うんです。ただ私が今心配するのは、今何もない状態の中でサークルを作る、要するに核となる。例えば、これは植物にすれば種です。種になるものをしっかり育てるためには、当然その費用も要ります。それから水いります。温度もいります。光もいります。そういったのが費用になるんです。そういった費用を十分にあてがった中で、この若いサークルを芽生えさせる。そしてそれに大きく枝を付けて成長させていく。それが最初の締めだと思っんです。それをした中で、さらにその活動については先ほど教育長が答弁したような形になって、体育協会もしくは文化協会とかに入ることによって支援活動がある。私は、その点について今の段階の初期的段階からある程度、例えば集まる時のそれぞれの資料や、例えばお茶程度、そういったもの程度から手ほどきしないことには、そうあっていかないんじゃないかなと思うんです。

そういう点について再度質問いたします。

○議長（菅原義幸君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） それでは平澤議員の再質問にお答えをいたします。まず平成29年度に実施する事業でございますけれども、リーダー養成講座、こちらを活用しながら青年団のそういう団体づくりに一役買っていきたいということでございまして、これからリーダー養成講座につきましては、講師の選定、日程の調整などを行うことができますので、できる限り早い時期に実施をするよう検討をしてみたいと思っております。

それとを立ち上げ時に教育委員会の協力とか、費用とか支援をお願いしたいというお話でございました。いろいろなサークル活動などを通じて若者がお互いに交流することは非常に大事なことだと思っております。本庁にも合併時は青年会議という組織がございましたけれども、青年団の衰退に伴い、その組織も今では活動がなされていないという状況にございます。道内の実態を見ましても、青年団は連絡協議会がある市町村が6管内で17団体という状況にございます。青年団方の組織は、今の若者にはどうも魅力がないようでございます。まずは、まち側で青年リー

ダー養成講座を通じて、青年層の活躍できる組織ができないものか。青年層の皆さんにご相談をさせていただきながら、今の若者が望む形の青年組織を立ち上げていければと思っております。また青年サークルなどの青年組織が軌道に乗るまでの支援として、教育委員会の職員による人的支援、情報提供、相談業務などはしっかりやらせていただきたいと考えております。それと組織の立ち上げ時の初期段階の財政的支援であります。資料の作成ですとか、講師の派遣などの社会教育予算の中でお手伝いできることが多々あるかと思っておりますので、負担が大きくなるような教育委員会と相談しながら取り進めていきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 以上で一般質問を終わります。

ただ今から3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時15分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第22号

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。日程第2、議案第22号、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてであります。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するにあたり、議会の議決を求めるものであります。内容については、担当課長より説明説明いたさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西村晋悟君） それではご説明させていただきます。議案その2の2ページをご覧いただきたいと思っております。過疎地域自立促進市町村計画の本文の変更についての理由書でございますが、これにつきましては、本年2月16日開催の第1回議会全員協議会におきまして、この内容の説明をさせていただいているところでございますので、ここでは簡明にさせていただきたいと思っております。今回変更となるのは、このご覧の表の左から3つ目の区分の欄でございますが、2ページの基本事項から4ページの9、その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、8つの区分10項目でございます。それぞれ、この表の右端に記載をされておりますが、変更の理由によりまして、変更前の下線が引かされている箇所について、変更後の下線部分のとおり変更とするものでございます。説明は以上のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。続いて討論を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第23号

○議長(菅原義幸君) 日程第3、議案第23号、せたな町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(高野利廣君) 本案はせたな町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例についてであります。半島振興法に基づくせたな町産業振興促進計画の認定を受けたことに伴い、地方税法の規定による固定資産税の特例を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長(樋口靖君) せたな町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例について説明させていただきます。議案書その2の6ページから9ページまででございますが、8ページと9ページの条例の概要により説明をさせていただきます。まず、第1の趣旨でございますが、半島振興法に基づきまして、せたな町の経済の活性化と産業振興に努め、雇用機会を拡充しようとする産業振興促進計画の認定を受けたため、計画に定めた事業に使用する設備の新設等をした場合について、地方税法の規定によりまして、固定資産税の不均一課税の特例を定めることとすることとさせていただきます。対象となる業者ですが、①の製造業から⑤の旅館業までを対象とするものでございます。次に、第2条で不均一課税のこととさせていただきます。対象事業者は青色申告をしている個人又は法人で、産業振興促進計画に適合するものとしております。次に対象となる設備等ですが、新設または増設した家屋、償却資産、土地で、土地については、1年以内に家屋建設に着手した場合が対象となります。次に、対象となる取得価格要件でございますが、①の製造と⑤の旅館業のみ資本金による取得価額の金額が設定されておりまして、資本金1,000万円以下につきましては、取得価額が500万円以上、資本金が5,000万円以下であれば取得価額が1,000万円以上、資本金が5,000万円を超える場合には、取得価額が2,000万円以上が対象になるというものです。また、②から④の業種につきましては、資本金に関係なく、取得価額が500万円以上であれば対象になるということになります。次に不均一課税の適用期間につきましては3年間でございます。続きまして、税率になりますが、これはせたな町税条例第62条に規程がございまして、その規定にかかわらず税率の特例を設けまして初年度から第3年度まで不均一の課税を行いたいとするものでございます。初年度が10

0分の0.14で、標準の10分の1になります。第2年度は100分の0.35で標準の4分の1になります。それから第3年度は100分の0.7ということで、標準の2分の1で3カ年の適用をするものでございます。次に第3条の申請につきましては、規則で定める様式によりまして、1月31日までに、平成29年度に限っては3月31日までに提出していただくこととしてございます。次に、第4条は適用の取り消し事項について明記をしたものでございます。次に、第5条は、この条例に必要な事項について規則で定めることとするものでございます。附則としまして、この条例は、公布の日から施行させていただきたいとするものでございます。次に失効でございます。これは、国の半島振興法に合わせまして、この条例は、平成37年3月31日限り、その効力を失うものとするものでございます。なお、参考といたしまして、この条例を適用いたしました場合の減収額につきましては、国から全額ではございませんが、交付税による補てん措置が見込まれるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。細川議員。

○1番（細川伸男君） 6ページの（5）なんですけども、旅館業ですけども、例えば一部下宿する人も扱いますよと、で、その下宿というのは、例えば、長さに置いたら1年なのか2年なのか、それとも、6カ月なのか、その辺が下宿と呼ぶのか。結構奥尻あたりでもそうなんだけども、民宿やりながら、旅館業をやりながら、一部で下宿もやってると。で、下宿も短期も長期もあるし、その辺この町で考えてるのは、どの程度まで考えてるのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口靖君） ただ今、下宿の定義という部分につきましては、ちょっとそこまではあれなんですけど、旅館業という部分では旅館、ホテルという部分でですね定義をしているところでございまして。あ、申し訳ございません。下宿についてはですね、この旅館業から除くこととしておりますので、対象にならないということになります。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） それであれば、純然たる旅館業であれば、下宿営業を除くというかこれもなくていいし、僕言ってるのは、旅館もやりながら例えば下宿屋も両方兼ねている場合あるんですよ。そういう場合はどうなんですかということです。例えば、母屋が旅館の部分と下宿の部分があって経営者は同じだよということもあるし、一つの旅館の建物の中に一部下宿として使ってる部分もあるよと、そういう部分があるんですよ。それで、町としてはその純然たる旅館というのであれば、長期滞在、例えばそれが6か月なのか1年かわかんないけども、その基準というものを設けてあるのかないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口靖君） その部分につきましては、旅館業に登録されているかどうかということで判断したいというふうに考えてございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） ということは、ちょっとわかんないんですけども、旅館業に登録しても下宿というか長期滞在で置いている場合がありますよね。だから、そういう部分を削除するのであれば、純然たる旅館業というかね、要するに長期は別にして短期滞在ですよ、せいぜい長くても半月か1か月の

間だと思っただけでも、その辺明確にするべきだと思っただけでも、聞いている人方はこの下宿は除くと書いてるものだから、その下宿というのはどういう意味かその辺をきちんと説明しないと、作っている人が理解していても聞いている方は理解できないと思うんで、その辺この条例きちっとやはり見る人聞く人に分かるような条例をきちっと作るべきだと私思いますけど、どうですか。

○議長（菅原義幸君） 休憩しますか。

（「はい」という声あり）

○議長（菅原義幸君） それでは答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時31分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口靖君） 大変申し訳ありません。旅館業の下宿の部分との関係につきましては、それぞれ関係するところを按分して算出する形で考えております。よろしくをお願いします。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第24号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、議案第24号、せたな町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（高野利廣君） せたな町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてであります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、関係法律との整合性を図るため本条例の一部を改正しようとするものであります。内容については担当課長に説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原進君） 11ページでございます。せたな町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正内容につきましては、個人情報の保護に関する法律と行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の二つの法律の施行に係わり、抱き合わせで法律改正されることから、関係法律との整合性を図るため、せたな町個人情報保護条例、せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例、せたな町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の関係する3条例につきまして、提案理由も同様でございますことから、3件一括で条例の一部を改正するものでございます。13ページからの新旧対照表で、説明させていただきます。第1条せたな町個人情報保護条例の一部改正でございます。改正前でございます。第33条第1項第4号中、第28条を改正後では第29条に改めるものでございます。次に、第2条、せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。改正前、第2条第1項第3号中、情報提供等記録番号利用法第23条第1項及び第2項の次に改正後ではカ（これらの規定を、番号利用法第26条において準用する場合を含む。第27条第6項において同じ。）を加えるものでございます。14ページでございます。改正前、第32条第2項中、又は情報提供者を改正後では、若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係、情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者に改めるものでございます。次に第3条、せたな町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正でございます。改正前、第1条及び第5条中、第19条第9号を改正後では、それぞれ、第19条第10号に改めるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第25号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第25号、せたな町税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） せたな町税条例等の一部を改正する条例についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正

する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要な規定の整備を行うため本条例の一部を改正しようとするものであります。内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口靖君） せたな町税条例等の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書その2の16ページから48ページまででございますが、47ページと48ページのせたな町税条例等の一部改正の概要により説明をさせていただきます。まず、今回の条例改正に当たりましては、改正の背景、趣旨にありますように、国は消費税率10%への引き上げ時期を29年4月1日から31年10月1日へ変更することに伴い、関連する税制上の措置についても見直しが必要となったため、昨年の28年11月28日に、関連する法律改正を行い、同日付けで施行されましたことから、せたな町税条例においても規定の見直しが必要となったため、条例等の一部を改正しようとするものでございます。今回の条例改正は、2つの税条例が関連するもので、一つは現行のせたな町税条例を、もう一つは、28年3月31日付けで改正した、せたな町税条例等の一部を改正する条例を条建てによりまして、2つの条例を改正するものであります。まず、第1条による改正ですが、現条例の附則第7条の3の2について、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を平成31年までを平成33年まで2年間延長するものでございます。次に、第2条による改正ですが、これは昨年の28年3月31日付けで専決処分し、同年5月20日の臨時議会にて承認をいただいた条例改正で、そのうち、平成29年4月1日に施行する分に関する改正条文についてを、改めて二つの条に分ける改正手法により改正するものでございます。まず、第1条による改正の附則第16条では、軽自動車税のグリーン化特例軽減の1年延長に係る規定について整備したものでございます。48ページをお開き願います。第1条の2による改正ですが、ここでは改めて所要の改正について表記をしております。附則第16条では、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う規定について整備しております。次に改正附則の改正でございます。改正附則第1条では、法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴いまして施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日へ変更したものでございます。改正附則第2条の2では、法人税割の税率引き下げの時期が平成31年10月1日に変更になったことに伴う規定の適用について定めてございます。改正附則第3条の2では、軽自動車税に関する経過措置として、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例軽減の1年延長に係る経過措置について新たに定めたものでございます。改正附則第4条では、軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更となったことに伴う軽自動車税の種別割への適用年度を平成29年度から平成32年度へ変更することについて定めたものであります。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第26号

○議長(菅原義幸君) 日程第6、議案第26号、せたな町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長(高野利廣君) せたな町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。北海道医療給付事業補助金交付要綱との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。内容については担当課長により説明いたさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて、内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) 議案第26号、せたな町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。議案書は50ページとなります。せたな町子ども医療費助成事業及びせたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費助成事業については、北海道と共同で事業を実施しているところであります。今回の改正につきましては、北海道医療給付事業補助金交付要綱との整合性を図るため、文言の整理や曖昧な表現の明文化を行うものでございます。51ページ、新旧対照表をご覧ください。第1条はせたな町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正です。右側が改正前の第2条第4号中療養の給付を受けた時は、を改正後は被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)若しくは組合員であるときは、に改め、同号ただし書きを改正後は、ただし、当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいうに改めるものです。また、同条第5号中、同項各号を同項同号に改め、第8号中、被保険者又は組合員の被扶養者の医療費を、改正後は、規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者に改めるものです。52ページは、第2条、せたな町重度心身障害者、ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正でございます。第2条第1項第1号中、カッコ閉じるに該当する者を、改正後は(以下、「内部障害」という。)内部障害4級を重複して持つものも対象とする。)のいずれかに該当する者に改め、第3条第4号中、維持する、の次に配偶者又はの文言を加えるものです。附則としてこの条例は、公布の日から施行する、とするものです。以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくようお願い申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第27号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第27号、せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町健康で安心して暮らせるまちづくり条例の一部を改正する条例についてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による、介護保険法の改正により、介護予防、生きがい活動支援サービス事業に係る介護認定要支援者等が利用できるサービス事業を新たに構築するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは議案の55ページ、新旧対照表をご覧ください。今回の改正につきましては、第2条第3項で、介護予防、生きがい活動支援サービス事業として、第1号から第3号までの三つの事業を規定をしておりますが、第1号の生きがい活動支援通所事業及び第2号の生活管理指導員派遣事業につきましては、介護認定が非該当でも支援が必要な方を対象としているサービスでございますが、介護保険法の改正により、新たな日常生活支援総合事業に移行され、引き続き必要なサービスを提供することとなりますことから廃止をするものでございます。また、第3号の生活管理指導短期宿泊事業、いわゆるショートステイにつきましても、介護認定が非該当の方を対象としたサービスでございますが、これまで利用実績がなく、今後におきましても瀬棚養護老人ホーム三杉荘での短期入所で十分対応ができますことから、実態に合わせ廃止をするものでございます。以上の改正により、第2条第3項を削り、第4項を第3項に、また関連する事項を規定をしております第3条第2項並びに、別表中下線部分の3事業を削るものでございます。附則といたしましてこの条例は平成29年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。石原議員。

○5番（石原広務君） 確認させていただきます。廃止をする改正前の条例の説明で、短期宿泊事業、これ廃止、まあ三杉荘でということでしたけど、ちなみに今現在の三杉荘ショートステイと言うんですか、短期入所、病床数教えていただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） お答えいたします。3床でございます。

○議長（菅原義幸君） 他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することに。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第28号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第28号、せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、第1号被保険者の保険料率に関する基準が改められたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。内容については担当課長から説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは議案の59ページ、新旧対照表をご覧願いたいと思います。今回の改正は第1号被保険者の保険料率に関する基準におきまして、生活保護対象者の介護保険料の階層決定に当たり、前年度所得によることなく、第1段階とする旨の改正がされたところであります。このことから、本条例第7条第3項に規定をしております関係条項の文言を整理するものでございます。附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第29号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第29号、せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、せたな町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による、介護保険法の改正により、通所介護のうち、小規模な通所介護について、地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに位置付けられたことから、本条例の一部を改正しようとするものであります。内容については担当課より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 議案の63ページでございます。利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所につきましては、これまで国の基準により定められておりました、介護保険法の改正によりまして、地域密着型サービスに移行されましたことから、当該基準を町の条例において定めることとなったものであり、第7条の2、指定地域密着型通所介護として、新たに規定をするものでございます。なお、規定する内容につきましては、これまでの国の基準と同様でございます。附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第30号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第30号、建設工事委託に関する協定契約の変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、建設工事委託に関する協定契約変更についてであります。せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定及び議会の議決により指定された町長の専決処分事項第1号の規定により、契約締結上必要な議会の議決を求めるものであります。内容については担当課長より説明いたさせます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） それではまずこの度のこの議案第30号につきまして、議案の差し替

えがあったということで、大変ご迷惑をおかけいたしました。おわび申し上げます。それでは議案書の65ページでございます。昨年5月20日開催の第3回臨時会で議決いただきました建設工事に関する委託協定について、このたび国の事業調整により大幅な交付金事業費が追加されましたことから、せたな町公共下水道北檜山処理場の建設工事委託に関する協定の変更をするため、せたな町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定及び議会の決議により指定された町長の専決処分事項第1号の規定により契約締結上必要な議会の議決をお願いするものでございます。業務の種類は北檜山下水処理場建設工事委託業務、契約の金額については変更前1億900万から変更後は6,006万円増額の1億6,906万円となります。契約の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長辻原俊博でございます。なお3月2日の補正予算で御説明申し上げておりますが、このうちの電気械設備工事に係る8,628万円を翌年度事業として繰越しするものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第31号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第31号、町道の路線変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 本案は、町道の路線変更についてであります。本路線は、地域住民の生活環境整備を図るため、延長約138メートルについて区域変更追加して認定しようとするものであります。内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽優君） それでは議案書の67ページでございます。この度町道の路線変更をお願いしますのは路線番号K3085、路線名は公園通3号線に変更前の起点、豊岡334番地18地先から終点豊岡258番地1地先を、変更後の起点豊岡334番51地先から終点豊岡258番5地先に変更するものでございます。提案理由といたしましては、地域住民の生活環境を図るため、延長約138メートルについて区域変更追加しようとするものでございます。なお図面につきましては、次の68ページに添付してございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。続いて討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第32号並びに日程第13 議案第33号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第32号、新たに生じた土地の確認についてと、日程第13、議案第33号、せたな町の町の区域の変更についてを一括議題といたします。本2議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案第32号は、新たに生じた土地の確認についてであります。第3種久遠漁港特定漁港漁場整備事業の公有水面埋立て工事が竣工したため、地方自治法の規定により、新たに生じた土地の確認について議会の議決を求めるものであります。続いて、議案第33号、せたな町の町の区域の変更についてであります。第3種久遠漁港特定漁港漁場整備事業の工事に伴う公有水面埋立てによって新たに生じた土地の確認に関連し、大成区久遠の区域の面積に当該土地分が加わったことから、地方自治法の規定により、せたな町の区域の変更について議決を求めるものであります。内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村悟君） それでは議案第32号、新たに生じた土地の確認についての説明をさせていただきます。議案の裏面70ページをご覧ください。第3種久遠漁港平面図の黒色で塗りつぶされた区域が、確認の議決を求める公有水面埋立地でございます。場所は久遠郡せたな町大成区久遠705番地1、721番地及び703番地地先の公有水面埋立地で、面積は304.01平方メートルでございます。次に議案第33号でございますが、せたな町の町の区域の変更でございますが、先ほど説明いたしました議案32号と関連がございます。公有水面の埋め立てによって新たに生じた土地が現行の大成区久遠地区に新たに加わることから、区域の変更について、議会の議決を求めるものでございます。編入する公有水面埋立地は、久遠郡せたな町大成区久遠705番地1、712番地及び703番地地先の公有水面埋立地で、面積は304.01平方メートルでございます。以上でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。最初に、議案第32号、新たに生じた土地の確認について討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。議案32号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって議案第32号は原案のとおり可決されました。次に、議案第33号、せたな町の町の区域の変更について、討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。これより採決いたします。お諮りいたします。議案第33号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。よって議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第34号並びに日程第15 議案第35号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第34号、新たに生じた土地の確認についてと、日程第15、議案第35号、せたな町の町の区域の変更についてを一括議題といたします。本2議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案第34号、新たに生じた土地の確認についてであります。第1種上浦漁港農山漁村地域整備事業の公有水面埋立て工事が竣工したため、地方自治法の規定により、新たに生じた土地の確認について、議決を求めるものであります。次に、議案第35号のせたな町の町の区域の変更についてであります。第1種上浦漁港農山漁村地域整備事業の工事に伴う公有水面埋立てによって、新たに生じた土地の確認に関連し、大成区上浦の区域の面積に当該土地分が加わったことから地方自治法の規定により、せたな町の区域の変更について議決を求めるものであります。内容については、担当課長より説明いたさせます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

松村水産林務課長。

○水産林務課長（松村悟君） 資料73ページでございます。議案34号、新たに生じた土地の確認についてでございます。裏面の74ページをご覧ください。第1種上浦漁港埋立区域平面図の黒色で塗りつぶされた区域が、確認の議決を求める公有水面埋立地でございます。場所は久遠郡せたな町大成区上浦3番2地先の公有水面埋立地で、面積は182.9平方メートルでございます。次に、75ページ議案第35号でございますが、せたな町の町の区域の変更についてですが、先ほどご説明いたしました議案34号と関連がございます。公有水面の埋め立てによって新たに生じた土地が現行の大成区上浦地区に新たに加わることから、区域の変更について議会の議決を求めるものでございます。編入する公有水面埋立地は、久遠郡せたな町大成区上浦3番2地先の公有水面埋立地で、面積は182.

9平方メートルでございます。以上でございます。

ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。
質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。
最初に議案第34号、新たに生じた土地の確認について討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第34号について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって議案第34号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第35号、せたな町の町の区域の変更について、討論を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。
議案第35号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。
よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣言

○議長（菅原義幸君） 以上で、本日の議事は終了しましたので会議を閉じます。
予算審査特別委員会を終了するまで休会といたします。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 2時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月16日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 真 柄 克 紀

署 名 議 員 平 澤 等

平成29年第1回せたな町議会定例会 第3号

平成28年3月17日（金曜日）

○議事日程（第3号）

1 会期の延長について

○出席議員（11名）

1番 細川伸男君	2番 神田和浩君
3番 江上恭司君	4番 本多浩君
5番 石原広務君	6番 梶田道廣君
7番 大湯圓郷君	8番 真柄克紀君
9番 平澤等君	10番 大野一男君
12番 菅原義幸君	

○欠席議員（1名）

11番 熊野主税君

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	西村晋悟君
財政課長	佐々木正則君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
水産林務課長	松村悟君
建設水道課長	丹羽優君

出納室長	関	功悦	君
国保病院事務局長	横川	忍	君
総務課長補佐	高橋	純	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀	君
財政課長補佐	神田	昌	君
税務課長補佐	佐々木	正人	君
町民児童課長補佐	佐々木	真由美	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
保健福祉課長補佐	西田	良子	君
保健福祉課長補佐	元島	敬二	君
水産林務課長補佐	八木	忠義	君
建設水道課長補佐	松本	健裕	君
建設水道課長補佐	平田	大輔	君
国保病院事務局次長	中川	讓	君
まちづくり推進課主幹	吉田	有哉	君
財政課主幹	黒澤	美知子	君
地域包括支援センター所長	長内	京平	君
農務課主幹	河原	泰平	君
農業センター副所長	沼口	英樹	君
水産林務課主幹	手塚	清人	君
大成水産種育苗成センター主幹	栄田	武志	君
建設水道課主幹	久津間	智	君
建設水道課主幹	上田	一男	君
国保病院事務局主幹	伊勢	千佳子	君
財政係長	尾野	裕也	君
経理入札係長	小林	朱央	君
国保医療係長	中山	康春	君
社会福祉係長	竹内	亜希子	君
障がい福祉係長	松原	孝樹	君
保健推進係長	古守	亜珠	君
保健推進係長	垣本	利子	君
包括支援係長	今川	勇吾	君
地域支援係長	阪下	克哉	君
農政係長	長内	解人	君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也	君
主幹	浜高	正明	君

国保病院体制診療所事務長	古	守	幸	治	君
《瀬棚総合支所》					
支 所 長	中	村	良	則	君
次 長	濱	口	喜	秋	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏	行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教 育 長	成	田	円	裕	君
教育委員会事務局長	高	田		威	君
教育委員会事務局次長	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局次長	杉	村		彰	君
北檜山幼稚園長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝	史	君
総 務 係 長	近	藤	智	博	君
社 会 教 育 係 長	奥	村	大	樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	小	板	橋	司	君
---------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原			進	君
書 記 次 長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	横	川	洋	二	君
事 務 局 次 長	丹	羽	小	百	合

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	横	川	洋	二	君
事 務 局 次 長	丹	羽	小	百	合
事 務 局 書 記	原	田	翔	太	君

開議 午後 4時27分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 定例会を再開します。

熊野議員から欠席の届出がありました。

ただ今の出席議員は11名で定足数に達しています。会議を継続いたします。

◎日程第1 会期の延長

○議長（菅原義幸君） 先ほど開催された議会運営委員会において、今定例会の会期を3月24日までの7日間延長することに決定しましたので皆様にお諮りいたします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） この件については3月24日までの7日間延長することにいたします。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 予算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

ありがとうございました。

散会 午後 4時28分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月16日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 真 柄 克 紀

署 名 議 員 平 澤 等

平成29年第1回せたな町議会定例会 第4号

平成28年3月21日（火曜日）

（第4号）

- 1 諸般の報告
- 2 議案第1号 平成29年度せたな町一般会計予算の訂正について

○議事日程（第4号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 予算審査特別委員会委員長報告
- 3 議案第36号 せたな町中小企業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第37号 指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）
- 5 議案第38号 指定管理者の指定について（国民宿舎「あわび山荘」）
- 6 議案第39号 指定管理者の指定について（せたな町障害者グループホームのぞみ）
- 7 議案第40号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 8 議案第1号 平成29年度せたな町一般会計予算
- 9 議案第2号 平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 10 議案第3号 平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 11 議案第4号 平成29年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 12 議案第5号 平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 13 議案第6号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 14 議案第7号 平成29年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 15 議案第8号 平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 16 議案第9号 平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 17 議案第10号 平成29年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 18 議案第11号 平成29年度せたな町病院事業会計予算
- 19 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 20 発議第2号 せたな町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
- 21 発議第3号 着服事件の再発防止と町民の信頼回復に関する調査特別委員会の閉会中における事務継続調査の申し出について
- 22 議案第41号 平成28年度せたな町一般会計補正予算（第11号）

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 3番 江上恭司君 | 4番 本多浩君 |
| 5番 石原広務君 | 6番 梶田道廣君 |

7番	大湯圓郷君	8番	真柄克紀君
9番	平澤等君	10番	大野一男君
11番	熊野主税君	12番	菅原義幸君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会委員長	田井重久君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	高野利廣君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	西村晋悟君
財政課長	佐々木正則君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
水産林務課長	松村悟君
建設水道課長	丹羽優君
会計管理者	関功悦君
国保病院事務局長	横川忍君
総務課長補佐	高橋純君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀君
財政課長補佐	神田昌君
税務課長補佐	佐々木正人君
町民児童課長補佐	佐々木真由美君
町民児童課長補佐	坂谷洋二君
保健福祉課長補佐	西田良子君
保健福祉課長補佐	元島敬二君
水産林務課長補佐	八木忠義君

建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
まちづくり推進課主幹	吉	田	有	哉	君
財政課主幹	黒	澤	美知子		君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課主幹	河	原	泰	平	君
農業センター副所長	沼	口	英	樹	君
水産林務課主幹	手	塚	清	人	君
大成水産種苗育成センター副町長所長	栄	田	武	志	君
建設水道課主幹	久津	間		智	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
国保病院事務局主幹	伊	勢	千佳子		君
財政係長	尾	野	裕也		君
経理入札係長	小	林	朱央		君
国保医療係長	中	山	康春		君
社会福祉係長	竹	内	亜希子		君
障がい福祉係長	松	原	孝樹		君
保健推進係長	古	守	亜珠		君
保健推進係長	垣	本	利子		君
包括支援係長	今	川	勇吾		君
地域支援係長	阪	下	克哉		君
農政係長	長	内	解人		君

《大成総合支所》

支所長	佐	野	英也	君
主幹	浜	高	正明	君
国保病院大成診療所事務長	古	守	幸治	君

《瀬棚総合支所》

支所長	中	村	良則	君
次長	濱	口	喜秋	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏行	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英治	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英規	君

(2) 教育委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

教育長	成	田	円裕	君
教育委員会事務局長	高	田	威	君

教育委員会事務局次長	上	野	朋	広	君
教育委員会事務局次長	杉	村		彰	君
北檜山幼稚園長	鎌	田	郁	美	君
大成教育事務所長	杉	村	輝	明	君
瀬棚教育事務所長	三	浦	孝	史	君
総務係長	近	藤	智	博	君
社会教育係長	奥	村	大	樹	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	小	板	橋	司	君
------	---	---	---	---	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原			進	君
書記次長	高	橋		純	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	横	川	洋	二	君
事務局次長	丹	羽	小	百合	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	横	川	洋	二	君
事務局次長	丹	羽	小	百合	君
事務局総務係	原	田	翔	太	君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆様、ご苦労様です。

ただいまの出席議員12名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第2 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第2、議案第1号、平成29年度せたな町一般会計予算の訂正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君）ただいま、議長のお許しをいただきましたので、平成29年度一般会計予算案についてお願いがございますので申し上げます。3月2日定例会初日でございますが、平成28年度一般会計補正予算の議決をいただいたところですが、その際、産業教育常任委員会で審査中の、認定子ども園にかかる予算を、急遽でありましたが削除といたしますか、除いて議決をいただいたところでもあります。

今回、提案しております、平成29年度一般会計予算でございますが、3款民生費、2項児童福祉費におきまして、認定子ども園にかかる予算をお願いしてございます。しかし、産業教育常任委員会で審査中であることから、認定子ども園にかかる予算を削除し、修正させていただきたくお願いを申し上げますとともに、ご審議を賜りたいとお願いをしております。

訂正内容につきましては、財政課長より説明をいただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 副町長に申し上げます。修正の提案ですか。訂正の提案ですか。両方用語が混じってますので、整理をお願いします。

○副町長（高野利廣君） 訂正をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） それでは、お手元の予算書でございます。一般会計64ページから65ページでございます。歳出からご説明を申し上げます。

3款2項5目認定子ども園新設費、予算額1,664万8,000円でございますが、これを全額削除するものでございます。これにかかる財源でございます。ページを戻りまして15ページでございます。9款1項1目ともに地方交付税でございます。普通交付税でございます。訂正を46億1,310万4,000円とするものでございます。次に29ページでございます。17款1項5目公共施設整備基金繰入金でございます。1節公共施設整備基金繰入金のうち、認定子

ども園新設費備品購入事業にかかる1,500万円を削除するものでございます。したがって1ページになりますが、議案第1号、第1条歳入歳出予算の総額でございます。これを90億2,176万7,000円とするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） このあと議運もが開催されるんですけど、初歩的な確認なんですけど、予算書17日の段階で回収されて、15日に委員長からも報告があったように、修正表1枚で口頭説明があったわけですよ。正直申しますと、私、口頭説明はしたんですが、訂正しなかったんですよ。自分も不手際だったと思います。というのは、決めつけていたんですよ。せたな町の会計、この分厚い予算が訂正だけじゃなくて、そこの分だけ、きちんと直った形で製本してくるだろうというふうに決めつけていたんですよ。そのあと経過があって、今日になったんですけど、今説明する時に開いてみたら、まさしく訂正だけなんです。横線引いて、数字直して。これで良いのかなという個人的な思いです。このあと、議運で取り上げていただいて結構なんですけど、私的には、これは納得出来るものではありません。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 修正の措置と、訂正の措置がありますけども、今回は理事者の方から、訂正をするということでの扱いになってます。

石原議員。

○5番（石原広務君） 私としては修正した形で、きちんとした製本をしていただきたいと思えます。

○議長（菅原義幸君） 修正と言うことになりますと、手続きとしては議員提案で修正をすると。委員会の場においてやるという作業になりますけど。そこはどうかさいます。

石原議員。

○5番（石原広務君） このあと議会運営委員会が開催されて、その後、委員会の中で、その場で判断さしていただきます。

○議長（菅原義幸君） 議運の委員長に伺いますが、議運の開催予定については、どういう判断されてます。

○1番（細川伸男君） もう1回すみません。聞き取れなかったです。

○議長（菅原義幸君） 議運を開催したそののちに、何か石原議員は、発言を予定している旨の言葉を出されましたけれども、議会運営委員会について、議運の委員長は特段のプランありますか。

○1番（細川伸男君） いえ、別にありません。

○議長（菅原義幸君） 石原議員、どうされます。

石原議員。

○5番（石原広務君） おそらく修正動議かなと思ったんですけど、今休憩の間で調べた上で判

断させていただきます。

○議長（菅原義幸君） 休憩をとる予定はありませんが、このまま作業を進めたいと議長としては考えておりますが、休憩必要ですか。

石原議員。

○5番（石原広務君） このあと議会運営委員会が開催されるというふうに、思っていたものですから、その中で手続きなり、どういうふうな修正動議、あるいは賛同議員も確かいるやに承知してますんで、その辺の段どりも含めたうえで、本会議で判断させていただきます。

○議長（菅原義幸君） 議運の委員長、若しくは予算委員長に申し上げます。ただいまの石原議員のお尋ねに対して、改めてご説明を求めます。

真柄予算委員長。

○8番（真柄克紀君） 石原委員の考え方は分かりませんが、私は今日は訂正がきちんと提案されたので、その訂正に対する議決をいただいたら、訂正に沿って予算委員会を開催し、審議していくというのが筋だと思うし、それ以外、別に議運を開く理由はないと思います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 議運で開く、開かないと言うことは、あくまでも議運というのは、議長の諮問機関でございますんで、その辺、予算審査にどういう形で行くのかどうかということ、17日ですか、議運開いた中では、町からの修正、訂正含めた中에서도、協議して今日の1時ということで、予算審査に入っていく旨の報告があつて、議運では、その中について協議して、今日の1時からということで議運はなってますんで、あと議運でなんか、いろいろとやってくれるとか、したいんだという旨の話があれば、議長からの諮問があれば運営については、きちんと受けて協議したいという考えでおります。

○議長（菅原義幸君） 申し上げておきますが、議会運営会の招集権は、あくまでも議運の委員長にありますから、議長からの諮問がなくても、飛躍判断をした場合には、開催されて結構ですよ。

細川委員。

○1番（細川伸男君） その辺はそうなんだけれども、ただ石原議員の言っていることは、ちょっと中身について、例えば予算は訂正、修正されて出てきたということなんですけれども、その扱いとして、例えば一般会計の中身についても、今後の扱い方、委員長はどのような扱い方をするのか僕分かりませんが、要するに、一般会計の歳入歳出合わせて、もう1度議論して、ある程度の議論は尽くしているとは思いますが、形以上そういう訂正なり、提案があつた以上は、今後の進め方にして討論採決で進むのか、一部きちんと話を聞いて、歳入歳出をもう1回やってから、それで予算特別委員会のまとめを議長に提出するような形になると思うんだけど、そこで一般会計の歳出歳入を、一括でまた質疑するのかどうかという部分があれば、私はその件については、まだ聞いてませんので、そういう発言があれば、私からも、どうしたらいいかということ、提案したいという考えはございます。

○議長（菅原義幸君） 分かりました。石原議員の発言は、議事進行発言として扱っております。今の細川議員のご発言は、予算審査特別委員会の運営についての発言ですから、この場での議論

にはなじみません。どのようにされるか、予算審査委員長のお考えがあれば伺って、あと取りまとめを進めたいと思いますが、いかがです。

真柄委員。

○8番（真柄克紀君） この中で、こういうお話になるとは、私も思っていないんですけども、私としては、今訂正された議案が上程された中で、その外したものの以外の質疑は、全て終わっているという認識ではあります。ただ、どうしても質疑希望があるということであれば、一般会計で質疑は行くと。ただそれは、今まで議論した中のことから、さらにそれに踏み込んで、永遠とやるという仕組みのものではないと思っていますので、その辺は議員の方々の良識を求めます。それで、討論という形で進んでいく、進行の仕方がいいのかなど、今思っているおはありますが。

○議長（菅原義幸君） それでは、議長の考え方を申し上げます。この場で、予算委員会の審査方法について議論をするということは、場所が違うというふうに判断をします。後ほど、予算委員会が開かれた段階で、その進め方については、ご議論をお願い申し上げたいと思います。

石原議員、よろしいですか。

石原議員。

○5番（石原広務君） 自分も、まだ整理出来ていない状況の中で、先ほど議事進行になるということでしたが、冒頭の予算審査特別委員会の、真柄委員長の説明。それに対しては、きちんと正副委員長で議運にかけて、整理をした上で、説明をする意味。謝罪も含めてですけど、それをしていただければ良いかなと思って、先ほど発言させていただいたんですよね。その取り扱いをお願いをしたいと思いますが。

○議長（菅原義幸君） 議会本会議で、その問題を処理するという事は、今の議事進行の現状から言って馴染みません。それで一旦休憩する前に、この案件の処理をしてみたいと、私は思います。それで良ければ、この案件を処理して、しかるのちに、予算委員長と議運の委員長と、議長が入りまして、三者で協議をして、今、石原議員のお尋ねにお答えしたいと思いますが、それでよろしいですか。

○5番（石原広務君） はい。

○議長（菅原義幸君） それでは、石原議員の議事進行発言に対する処理が終わりました。

その他に、ご発言はございませんか。説明に対する質疑は、ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり訂正することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしを認めます。

よって、本案は原案のとおり、訂正することに決しました。

ただいま訂正されました、議案第1号、平成29年度一般会計予算について、改めて、予算審査特別委員会に付託いたします。

予算審査特別委員会が、終了するまで休会といたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 3時30分

○議長（菅原義幸君） 皆さん、ご苦労様です。

ただいまの出席議員12名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

◎追加1の日程第1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第1、諸般の報告は、お手元に配付したとおりです。

諸般の報告4に示したとおり、石原広務議員から広報発行常任委員会委員について、辞任の届出がありました。

せたな町議会委員会条例第12条、第2項には、委員が辞任しようとするときは、議会の許可を受けなければならないとなっております。

お諮りいたします。

石原広務議員の辞任の届出について、許可いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、石原広務議員の広報発行常任委員会委員の辞任を、許可いたします。

ただいま、広報発行常任委員会委員に欠員が生じました。そこで江上恭司議員を、広報発行常任委員会委員に指名いたします。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

広報発行常任委員会委員には、江上恭司議員を指名いたします。

◎追加1の日程第2 予算審査特別委員会委員長報告

○議長（菅原義幸君） 日程第2 予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第11号までと、議案第36号から第40号までの予算審査特別委員会における審査について、特別委員会委

員長の報告を求めます。

真柄委員長。

○予算審査特別委員会委員長（真柄克紀君） ただいまの件につきまして、ご説明を申し上げます。本会議定例会初日の3月2日、本予算審査特別委員会に付託された、平成29年度各会計予算案議案第1号から議案第11号までと、関連条例案議案第36号から40号までの計16件について、予算審査特別委員会の審査結果を、ご報告申し上げます。

当特別委員会は、3月15日から本日21日まで委員会を開催し、各会計歳入歳出予算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い、精力的に審査した過程において、議案16件のうち議案第1号の平成29年度せたな町一般会計予算については、訂正の上可決と決定しました。また、他の議案15件につきましても、全て原案可決で決定しております。ここで、議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く11名で構成されており、審議時間は十分に確保し、審議は十分に尽くされていると思いますので、全16議案とも質疑を省略した上、直ちに討論採決に入られることを進言いたしまして、せたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菅原義幸君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は、全16議案を原案可決と決したとするものであります。また、特別委員会は議長を除く11名で構成され、審査は十分に尽くされているので、質疑を省略し、討論採決に入りたいとの進言がありましたので、委員長の進言どおり取り進めます。

◎追加1の日程第3 議案第36号

○議長（菅原義幸君） 日程第3、議案第36号、せたな町中小企業経営安定資金融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第36号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第4 議案第37号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、議案第37号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第37号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第5 議案第38号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、議案第38号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第38号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第6 議案第39号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第39号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第39号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第7 議案第40号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第40号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより、討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより、議案第40号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号は原案のとおり、可決いたしました。

◎追加1の日程第8 議案第1号

○議長(菅原義幸君) 日程第8、議案第1号、平成29年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより、討論に入ります。

最初に、本案に対する反対討論を許します。

石原議員。

○5番(石原広務君) 私は、平成29年度せたな町一般会計予算案に対して、反対の立場で討論いたします。

その理由の1つに、指定管理者制度の運用について、町長の認識の間違いが、さまざまな影響が出ていることです。町政執行方針で、温泉ホテルきたひやまと、国民宿舎あわび山荘について、指定管理制度により、お客様へのサービス向上に努めてまいりますとしています。しかし、町長は指定管理料は、赤字補てんであるという認識を、今だ、是正していません。

指定管理制度は、価格競争に偏る危険もあることから、指定管理の算定が、指定管理イコールコスト削減ではないことに、留意すべき等の提言が出されている中、各自治体も手探り状態の運用をしているにもかかわらず、課題や問題点も検証されていません。

また、指定管理者の中には、既に限界に近い、経営努力を余儀なくされている現状をも理解しようとして、管理者から出されている建物を維持するための経費も含んだ、運営管理等の検証もされていません。しかも、町から示されている指定管理料の積算根拠も出されていないのに、執行方針にある適正な運営に努めるとは、どのような考えか理解が出来ません。

今のままだと、町長が言われている町民の幸せを第一に考え、町民が安心して暮らせる町づくりの実現に、相反することになります。指定管理施設の利用者や、従業員にも不安を与え、日本一子育てしやすい町宣言をしたが、この町で暮らし、この町で子育てをしていきたいと言っている、基幹産業である漁業に従事している、若い漁業者からも将来を不安視する率直な声があり、指定管理者の中には自社を守るために、町の今の考えでは、撤退をせざるを得なくなるという考えが出ています。

指定管理運用には町長の運用に対し、町長が認識の是正を直ちにすべきであると、強く提言をし、反対の理由とさせていただきます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 次に、賛成討論を許します。

平澤議員。

○9番（平澤等君） 私は、平成29年度一般会計予算案に対し、賛成の立場で討論いたします。

平成29年度一般会計予算総額は、前年対比プラス9.1%、金額で7億5,546万5,000円増の、90億2,176万7,000円であります。歳入では、普通交付税の合併算定替縮減、2年目を迎え厳しい財政環境ではありますが、過疎債や合併特例債など、交付税措置のある優良な起債の活用や、各種目的基金からの繰り入れなどの財源確保を評価いたします。

また、歳出においては、正当な支出であると認識しており、事業においては瀬棚養護老人ホーム三杉荘の改築や、生涯教育の拠点となる生涯学習センターの整備工事などの大型事業のほか、町の基幹産業である農漁業の振興のために、農漁業チャレンジ等支援事業補助が盛り込まれており、せたな町の持続的な振興発展を願うものでございます。

新年度の予算執行に当たり、理事者職員が一丸となり、町民の負託に応え得る町政執行を希望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（菅原義幸君） 次に、反対討論を許します。

なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第1号について、起立により採決します。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決することに、賛成の方は起立願います。

（起立する者あり）

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。

11名中、起立賛成者10名。よって、起立多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり、可決されました。

◎追加1の日程第9 議案第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第9、議案第2号、平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第2号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第10 議案第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第10、議案第3号、平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第3号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第11 議案第4号

○議長（菅原義幸君） 日程第11、議案第4号、平成29年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第4号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第12 議案第5号

○議長（菅原義幸君） 日程第12、議案第5号、平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第5号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第13 議案第6号

○議長（菅原義幸君） 日程第13、議案第6号、平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第6号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第14 議案第7号

○議長（菅原義幸君） 日程第14、議案第7号、平成29年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第7号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第15 議案第8号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第8号、平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第8号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第16 議案第9号

○議長(菅原義幸君) 日程第16、議案第9号、平成29年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより、議案第9号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第17 議案第10号

○議長(菅原義幸君) 日程第17、議案第10号、平成29年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

中村瀬棚総合支所長。

○瀬棚総合支所長(中村良則君) 17日の委員会で、私、間違った答弁を差し上げましたので、ここで訂正し、お詫びを申し上げたいと思います。細川委員、洋上風車の連携、接続について質問されたわけなんです、私、北檜山区愛知の入口のところと申し上げました。それが、瀬棚区の和生コンの裏で砂を採取していた、その向かい側に変電施設がありますので、そこから北電の高圧に連携しているということで、答弁を訂正し、お詫び申し上げる次第でございます。

申し訳ございませんでした。

○議長(菅原義幸君) ただいま答弁の訂正がございました。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより、議案第10号について、採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第18 議案第11号

○議長（菅原義幸君） 日程第18、議案第11号、平成29年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより、議案第11号について、採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第19 発議第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第19、発議第1号、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

総務厚生常任委員会委員長、産業教育常任委員会委員長、広報発行常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布のとおり、議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎追加1の日程第20 発議第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、発議第2号、せたな町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 議案その4の7ページからでございます。ただいま上程されました、発議第2号せたな町議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

この発議は、議会運営委員会の委員で提案するものであります。その内容については、政務活動費について、現在、年度当初に全額交付を受けていましたが、これを、政務活動費を行なった

場合の経費を、その都度申請し、審査を受けて適正と認められた場合、交付を受けるというように改正するものでございます。改正内容については10ページ、11ページの新旧対照表により説明いたします。第7条第1項中、受けた日の翌日から起算して、10日以内に別に定める様式により議長を経由して、政務活動費の部分を受けたのうち、政務活動を行ったときは、その日から30日以内に、別に定める様式により、当該政務活動に要した経費を、政務活動費として議長を経由して改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加えるもので、第2項議員は、前条の規定により政務活動費を請求しようとする時は、領収書その他の支出を証すべき書面を添えて、且つ、その支出が、第2条第1項及び第2項の規定に基づくものであることを、明確にしなければならないを加えます。

次に、第9条の見出しの中、調査の次に及び是正勧告等を加え、同条に次の1項を加え、第2項議長は政務活動費の運用が、この条例またはこの条例に基づく、その他の定めと反すると認めるときは、当該議員に対し、是正若しくは改善のための処置を、講ずる勧告することが出来るを加えます。次に、第10条第1項及び第3項を削り、同条第2項中、辞職失職死亡、若しくは除名、又は議会の解散を失職に改め、同項を同条とするものであります。附則としてこの条例は、平成29年4月1日から施行するものであります。改正しようとする内容は、以上でございます。

議員各位の賛同を、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を省略し、討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

◎追加1の日程第21 発議第3号

○議長（菅原義幸君） 日程第21、発議第3号、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

着服事件の再発防止と町民の信頼回復に関する調査特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加1の日程第22 議案第42号

○議長（菅原義幸君） 日程第22、議案第42号、平成28年度せたな町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 議案その5でございます。今回、提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に624万4,000円を追加し、補正後の予算総額を90億553万1,000円とするものでございます。その内容ですが、水産資源等調査業務について補正をお願いするものでございます。また、予算に合わせまして、繰越明許費の設定1件をお願いしております。

内容につきましては、担当課長に説明いたします。

ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて、内容の説明を求めます。

佐々木財政課長。

○財政課長（佐々木正則君） 議案その5の5ページでございます。歳出から説明を申し上げます。6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、13節委託料で、水産資源等調査業務624万4,000円を追加するものでございます。その内容でございますが、深海、深い海でございます。深海未利用資源調査、これにつきましては、瀬棚地区、久遠地区、貝取澗地区で行う予定でございます。もう1点、ホタテ採苗調査、採苗は採用の採に、苗でございます。ホタテ採苗調査、これにつきましては、瀬棚、新成地区で行います。これに対します歳入でございますが、上段でございます。普通交付税をもって、歳入歳出の均衡を図ったところでございます。ページを戻りまして、3ページでございます。ただいまの説明を申し上げました事業につきまして、イカ漁との兼ね合いもございますことから、明許繰越しにより繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

平成29年第1回せたな町議会定例会を閉会します。

大変、ご苦労様でした。

閉会 午後 4時 3分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年11月16日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 真 柄 克 紀

署 名 議 員 平 澤 等